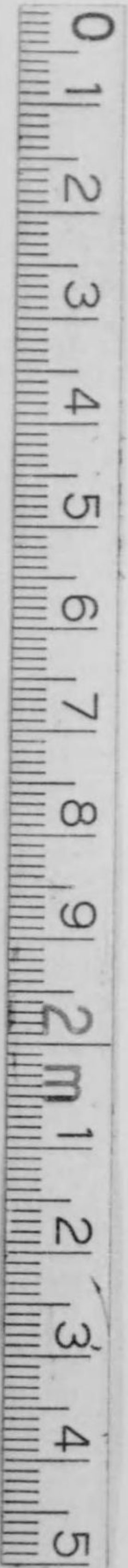


398  
93



始



398-93

# 北九州振興史

## 緒言

國家を動かすも、人である。針を動かすも人である。國民を興すも人であれば家國を破るも人である。人の「器量」程似て比なるはなし、其の「器量」程結果の相違を大ならしむるものはない。昔から國民性と云ふものは「交通」と「位置」とが書いた地方物興史の舞臺面に、最も麗はしい、且つ必須な背景として、何時の時代にも飾らぬはなかつた。

元始の人類は支那平野、メソダニヤ高原、ナイル平原等に文化を織つた。平野交通の容易にして相互交渉の圓滿であることを意味する。しかも其の多くが海濱の濱に振興した事情から見ると、交通難易の問題が、奈何に人類の發展に至要な關係を有つかが明る。

フエニヤは奈何にして古代文明の覇者たるを得たるか、カーセーチは奈何にして古代商業の中心たることを得たるか。前者は印度バビロン地方と、歐洲諸國との要路に當り、後者は北亞弗利加中央部の突角地に據り、シ、リヤ、コルシカ、エルタ

緒言

一

大正  
11. 7. 14  
内交

天  
...

エルバ、ローマ等地中海般諸地の中心に位置したからである。位置が又一地方の文明に奈何なる關係を有つかは、之を以て其の一斑を知り得らるゝであらふ。

要するに政治、經濟等の上から、要路に「位置」した一地方は「交通」利便の程度に住民の「器量」奈何とに依て發展のメートルを上下するものである。

我が北九州の地は、古來西海の諸國に嶄然として超越したものがあつた。尤も人の「器量」と云ふ點に於て九州は一體に相似よつたものを持つて居り、漫りに優劣を論じ難いが、兎に角北九州たる海童國に積極的の地方性あることは、假令他地方と比較上優れないまでも、確かな事實である。而して我が北九州の今日あるは、與て此の積極性が非常なる力を與へたものであつた。

北九州の地たる、古への海童國である。即ち筑紫二州を領有して居る。豊前方面に於ては指呼の間に我が國の本土を望み、遙か筑前方面を以て支那大陸、並に朝鮮等の古代文明に相對し、而して筑後に依て九州の「後奥」七州と氣脈を通じて居る。然れば九州から本土に向ふ凡ての陸上運搬は、必ず我九州を通過せねばならなかつた。本土から西海に向ふものも亦必ず北九州の地を經由せざるを得なかつた。大宰府、九州探題等は悉く此の筑豊の地に置かれたではないか、藤原の廣嗣は北豊に據

つて官軍を防いだ。大友宗麟は北豊の地を以て東上の要路とし、之が政略に最も力を注いだものである。斯くの如きは僅に其の一例に過ぎぬまでも、奈何に北九州の地が西海の政治的に重きをなして居たかを立證したものである。元寇の襲來は奈何に九州中軍事的に至要な土地であるか、北九州の占領が、奈何に九州を壓するに便に、又如何に日本を壓するに使であつたか、關門今日の要塞は實に其の古に於て重大なものであつたのである。實に筑豊二州の地は、東洋交通に對する日本の咽喉に位置し、九州諸國より本土に向ふ交通の咽喉であつた。「位置」は各時代に於て種々の方面に設備を置き、而して之等の設備は、次第に各方面に向つて刺戟を與へた。

古へに白野江あり。即ち新羅江にして文字ヶ關は其の後なり。洞海は今の若松港である。灘の大江は今の博多である。而して豊前の中心に蒸津があつた。蒸津は今の行橋附近であつて是等は夙に要津として其の使命を負ひ、對外的にも、亦對内的にも、要路を爲して居たが、それだけ交通の容易であることを示したものである。

昔から、風土、その住民性を作る事は、研究の歩を進めるに従て續々驚かされるものがある。住民性の奈何は其の國の山河を見て所斷しても殆んど慙まらぬ程、その土地と性格とに於ける自然の約束が嚴格である。北九州には明るい天地が充滿し

て居る。濶く開けた原野の彼方には、餘り高くない而して氣持ちの宜い山脈が墨繪の様に之等を探取つて居る。大河、小河が平原を貫いて彼等に溉灌と交通とを與ふるの傍ら、秀麗の風景を添加して行く、海岸は到る處明媚の風光に充ちて居る。その氣候は九州中最も温和である。その土壤は九州中最も豊饒である。老齡の山脈に配するに丘陵高臺を以てし、陰鬱の氣分と云つては少しもない。

北九州の人は能く快活である。その代り法螺も吹く、又其の代りに事業も舉げる彼等は進取的である。爲に事業の失敗もあれば、破壊も澤山にある。しかも後から、その後から建設が行はれる、敢て熱着心が強いと云ふではないが、事業に對するの努力と熱心とは熾烈である。

この位置と、この民性とあり、已に北九州は發展の國であらねばならぬ。しかも其の地形、地質及び氣候の偉大な天恵を加ふるに及んで蠶業、畜産、水産、林産、農産等に於て、その然らざる置位にあるものですら、尙且つ九州の何れの地方に比較するも、決して劣らざる成績を擧げて居る、蓋し偶然ではないのである。特に筑豊二州の鑛産に、即ち石炭に豊富な事情は、位置と地勢との優良と相俟つて、動力の容易な關係から、過去及び現在の蔚然たる工業の勃興を招き、而して未來に對して大工業國

たるの定論を社會に與へて居る重要な所以である。

小倉市は七百年の都市である、徳川氏の世、小笠原氏九州探題として十五萬石を食み、九州の咽喉を扼したものである。即ち九州唯一の大都市であつた、しかも此の小倉市と共に、石炭と位置とを以て、門司、若松を生じ、八幡、大里の殷盛を現出せしめた。一寒村の後藤寺、其の他炭山地方の勃興にして其の著しきものある。又謂れなしとせんや。

工業の勃興は、當然に商業の旺盛である、商業の旺盛は當然に金融の活潑である。北九州の一角は、この意味に於て理論通りな結果に到達して居る。即ち世界動亂後に於ける目醒しい支那大陸の商戦に對する天目山として、吾人は門大、若倉の地を以て、唯に工業地たるばかりでなく、天與の位置を利用せしめて、一大貿易港たらしめたいのである。この大貿易港にして現出せんか、九州總体に對する種々の影響は殆んど想像の及ばざるものある可く、差し詰め、北九州その物の殷賑も、亦計り知るべからざるものあるに相違ない、或は商工の中心が阪神を離れて、この一帯に移りはせぬか、日本文明の西漸さへ稱道するものを生じて居る。即ち既往、今來を案じて本稿を爲す。

## 北九州振興史

### 筑紫の國

筑紫は倭國を本據とし大彥命の裔孫たる筑紫君が、造として治する處、其の領域知る可からざるも筑前、筑後は、この國造の領域を二分せるものにして、筑紫の中の筑紫なるが、後には九州の總稱ともなれり、而して此の筑紫の國は素史上の海童國にて、古事記の阿曇津津等が祖綿津見の神の顯はれ給へる地とす、又火遠理命（彦火々出見尊）の海神國に來らせ給ふや、綿津見の神の女豊玉毘賣命を納れて皇后となし給へるも、此の地のことなる可し。

海童國又海神に作り、或は綿津見に作る、即ち海つ持の義にして、海洋を領有し、勢威生業を海上に樹立したるものを曰ふ也。日本書記には綿津見を海神等號少童命、少童此云和多都美と載せ、彦火々出見尊行幸の事をば、乃作無目籠内尊於籠中、沈之干海、即自然有可憐小濱、於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也雉堞整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、井上有一湯津杜樹云々と録す、その一書には海神豊玉彦宮、其宮也城闕崇華、樓臺壯麗と録す、是等の海神宮、その宮室城屋の備はれる状を、魏志の奴國三萬戸と曰へるに参照して、國力の強盛なりしを知る、奴國とは倭國を云ふなり。

後世、海神を志賀島並に筑紫郡の住吉に祭り、豊玉姬を竈門山に祭るは、倭縣の國祖が海神たるを證明するものにして、殊に神功皇后の此地に行幸し給ひ、海神の威靈に依り、以て韓國を征服し給へるは、歴史事實の上に於て海神國、倭國の同一なりしを證する也、しかも海童國の勢力は胸形國より伊都國に及び、北は諸韓に通じ、南は水沼國に連り、東は長狹縣より宇佐國に及びたらん、彼の神武天皇の東征に當り、天皇は速吸門に於て迎へたる珍彦に橋を授けつゝ、珍彦は宇佐宮に奉仕せし大神

氏の祖にして、古史通は舊事記の説を取り、彦火々出見命の海童の女腹、次子ありたけくらぎ武位起と云ふ、珍彦は蓋し其子孫也と論斷す、今現に珍彦を宇佐に祀る、又宇佐津彦、宇佐津姫等も、或は珍彦の族なる可し。

神武天皇は即ち東征の大艦隊指揮の職を珍彦に授けたるにて其の編成は海童の屬、海部に於て了し珍彦の本據に立ち寄り、尙も海童國の勢を集へんが爲め、遠賀の港まで舟帥をまげ參せる也。

之を要するに、海童國の勢力は、筑紫の那珂の縣を中心として、筑豊の前後四州に及びたる可し、吉田博士は按ずるに、豊日別の名義は豊前仲津に現に豊日別宮と云ふ古祠ありと説けども、恐らくは宇佐郡以西の地は、往時筑紫の地に屬し、今の豊後こそ、眞の豊國ならん。

古事記に筑紫を白日別と云ひ、豊國を豊日別と云ひ、火國を速日別と云ひ、日向を豊彦日泥別と云ひ伊岐を天一柱と云ひ、津島を天挾手依姫と云ひ、姫島を天一根と云ひ、知訶島を天忍男と云ふ。是れ筑紫國の面四つと、その諸島を謂ひ、伊奘諾、伊奘冉二尊の平定し給へ國土となす。

古、豊前國仲津郡に豊日別命あり、現に草場村に豊日別國魂宮を存し、命を祀る、即ち此神は豊日別の國魂と祀らるゝ以上、當國の經營に最も顯著なる功績を止めたるや必せり、尙ほ下毛郡にも中津町に此の神を祀れるが、豊日別大神と稱し、佐留田比古、沙井和神等を稱ふるも皆同じ、沙井和井、猿田比古を幸神、又は蒸神と云ふより之を誤りたる可し、尙ほ「辛國より渡りませる神」の條に詳述せん。

豊國とは古代豊前豊後二州に涉れる稱なり、國造本紀は宇佐國、國前國、比多國と云ひ、四に分る蓋し豊國は豊前の仲津郡を本據とし、築城並に企救、田川等に及べる泛稱なりとす。

國造本紀に、豊造本紀に豊國造、志賀高穴穗(成務)朝御代、伊甚國造同祖、宇那足尼宣賜とあり、伊甚、安房二國造は、共に同祖にして、天穗日命の裔孫に出づる也。然るに豊後風土記に、豊國造祖菟名手、景行天皇の御宇に豊國を治し、中臣村に到り瑞草を得て、豊國直の姓を賜へる由を載す、この菟名手は國造本紀に國前國造と爲せば、宇那足尼とは同姓異人なり、宇那足尼は天三降命の裔と云ふものにや、又大原足尼と同人にや。

天孫本紀は、饒速日尊十世孫、大原足尼命、筑紫、豊國國造等祖、置部與會命之子など、録し、又天神本紀には饒速日尊、天降供奉の三十二神中、天三降命、豊國宇佐國造等祖と録す異傳と云ふ可し

### 北豊の八郡

今の郡は概ね、古の縣あがたの城なり、日本紀に成務天皇の五年令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、界山河分國縣、隨阡陌、定邑里とあるもの、蓋し國より以下の行啓區畫まで手を著けられたる權與ならん、爾後亦允恭天皇の御宇より孝德天皇の御宇に至りて、區域次第に分れ、天武天皇の御宇に屢々廷臣を四方に遣し、諸國の境界を限分せられしによりて愈々明かに、明天皇の和銅六年幾内七道の國郡に好名を着けしめらるゝに及びて、古の縣と稱せし境域、概ね郡となり、其名も亦確然として一定す、この時代に至りては世運大に開け、文字も亦頗る進みたれば、其好名と云ふものは獨り名の辭を意味するのみならず、并して好字と云ふことをも意味し、能ふだけ好き文字を撰み加之其字數をさへ二字に限り、辭の短きは之を伸ばし、長きは之を縮めて、一例の下に國名、郡名とも之を定められたるなり、故に後世多少の變更あるも、今に至る迄で稱呼も文字も概ね此治定に據らざるは非ず、當時定められたりと思ゆる豊前八郡の名は延喜式に

企救、京都、仲津、田河、築城、上毛、下毛、宇佐、

とあるものは是也、爾來千二百八十餘年の間、其郡數、郡名と郡境の大體とは因襲して變ずることなかりしが、明治二十年市町村制を創設せらるゝに及び、郡治の行政區域を大にせんが爲に、全國の郡村に分合を加へられ、同二十九年四月豊前八郡も減じて六郡とはなれり、即ち京都、仲津、二郡を廢して京都郡を置き、築城上毛を廢して築上郡を置く、是れ千古の變とも謂つ可し。

宇佐郡は豊前の東端、北は海に瀕し、綠岸平夷なり、南部は驛館川の上流にして、山中別に一境を開く、要するに驛館の水系に成れる一地域にして、水、皆北流し、郡界稍や整正なり。

上古宇沙國の目あり、宇沙は宇佐、又は兔狹に作る、神武天皇の時、宇沙都比古を以て國造に任せらる、宇沙都比古は、國造本紀に高魂尊の孫とし、天神本紀には、天三降命は豊國宇佐國造等が祖なりとあり、當時指す處、下毛、上毛をも併せて宇佐國と爲せるが如し。

神代紀に三女神の降臨の處を葦原中國宇佐島と云ふ、宇佐島は此の郡の宇佐に非ず、同書尙ほ今在北海道中と述べ、又以三神令降於筑洲、因教之日、汝三神宣降居道中とあれば、宇佐島とは、宇像の島を指す、即ち其古號のみ、近世この宇沙島を宇佐郡に引き當て、宇佐八幡の比賣大神は三女神なりと論ずる者あり、之に雷同して更に葦原中國は豊前の舊稱とする者あるに至る、無稽も甚だし。

酒井郷 今宇佐町、西馬城村邊か、詳かならず

向野郷 速見郡立石町に入る、今小向野村あり

封戸郷 北馬城、和田、之に屬したり。

辛島郷 驛館村之れなり、大字辛島を存す。

葛原郷 四日市町及び八幡村なり、辛島の分郷。

高家郷 今、高家、糸口の二村、又辛島の分郷なり。

廣山郷 長峰、天津の二村。

垣田郷 豊川村に拜田あり、カイタの訛れるにや、盛衰記に海田兵衛宗親あり。

深見郷 龍王谷の數村を總ぶ、今深見川あり。

野間郷 兩川村に北山あり、之に依据すれば佐田村は南山なり、即ち龍王谷の北半分歟。

下毛郡の地、北は海に類し、綠岸平なり、南部は山國川の上流にして、山間、別に一境を開く、其の地苞の如し、要するに山國川の水系に成れる境域にして水皆北流し、形狀その東隣なる宇佐郡に似たり、唯下淤左岸の地を割き、上毛郡と爲すを異とす。

上毛、下毛は本一郡にして御木と稱す、又膳に作る、和名抄上毛を加牟豆美介と注せるにて知る可し、彼の耳垂が據れる御木川の川上は、即ち山國川の上流にして、耳垂は其の土酋なりしならん、豊前志は郡名を以て河名に本づく、良材を出したるより御木川と云ひ、後郡名に移る歟と、然れども豊前國志には、此地の名義は食膳の精米を出せるに因む歟と云へり、是れ膳の學義に據れるにて、御木を膳に作り證は、風土記逸文に、豊前國上膳縣とある者是なり、續記天平十二年慶嗣征伐の條には、仲津郡擬少領膳東人と云ふ者も見て、

麻生郷 下毛郡になきも、宇佐郡の麻生、横山二村歟、郡界の移轉を疑ふ。

野仲郷 大幡、如水、並に櫻洲、和田、三保、尾紀の地となす可し。

大家郷 中津町及び大江、豊田の二村とす。

小楠郷 今の小楠及び鶴居村を云ふか。

諫山郷 山口村に諫山を存す、深採村、眞阪村も本郷に屬す、續紀、天平十二年、下毛野擬少

領勇山伎美麻名あり。

山國郷 奥耶馬の地、槻木、三郷、下郷の總名なり。

穴石郷 今詳かならず、然れども山國谷の北偏を指す、或は穴石は長岩なりと、津民、東城井城井、上津野を云ふ。

上毛郡は和名抄加牟豆美介と訓づ、風土紀逸文には上膳縣に作る。後世専ら加美介と唱ふ、本下毛郡と一域にして御木と稱したる地なり、三毛津の稱、今村名に三毛門となりて遺れり。

吉田博士は曰く、明治二十九年、政府築城、上毛を合併して築上郡と爲す、然れども上毛は地勢全く下毛郡の西北隅を占め、之を下毛郡に合せて御木郡を復す可きも、いかでか築城に云々すべけん、其山脈、水系、皆下毛と相同じ、蓋し福岡、大分二縣の地域を山國川の下淤に分界したるより、斯る失體の分合を生じたるならん、凡そ上毛の蕉郡域は、今十五村あり、西北英彦山、求菩提山の尾、北に延伸して海に至る、此一脈は天成の一境界にして、福岡、大分の縣治も當に之に因りて區分す可し即ち上毛を下毛に分合して御木郡を復し、築城を京都郡に併せば、地の利、人の和を得るに庶幾からん。

那珂博士曰く、築上郡の築上は築城のツイと上毛のカミとを合せて音讀したる也、上毛は下毛に對する名なれば、下毛郡の存する限りは、上毛の名を失ふ可らず、然れども上毛、下毛は御膳より分れたる地なれば、下毛を御膳郡と名づけて、此郡を築城とするも可なり。

多布郷 今の唐原村なり、友枝村を含む。

上身郷 上身は上毛郡の身毛郷の義、今三毛門村あり、黒土村より三吉富村の地是れ也。

山田郷 今あり、八屋町、宇島町、千束村なるか。

炊江郷 詳かならず、恐らくは横武、合河、岩屋などに當る。

築城郡の地勢、京都郡と一致し、東に海洋を控へ、西に山を負ふ、その東南上毛郡の交界には求菩提山の餘脈連亘し、水系全く異なり、和名抄豆伊岐と訓じ、三郷に分つ、小郡なり。蓋し古の豊國東南の境にして、宇佐國御木とは自ら疆域を異にせるものとす。

築城、拾芥抄に筑城に作れり、書記通證に、天智帝の時、此の地に築城せられしやに述ぶる所あれど、謬れる可し、此の地、大宰府防備の西衝に非ず。

大野郷 角田か地か。

搗木郷 今築城村あり、椎田、八津田等は其の地なり。

綾幡郷 下城井村の東部、及び葛城村ならん、今赤幡、八幡宮あるは綾幡の訛か。

狭度郷 和名抄仲津郡に入るも、上城井村及び仲津郡の伊良原ならん、上城井村に今寒田村あり。

京都郡は、明治二十九年、仲津郡を合併せる也。その域、築城郡と同じく、東は海に至り、餘の三方連山高低して之を繞る、古への豊國、即ち是れ也。

和名抄、美夜古と訓じ、四郷に分つ、上古、豊國の長狹縣と稱したるを、東行天皇こゝに行宮を興し、之に御し給へるより京の稱起る、靈異記には宮子郡に作れり。

大宰府の盛時、松山に鎮營を置き、板櫃と犄角して、豊長の關隘を守備せしむ。天平十二年、大宰大貳廣嗣の亂、三道關隘に向ひしも、京都營歸順し、その田河道、豊後道、みな宮軍の制する處と爲り、廣嗣敗走す、その後國府及び草野津、尙ほ此處に在りて、豊國の中心たるを失はざりしが、後世





難怡郷 知と訓む、赤村、添田の邊を指すか。  
 位登郷 猪位金村の字に存す、川崎、安真木、中元寺、弓削田なども屬す。  
 香春郷 風土紀、既出の地香春より探銅所、勾金に掛けて其の郷也。  
 城井郷 夏告、糸田、井田の邊なり、豊前志にこの名上野邊に残るをす。

### 源史時代の神人

九州の中、日向の地が其南方に僻在するもの故を以て、わが天孫種族は、或は馬來種あるべしと云ふ者ありと雖も、古史に於て南方との關係を證する者、事實殆んど無く、常に北方朝鮮半島との關係が少からず。即ち對島、壹岐の二島が早くより古史に著はれたるに、南方の種子島、屋久島、琉球諸島が少しも關係を示さず、殊に韓國(辛國)の神は各地に之を祭れるも、一も南方の神を祭るの神社なく且つ神跡なし。是れその北方との關係を知る唯一の徵證となす。

今、之を豊前の史蹟に就て調査せん乎。其一に田河郡に香春神社あり。この宮は神名式に田川郡三座(並小)辛國息長大姫大目命神社、忍骨命神社、豊比咩命神社と見え、續後記、承和四年の大宰府言には、管豊前田川郡香春岑神、辛國息長大姫大日。命忍骨命、豊比咩命、惣て是れ三社と記し、三代實錄に、貞觀七年二月廿七日、己卯、豊前國從五位上辛國息長比咩神、忍骨神、並授從四位下ともある。辛國の神を祀る所、即ち豊前風土記に、昔、新羅國神、自度到來、住比河原、便即名曰鹿春神と出でて、韓國の神來りて此の地にも住みたるか、神功皇后の生家、息長氏の外戚は、天日槍、即新羅皇子の裔なれば、日槍の妻、比賣語會をば、後世に追號して、辛國息長大姫と云ふなるべし。比賣語會の神、果して息長大姫命ならば、御紀垂仁天皇二年の一書に、難波比賣語會神、且至豊後

國國前郡、復爲比賣語會社神、二處見祭焉と見え。攝津風土記にも、比賣島乃松原者、昔、輕島豐阿岐羅宮、御宇天皇之也、新羅國有女神、遁去其夫、來住筑紫國伊波比乃比賣島、乃曰、比島者、猶不遠、若居比島、男神尋來らむ、乃更遷來停比島、とありて、其後、此の神は轉々して、諸方に移り住めるなる可し。

其の二は、素盞鳴尊の御子五十猛命が、後の仲津郡天生田村に來り住めりてふ傳説あることなり。同村の天疫神社々傳に「素盞鳴尊、自天上師其子五十猛命、到於新羅國云々。尊曰、非此地吾兒可御之國、以地土、作舟、而東歸矣。着舟九州、尊經由干豊前國之時、豐曰別命出迎、而嚮導、尊問曰、汝國名爲何耶、對曰奇日之豊國也。尊喜於懷曰、斯地は益國之塊區乎、何不居乎、遂以此所爲行在所而居、今日仲津郡者、因神語也」と、是れ或は當國の風土記などに據りて記するものなりや、其の文章も自ら古雅にて、事實亦た概ね誤りなかる可く、後命は去つて、今の宇佐郡韓島の地に到り、其處に宮居を定め給へるもの、如し。宇島宮の舊記に、韓國命知始給故韓島號之起とを之あり。且つ命五世の孫宇豆彦は同郡下市村の三女神社に奉仕すと云ふ。三女神とは、五十猛命の御妹姫を云ふなり。此を以て、命の半生は豊前に終らせ給へることを知る可し。

其の三は三女神の御降臨なり。三女神とは、田岐理姫、瀧津姫、市杵島姫にして、御兄五十猛命は既に豊前に降り給ひ、跡を宇島郡に垂る。三女神亦た、この地に降臨せられたるの徵證あり。そは日本紀の一書に、曰郡三女神使降居葦原中國宇佐島矣、命存海北道中號道主貫とあり。然るに、海北道中とあるより、學者往々之を筑前とさせるもの、如し。其説蓋し三女神の降臨地には相違なかるべきも宇佐島は豊前にあらざるより考ふれば、女神の到着地と降臨地とを混同しての説なるや必せり。玉木正英は、「三女神の始め降臨の地、曰御許山」と云ひ。渡邊重春亦、「此山、三女神の降り着き給ひし處なるべし」と云ふ。宇豆彦は、既に三女神を祀りぬ。宮の傳記に曰はく、「神日本磐余彦命之御時

云々。韓宇豆峯神社、祭宇都彦自始牟三女神奉仕」と。又一考に價す可し。

其四は、天疫神社の社傳が記する所の豊日別命なり。豊日別とは、古事記にある、二宮生成の一面にして、後世の豊國なり。故に五十猛命を迎へ奉れる神人は、神名を負へるにて、一國の將師たり。然らば豊日別命とは如何なる神なる乎と云ふに、仲津郡豊日別國魂社の縁起に「豊日別神、或佐留多比古社、沙井和井宮、又云豊日大神」とありて、即ち猿田彦大神の別名なるが、其の國魂を稱ふるも又當國の建國者なるの故を以て也。彼の平田篤胤が、古史傳に下毛郡中津の關無嶺神社を説く條に、豊日別命を以て「伊邪那岐尊の靈神なり」としたれども、其説甚だ遠し。此に和名抄、仲津郡に磐見郷あり。國魂社の縁起はいはく「昔年、左留多比古神、立伊良和羅山、見溪水、此川不深、其水上、以小流淺水、名所淺見川」と、又其日東曙見河、因號朝見、磐見川」と。此に至つて前に説く處の五十猛命の事蹟は、愈幽を啓けるものと云ふ可し。

其五は、天三降命の南進にして、宇佐舊記に「天孫日向降臨之時、天三降命供奉、依勅住菟萩川上奉齊宇佐明神」とありて、命は、天孫本紀に、「天三降命、豊國宇佐國等祖」といで、舊事國造本紀に「宇佐國造、檀原朝高魂尊孫、宇佐津彦命、定賜國造」と見ね合せて、其系統を知らる可く、宇佐明神とは、今の宇佐にメウジキあり、メウジンの轉訛せしものにて、明神の祭地なりしか。この地小丘をなす。或は傳へて、宇佐都彦の墳とも云ふ。

夫れ、悉く書を信すれば、書なきに若かず、豊の英彦山は三國に蟠まりて、一州の冠たり。林親信西田直養等は、口碑傳説によりて「天忍日命、及び天津文米命の天降りける故にて、此山上より頭槌の劔が出たり」と云ひ、佐野經彦は「同山に忍骨命を祭るは、必ず此の山に天降り給へるに云々。再び天に返らせ給へり、之に依つて日子の山と稱す」と云へり、又彦山記に「豊前嶺、云鷹栖嶺、有高天原之奥」とも見えて、この兩柱の降臨説は免まれ、彼の香春宮の祭神息長大姫神に配祀するに、

忍骨尊、即ち忍穗耳尊を以てするは、愈々北方との關係を知るべし。

由來、豊前には、神人の遺蹟として傳ふるもの多し、或者は神代の都をさへも、わが豊前となし、神代帝都考の著述ありし程にて、右の諸神を除きては、他に一も信憑すべきものあらざるに、古事記以下の諸神を擧げて、悉く我掌中のものとなされたり。兎も角或る二三者が、豊前師都論を爲す丈、當國には神人の迹を傳ふるものに尠からず。播磨風土記、飭磨郡の條に「所以號豊國者、筑紫の豊國神、在於此處、故號豊國村」といでたるが如き、或は息長大姫の神の攝津に於ける、よく州の神人が其進取的勢力を示せる一例と云ふべきなり。

或者是論じて云ふ、吳の支庶、姬姓の裔、筑紫に來歸し、子孫蕃して隼人に屬し、遂に其の別種と爲り、今來と號し、此の種人の魏晉に通せる者、皆自ら太伯の裔など稱せるならん。

僞借考に、豊後國大野郡に眞名野長者と云へる豪族ありしと云ふ、小説あり松野と眞名野いと近しと、松野は弘仁姓氏錄に吳王夫差の後を録して松野連と曰ふ。明かに吳人の來歸を見る也。伊勢貞丈の説に、豊後の國まの、長者女を用明天皇召させたまひ、後に立てさせらると云ふこと「烏帽子紳紙」に見ゆと論ず。

庶莫、眞名野長者の小説は、諸國に其の遺蹟を傳へ、虚假固より信す可きに非ず、然れど獨り豊後なるは稍や信に近し、或は眞に古傳の訛りながらに世に残りたるにやあらん。豊後國志に豊鐘着鳴録を引きて云ふ、眞名野長者、敏達天皇時、遣百濟僧蓮城、入吳求佛と其の古蹟は満月寺とて、廢址あり、石崖佛像を刻し、豪舍想ふに足る者ありと、然れど此の豊後なる吳人は、嚙啖なる隼人の分れたる別部ならん。

## 御所ヶ谷の舊趾と神籠石

御所ヶ谷の遺址は、神籠石と異りて、古くより多少記載せるもの有り。今其一二を左に擧ぐ可し。西田直養の柳村雜記に曰く、京都郡、景行天皇行宮のあと、土人今御所谷といへり、誠に宮々のさまいとゆかし、御門の跡とて、ふた所あり。石がきのこれり。樋の口もあり。山ふところ、またちひさき山ありて、其うねに礎二十あり。皆おほきなる石にして、おけるあはひ三尺位によくならべたり。傳説に宮々の跡にて、中古、城をつくりたる跡にして、まぎらはしき處なりといへり。こは所謂無稽の説にして、とりがたし。中古、戦國のとて、皆支城などにかゝる礎はたへてなきことなり。

又曰く、豊前京都郡、御所ヶ谷の瓦に碧色なる一枚、おのれ藏せり。いかなるゆゑにかとおもひしに好古小録にも、大和の恭仁の宮の舊址にて得たりといへることあり。是碧瓦なり、詩などに碧瓦霜重など作れり。和漢ある事なり。此碧瓦、宮中の至極なる屋舎にふけるなり。柳菴より大内裏の時の大極殿の瓦とて、一片おくれり。碧瓦なり。されば御所の瓦なる可し。

直養は、深く考証せし模様にも見へざれども、碧瓦發見の上より御所跡と認めたるが如し。

亦、渡邊重春の豊前志には、御所ヶ谷、津積村にあり、景行天皇行宮の跡なり。偕、此處の地理を委細しく考ふるに、上古は、今の行事川の川上、渡末村の近邊まで、總て入海なりしが、數百年を経て海も漸々に淺く成り以て行くまに、次第に田畑となりて、今の如く成れりぞ所思ゆる。(中略)偕、行宮の在りし處は、今、御所名と云へり。其宮地は絶頂の平地にして、南北一丁、東西二十間あり。其處に礎二十並べり。其周圍東西五間、南北四間ばかりなり。又、中の御門、東の御門西の御門、といふあり。中の御門の石垣は、東の方、長五間、高三間、西の方九間、高三間許なり。此處に石樋を懸けて山水を引けり。此御門の前なる大池、(中共、掘しもの物と見たり)の堤の下

の田の字を門前といふ。又、二の坪、三の坪、八條など云ふもあり、云々。東西の御門は石垣崩れたり。偕、中御門より行宮の蹟まで、一町四十間、西の御門まで二町四十間、東御門まで四十間餘あり。又、山の周圍四方に一里が程石垣あり。或は崩れ、或は其形の存するもあり、抑も上代には御在殿も礎をすわす云々。地を深く掘りて柱を建つること、所謂掘立家の如くなりしに、今此行宮の跡に礎石のあること甚だ疑はし、中古、此地に城を築きし事も物に見へず。土人の口碑にも存せることなしと。中橋文學士の調査によれば、右の文中にある大池は、中共に掘りたるものにはあらず。最初より設けること、地勢上より明なりと。又、本文中、中の御門の石垣は、東の方長五間云々とあれ共、目分量にては、前面、即ち北面は、東西並に高五間にして、背面、即ち南面は、東西並に高、凡一間半なり云々。又、石垣の厚さは、下部より上部に至るに従ひて、次第に薄く、其頂上に於ては凡三間、基底に於ては殆んど之に倍すと云ふ。又、其築石は附近の溪石に存するものなりと云へり。又、東の御門の石垣は、扉の如く兩面より見ゆる如く造り、下部は其積み石を大にして、上部は小なるを用ひたりと云ふ。又積み石の間は、互に密接して、罅隙を生せず、故に後世の如く、罅隙間にツメ石を用ひることなし。次なる中の御門といふも、同形の石垣が凡二間の距離を保ちて築かれたり。但し石樋は今日認むること能はず。又礎石は大き約三尺許にして南北に四枚を一行とし、五行に東西に並列し、凡二十坪の平地を占むと云ふ。

又、文學博士喜田貞吉氏の踏査する所に曰く、東御門と云ふものは、谷と谷との間へ長く引いて居る山脚の尾の上にある石垣だ。之を門と云ふのは當を得ない。此の種の石垣は山中尙所々にある、尤も古く年齒に隠れて、他の方は人に知られず、中門、西門と共にこの石垣のみが知られて居たから特に之を東門といつたものであらうが、今回の調査によつて、他にも此の類の石垣の幾つもあることを知つた以上、もはや東門の稱は廢すべきものであらう。一列の神籠石は、此の東門と稱せられて居

た石垣の邊から起つて、蜿々と南に向ひ、山上に登つて居るのである。

喜田博士は更に曰く、所謂東の御門の石垣の邊から、神籠石によつて取り巻かれて居内部、即ち西に向つて谷間に下ると溪流の左右に、所謂中の御門がある、是は東の御門と稱するものとは違つて立派な石門だ。雷山や女山で見た水門とは全く様子を異にして疑もない石門だ。石垣は二段になつて、下段が五六尺上段が約一丈五尺、通じて二丈餘もあらふ。而して其の向つて右の方の石垣は、内のり二尺に一尺七寸の水口がある。案内者の談に、嘗ては此の水口から、水が出で居たと云ふことがあるが、今は全く塞つて、水は左右の石垣の中間なる通路を流れて居る。思ふにもとは溪水を此の水口へ取つて、現在水の流れて居るところは立派な通路であつたものであらふ。向つて左の石垣は崩れて、其の崩れた切石が今は谷間に積み重つて居るが、嘗て約四間の通路を有して巖然たり石門が、こゝに設けられて居たことは疑ひを容れない。

次に其宮趾と傳ふるものに就て曰く。中の御門から、西の山脈を上ると、尾の上は平垣に切り平らされて、そこに二十の礎石が並べられてある。景行天皇の行宮趾と云ふのは是だ。石は彫刻を加へない平石で、東西に五個宛、それが四列に列んで居る云々。と、又曰く、右の礎石のある尾上から、西の谷に下りると、谷間には、稍廣い平地がある。其の平地の口は、狭くなつて、そこに所謂西の御門がある。門の形式は中の御門に同一であつたと思はれるが、今は全く崩れて原形を詳かにすることが出来ない。門内を進むこと三町ばかりで、右に述べて稍廣い平地となる、そこには明かに人工を加へた大きな平石の四個相並んだのや、其他石を積み重ねた、所謂東の御門の類の石垣が幾つもある。こゝにも、嘗ては或る設備のあつたものと思はれる。

以上は數氏の説には、御所ヶ谷舊趾の形式との大体は知らるゝが、博士は之を要するに、御所ヶ谷には、雷山や、高良山、女山、鹿毛馬などで見たのと、全然同一の神籠石もあれば、又、四箇所に於ては、

全く見ない。石門、石垣、礎石などがあるのである。是等は果して如何なるものであらふか」と、而して文學士伊東尾四郎氏の説に、頗る面白きものあり。

曰く、こゝに疑門なるは、此石門と所謂神籠石と關係があるか、否かといふことだ。昨夏予は對馬に遊び、城山を踏査した、城山には一の城戸、三の城戸と稱する、石門が現に存して居るこの城戸の門口には、圓い穴を穿つた石もある。對馬記事に、門址、猶存す。石扉白の如しとあるのは、これであらう。扉の樞軸を据ゑた石らしい。中央が通路で、兩側が高い石垣になつて居る、水門が有りそうなものだと探つて見ると、果して三城戸の石垣の下に立派に存して居る。御所ヶ谷の中御門の石垣の下にも水門がある。城山の一城戸、二城戸、三城戸と御所ヶ谷の中御門、東御門、西御門比較對照して見ると、甚だ面白い。城山の石門は、其全体が同一年代に造られしものなるか疑はしい或は前時代の遺物に、後時代の改造を加へた部分もあらふと思はるゝが、兎に角防衛的工事で、築城の種類たることは、疑はないやうである。さうすると、御所ヶ谷の石門も築城の種類であらふと思はるゝと。

其神籠石と、石門、礎石等とが何等大なる關係なり、所謂別物なることは、伊東氏の説の如し。而して考古學者たる、八木契三郎氏の考にも、此遺趾の何たるやは行宮迹と云ふ傳説の外に、縣主の居とも云ひ、苗族の移住地とも云へど、碧石を出せし例などもあれば、山上の礎石は、奈良若くは平安朝の頃、宮址の傳説を可とし。紀念の建物を造りしにはあらずやと考ふ。而して他の石垣は、之れと時代の伴ふや否やを明かにせざるも、要するに神籠石とは、其性質を異にすること、辯を俟たざるならむ、とさへいへり。

今熟ら御所ヶ谷附近の地勢を見るに、南に高くして前面に稗田方面の平野を瞰下するさま、宛も雷山、高良山、女山等と同一にして、即ち神靈の神奈備たるに適當の位置となすべし。然らば此の神奈

の備に宿れる神靈は、果して何神なるか、喜田氏は、此地、豊前の國府に近きの故を以て、國府は國造の墟に據るとなし。神籠石を以て、國造祖神の神奈備たる可く。石門、其他の遺物に就ては、二様の解釋を下されたり、其一是、神奈備の地を城塞に利用せること。其二是神奈備の神社を支配せる別當寺の在りしことなり。

城塞説は奈良朝の頃、此郡に設けあつたる京都營の遺物とするにて、京都營は城の國造家の祖造の神奈備の廢止を鎮城に利用せるものならんと、蓋し一の推測説に止まらざれども、之の説を最も自然と解せらる可し。木山は津積の隣村にして、即ち城山なり。或は京都營たる兩者の關係あるか。

次に僧坊の説は雷山に百八坊あり、其他石城山、坊住山の例もありて、平安朝の延曆寺、關城寺、興福寺等が多くの僧兵を蓄へ、寺、其の物が一の兵營たり、城塞なりしが如き、著しき事件にて、應永の等覺寺を思ふに至つて、敢て此説をも退くる能はざる也。即ち此所にも嘗ては記録に傳はざる有力なる寺院ありて多くの莊園を領し、僧兵を蓄へ、俗人の武士に對する僧界の一大名たりしならんとも想像し得る也。

### 神武天皇の東征と其傳説

神武天皇の舟師を發して東征し玉ふや、時に甲寅の年(紀元前七年)十月なり。速吸水門に至りて、珍彦の嚮導を得、豊前の菟狹に到る。此に天三降命の子たる菟狹津彦、菟狹津媛あり。乃ち菟狹川の川上に一柱騰宮を造りて、皇子等を壓し奉る。

天皇勅を以て、菟狹津媛を、其侍臣天種子命に賜ふて妻はらる。

一柱騰宮の跡、今將た、容易に知るべからずと雖も、近代に至りて、凡そ二説あるもの、如し。

其一是、日本紀通證にいへる驛館川の水源説なり。いはく「今宇佐神宮西、有驛館川、其水源、大石、穿穴者多、傳云、此其故趾」とあるもの是也。然れども此は其何處を云へるもの歟、未だ究めず。

其二是、敷田年足の説にて、宇佐宮雜徴にいはいく「宇佐宮より一里餘西南に當りて、川にそひて拜田村と云ふあり。川より五六町許隔りたる處に、小高き松原あり。南北に通ひし大道の跡残り、其處を村人は塔の山足上りとも云へり。塔の山は勝の山、足上は足一騰の略か。又、此の國に土用座頭と云ひて、四土用に古跡などを誦じ、物乞へる盲僧あり。其の誦する辭の中に、拜田上の宮と云へることありとある。」少し謂あり氣に開ゆれども、之とて更に確定なし難し。

元説、既に信する足らずとせば、別に一柱騰宮の遺跡なかる可からず。之を到津男爵に聞けば、今の三女神社の地にして、其社は宇佐川に沿ひ、眞名村をも存するのみならず。天皇が天祇地祇を祀れりてふ、無數の石神をさへ傳へ、天種子命が菟狹津媛と婚修ありし地を、今の妻垣神社なりと云へり此説、稍々信に近かる可き歟。

十一月、皇師一柱騰宮を立して、筑紫國岡の宮に到り、十二月終に東征して安藝に向ひ給へるが、此に一の面白き傳説こそあれ。

皇師、既に行宮を發して三里餘、偶々同郡なる高村の地を過ぎ給ふ。土豪に高津彦、高津媛なる者あり。皇師到ると聞き、粗造の土器に御料を供へて天皇を饗應し奉れりと云ふにあり。是の故か、後世に至りても、宇佐宮の祭禮には、必ず二豪の子孫と稱ふる土前師より奉納するの古例を存したりと云ふ。

天皇巡國のこと、日本紀、古事記には之を録せざれども、天書の傳に依れば、天皇、大倭に於て大業を立てさせ給ひし後、十二年六月を以て、更に日向に行幸し、皇祖皇考等の陵を拜し、之を守衛せ

しめ給へる由、見たり。而して學者皆天書の據る可きを信ず。豊前にも亦大元堂の遺蹟あり。巫部糸圖にいはいく「神武巡國痕跡、爲大元堂大行事社七星祀、七森之起源也」と大元堂、及び七森は、具に京都郡に存し、其字を入覺といへり。

神武の時、皇化既に遠く、及びしか、事實に徴して頗る明なるものあり。天富命の齊部を率ゐて穀麻の種を栽ふること、古語拾遺に見たるは、阿波國と總國との二國なるが、又、當國にも殖を賜ひしが如し。下毛郡大家社の縁起に「天富命、率齊部、作鏡玉木綿麻等神寶、獻之、遂天富命周覽天下、求豐饒地殖穀麻種於筑紫豐國、因斯曰麻殖、今、謂大家者訛也」と出で、別に御木川の起因に就きて説けるものと、聊か信を措くに足るものあり。

神武の諸政、既に定まる。天皇、乃ち宇佐都彦の功績を思召され、勅して宇佐國と爲させ賜ふ。宇佐國とは。

景行天皇の親征

天皇の十二年七月、筑紫の熊襲反し、貢を上らず。蓋し、神武天皇、東遷の後は、九州地方の事、古史に見えず。思ふに西陲の地、自ら従前の如くには、皇化の及ばざりしならん歟。

是に於て、天皇、親ら熊襲を征せんとし、八月、大和を發し、九月周芳の娑婆に到り、南を望みて群郷に詔し給はく「南方に烟氣多く起つ、必ず賊あらん」と、乃ち留まりて先づ多臣の祖諸木、國前臣の祖、菟名手、物部君の祖、夏花を遣して、其の狀を察せしめ給ふ。爰に女人あり、神夏磯姫と曰ふ。一國の魁師にして、其の從甚だ多し、天皇の使者至ると聆き、磯津山の賢木を抜きて上枝には八掘劔を掛け、中ツ枝には八咫鏡を掛け、下枝に八尺瓊をかけ、また素幡を船舳に樹て、參向し、啓して曰く「我が屬類は必ず違かじ。今、將に歸德せんとす。唯殘賊あり。一を鼻垂と曰ふ。妄りに名を假り、山谷に響集して菟狹の川上に屯せり。(宇佐郡驛館川の川上なり。)二を耳垂と云ふ、貪婪殘暴

にして、屢々人民を掠略す、これ御木の川上に屯せり。(上毛郡佐井川の川上なり。)三を麻剝と曰ふ。潜に徒黨を集めて高羽の川上に居り。(田川郡彦山川の川上なり)四を土折猪折と曰ふ。緑野の川上に隱住し山川の險を恃みて多く人民を掠む。(仲津郡菟川の川上に住めり)この四人はその據る處並に要害の地なり、各々眷族を領ゐて一所の長となる。皆曰はく、皇命に従はじと、願くば急に之を撃て」と、是に於て武諸木等、まづ麻剝の徒を誘ひ、赤衣揮及び種々の奇物を賜ひ、兼ねて不服の三人を召さしむ。乃ち衆を率ゐて來る、依りて悉く捕へて之を誅す。

天皇遂に豊前に幸し、長狹縣(今の京都郡長狹村)に至り、行宮を興て、在す。故に其の處を號けて、京と曰ふ。

十月、碩田國に至りまし、今の豊後を討ちて、日向國に入る、時に十一月なり。始め、天皇の京より、碩田國に赴かせ給ふや、宇の海濱なる行宮にまし給へることの有しか、肥前風土記にいはいく、共者、經向日代宮御宇天皇、誅滅球磨噲啖之時、天皇、在豊前國宇佐海濱行宮、勅陪從神代直、遣此縣速來村捕土蜘蛛と見たり。

十三年五月、悉く熊襲の國を平げ給ふ。而して尙高屋宮に在ますこと六年。十八年三月、天皇還幸せんと欲し、筑紫國を巡守し、翌十九年九月、乃ち征討八年の後、漸く還御し給ふと云ふ。之より先、天皇は國前臣の祖菟名手をして、豊國を治めしむ。

菟名手、仲津郡中臣村に到る。時に日暮れて宿れり。明爽、忽ち白鳥あり、北より飛び來て此村に翔集す。菟名手、即ち僕者に勸めて、其の鳥を看せしむ。鳥餅と化る。片時の間、更た茅草數千誅株と化り、葉花、冬なるに榮ゆ。菟名手、之を見て異とし、歡びて曰く「化生の芋は、未だ曾て見たることなし。實に至徳の感、乾坤の瑞なり」と。

既にして、朝參あり、擧らかに旨を奏す。天皇歡ぶこと限りなし、菟名手に勅して云はく「天の瑞

物地の豊草汝が治むる國は、豊國と云ふ可し」と。重ねて姓を賜ひ、豊國直と曰ふ。之に因りて、國を豊國と云ひき。後、兩國に分つ、其の京に近きを豊前とし、京に遠きを豊後と名けたり。

### 磐井の叛と筑後風土記

繼體天皇、入嗣の初め、大連大伴金村政を執り、新羅、百濟頻りに地を請ひ、争ひて己ます。將軍近江毛野、詔を奉じて新羅を伐つ。

新羅之を問き、密に筑紫國造磐井に賂し、毛野の軍を防遏せしむ、磐井潜かに異圖を蓄へ、經歲未だ發せざりしが、此處に至り遂に叛きて亦火豊の二國をも據有し、海路を扼載して、諸韓の貢船を誘致し、揚言して曰く、毛野本我が伴侶なり、今奈何ぞ、其れに驅使せられんやと、毛野進む能はず。

天皇物部麿火を以て大將軍と爲し、磐井を討たしめらる、特に詔して曰く、長門以東は朕之を制し筑紫以西は汝之を制せよと、荒鹿火進み伐ち、磐井と御井に戦ひ破りて之を斬ると云ふ。然るに之を筑後風土記に據りて考ふるに、磐井の誅伏は、彼の地に非らずして、實に我が豊前なるが如し。

筑後風土記にいほく、古老傳云、當雄大迹<sup>かみつみけのあがた</sup>天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不<sup>レ</sup>偃<sup>レ</sup>皇風云々官軍動發、欲<sup>レ</sup>襲之間、知<sup>レ</sup>勢不<sup>レ</sup>勝、獨自遁<sup>レ</sup>于豊前國上膳縣終<sup>レ</sup>于南山峻嶺之曲。於是、官軍追尋矢<sup>レ</sup>蹤<sup>レ</sup>也。

此に上膳縣といへるは、即ち上毛郡を云ふ也、其の南山峻嶺之曲とは、彼求菩提山を置きて他なく、之を同山の古縁起に徵せんか、曰はく、人皇二十七代繼體天皇二十年、狗嶽鬼神、有惱<sup>レ</sup>人民開基卜仙、以<sup>レ</sup>法力降<sup>レ</sup>伏之、封<sup>レ</sup>甕埋<sup>レ</sup>於嶺上、爾後、祭<sup>レ</sup>其靈、云<sup>レ</sup>鬼神社とあるもの、風土記の

傳と自ら符合する處あり。同山の鬼神社は、確かに磐井の靈を祀れるや必せり。

しかも、磐井の專績が、わが豊前に關係多きを知るべきは、山田村大富神社の縁起にして、繼體天皇二十二年、戊申磐井類族來而、押<sup>レ</sup>領神領、神官怒而欲<sup>レ</sup>禦之、神告曰、神人等勿患之渠自亡滅矣、其後、磐井頼力謀叛、天皇敕<sup>レ</sup>鹿鹿火、殺<sup>レ</sup>磐井於筑紫國中也と見たるが如き、磐井、筑紫に滅ぶるなすも、之を風土記の文に照す時は、磐井、或は上膳縣に入れる痕跡なしとせず。

### 宇佐神軍の隼人遠征

和銅七年閏二月壬寅、隼人、未だ昏荒野心にして、未だ憲法を習はず。因りて豊前の民二百戸を移し、相勸導せしか(續き)と云ふ。

それかあらぬか、和名抄に大隅國桑原に豊國、仲津川、肝属郡に鷹屋、薩摩國出石郡に大家、阿多郡に大家、阿多郡に鷹屋など云ふあり。隼人は大隅、薩摩等の舊名なれば、彼、當國より移されたる人等の榮わて一郷と成たるには非ざるか、當國にも仲津郡あり、下毛郡に大家郷、中津川あり、宇佐郡に高家郷あればなり。

其後、養老三年、元正天皇の時、大隅、日向の隼人等亂を作し大隅の國守を殺し、多く地を掠む。天皇勅して中納言大伴旅人を征隼人持節將軍と爲し、之を討たしめ、且つ降伏を宇佐宮に祈禱、大神諸男、神詔を請ひ得て愈々神軍を催しぬ。

時に宇都首男人、豊前守たり。旅人の副將となり、辛島勝波豆等、杖代に大神諸男乃ち薦の御托を納め、神輿を奉じて彼の地に遠征す。

居ること三年、終に奴久良、桑原、朱屎、志掎、曾於の石城、並に比殼の城等を陥れ、昏荒無頼の



隼人を討從へ盡く之を平ぐ、初め諸男等の隼人が地に入るや、其の賊城に接して先づ伎樂を用ひ、敵の神心を蕩かし、而して直に起て之を打ち取るの手段を用ゐたるものにて、其伎樂今に細男舞と稱へし歌謠の残れるものあり。

て い で い

- 一、いや、あゝいそぎゆきの廣瀬で身を清め、いやあ、いや身を清め、ひとめの神にいくいやつかへまつりせぬいや。
  - 一、いや、あゝよき馬に、よき鞍をへて、たづなかけいや、いや手綱かけ、朝日にむけて、神をせうするいや。
  - 一、いやあゝ、出雲には、かねはあれども、鈴も鑄ず、いや、いや鈴もいづ、から金鈴ぞ、いや神はよろこぶ。
  - 一、いや、御許には聞わやすらむ、ちはやゑのいや、いやちはやゑのあしるの濱にいやよするしらなみいや。
  - 一、いやあゝ、宇佐の御宮を、くろの山は、みれみたれ、鈴もおもしろき、いや山のはひぞいや
  - 一、いや若宮のよりはめいくつ、ひだり八ついや、いやひだり八つ、右は九つ、いや中は十六いや
  - 一、たづのいつ濱の眞砂の數よりも、數よりも猶久しきは神のみ世かな。
- け ん ば い
- 一、宇佐の宮、ごらの山のいはれには、いゝやまさり、未だ榮ゆ。
  - 一、國の宇佐のおしくるやうは。
  - 一、宇佐の宮のおしくるやうは。
  - 一、宇佐の宮のおしくるやうは。

是なり、然れども歌は千古のものその謬れるもあるべし、又た改めたるものあるべし。

傳へて云ふ、宇佐の西峠の傍に凶士塚と云ふあり。當時打取る所の隼人が首級を埋めたるなりと。後、屢々不吉のことありければ、乃ち百体殿を建て、けり。

かくて我が宇佐の神軍は、豊前に凱旋せしなるが、又、大神の託宣を蒙る。いはく「我隼人を殺すこと夥し。故に放生會を行へ」と是に於て之を朝廷に奏す。

此の後、栗田寛博士は、八幡紀考に、宇佐宮託宣集の原文を引き、仔細に考證して、是れ若しくは彦火々出見皇兄弟の争戦ありしことを誤り傳へたるにやあらんと論せり。

### 廣嗣の叛亂と豊前の騷擾

天平十二年の八月、大宰大貳藤原廣嗣、上表して政治の得失を論じ、天地の災異を陳べて君側の姦を除かむとせしも肯せられず、九月、終に兵を起し、營を筑前の遠河(賀)郡に造り、兵弩を儲へて烽燧を置く。是に於て、朝廷は、大野東人、紀飯麻呂を遣して之を討しむ。東人等進みて將に豊前に入らんとす。

廣嗣、小長谷常人、三田鹽籠、凡河内田道を將て之を拒ぐ。常人、田道、敗死し、鹽籠、一箭を被りて走る。百姓豊國秋山等、之を斬る。登美、板櫃、京都三營の兵を虜にする、一千七百六十七人に及ぶ。京都郡大領栢田勢麻呂、五百騎。仲津郡擬少領膳東人、八十人。下毛郡擬少領勇山岐美麿、築城郡擬少領佐伯豊石七十人を將りて迎へ降る。

十月、廣嗣、自ら大隅、薩摩、筑前、豊後の兵、一萬に將として、鞍手道より、弟綱手は、筑後、肥前の兵、五千に將として、豊後より、多古麻呂は田河道より、具に迎へて官軍を拒ぐ。廣嗣、先

づ板櫃河に至り、隼人の軍を以て先鋒となし、筏を作りて將に河を渡らんとす。佐伯常人、安倍蟲麻呂、營を出で、弩を發して射る、廣嗣の兵、却て河西に陣す。常人、等。河東に陣し、隼人等をして呼ばしめて曰はく、「逆人廣嗣に隨ひて、官軍に抗する者は、其の罪、妻子親族に及ぶ。」と、廣嗣の兵、敢て射を發せず。常人等、廣嗣を呼ぶこと十たび、應へず。之を反して、廣嗣、馬を馳せ來りていはく、「聞く勅使、來ると、之を誰と爲すと。」常人いはく、「勅使衛門督佐伯太夫、式部少輔安倍太夫」と。是に於て、廣嗣、馬より下り、再拜していはく、廣嗣、敢て朝命を拒まず。たゞ朝廷の亂臣二人（二人とは吉備眞備、玄昉を云ふ也。）を誅せんことを請ふのみ。若し、朝命に拒する者あらば、天神地祇、亟かに罰して、之を殺さん。常人等、いはく、然らば則ち何の故にか兵を發すと。廣嗣、語、塞がり、馬に上りて去る。隼人三人、河を泳ぎて來る。官軍の隼人、援けて岸に上らしむ、隼人二十人、及び兵十騎ばかり相繼ぎて降る。兵器を併せ獲、衆、潰ゆ。廣嗣、其蓄ふる所の千里の馬に乗じて西に奔り、遂に船に乗じて肥前の值駕島に遁れしも志を得ず。進士阿倍黑麻呂の爲めに捕へられ。東人等、捷を奏し、十月、之を誅す。

明年正月、餘黨、竝に生虜の罪を決す。杖、徒、流、死、没入幾んど三百人に及ぶ。既にして廣嗣しばし厲を爲す。十八年、玄昉死す、世、傳へて廣嗣の崇に由るといふ。勝寶の初め、眞備を貶して筑前守となし、肥前守に改む。眞備、廣嗣の墓に至りて之を祭り、遂に爲に祠を立て、請ひて鏡尊廟と號く。此社、神社、啓蒙には、板櫃社、在肥前國松浦郡、林氏曰、廣嗣、到板櫃河、與官軍戰死、其靈板櫃明神、是也と見たり。

板櫃川の後、今も官軍の故蹟とするものに多し、續紀の官軍陣河東とあるも、今いふ鉦賀坂なり。豊前古史地名考に鉦賀坂は兵が坂にて、官軍の出兵ありし處也。又、本陣をすゑたまひし處を楯林と云ふ。皆、川の東にある地名なりとあり。板櫃、今は唱て到津と呼ぶ。

## 古 制 度

文字關、素と社崎と云ふ、又湊崎と書く、その社崎に作るは速鞆神、この崎頭に鎮坐すれば也、その湊崎とするは、湊津なるに據れば也、この地、西海第一の要衝にして、形勢不易の門戸なり、古は豊浦に關門を置き守備を設けられ、此に吏を派して過所を檢視せしめ、早く屯倉を置き、驛舎を建てらる。

仲衰紀に、岡縣主熊鷹、魚鹽の地を献するの詞に、自穴門、至向津野大濟、爲東門、以名籠屋大濟、爲西門と見る向津野とは、穴門より對して隔岸の山野を指せるにて、社崎を指す即ち文字關を云ふ。

文字關の名義は、即ち門司にして、長門津、往來の人馬、船舶を檢視したるに起る、門司の吏務廳舎は、今詳かならずと雖も、中世以降、大宰府、門司勘過の制廢し、國郡の豪傑競ひて、此の地を爭ふもの、關津の利權、亦た好餌となれるに外ならず、即ち舊文字に就て新關を起し、往來を征稅監察したること知る可きのみ、然れども其の興廢の始末詳かならず、唯だ諸人の詠藻ありて、懷想に資するに足る。類聚三代格は曰く、延暦十五年十一月二十一日、太政官符に云、應聽自草野、國坂、埴門等津、往還公私之船事、右得大宰府解備、檢案内、太政官去天平十八年七月廿一日、符備、官人、百姓富旅之徒、從豊前國草野津、豊後國國崎、坂門等津、任意往還、擅漕國物、自今以後嚴加禁斷、但豊後、日向等國兵衛采女資物漕送人物船、取國崎之津、有往來者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、府依符旨、重令禁制、上件、三津、尚多姦徒、舊來越度、不得禁斷、又雖有過所、而不經豊前門司、如此之徒成集、難波、望請便令攝津國司、勘檢過所並門司勘過者、依法科斷、然則姦源自消、越度亦息、謹請官裁者、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣備、奉勅自今以後公私之船、宣聽自豊前、豊後三津往來、其過所者依舊府給當所勘過、不可更經門司、但承前所禁不

在聽限、長門、伊豫等國亦宣承知、又、三代實錄に云ふ、貞觀八年夏四月十七日、辛卯、譴責豐前、長門等國司曰、關司出入理用過所、而今唐人入京任意經過、是國宰不愼、督察關司不責、過所之所致也、自今以後若有驚忽、必處嚴科、當時、草野津は、太宰府より瀬戸内海の航路に就く一要津なりき、その港津の趾、今詳かならずと雖も、京都郡今井、行橋の附近に外ならず、行橋の北に草野の大字を存す、延永村に屬けり、古津退轉して、その遺名を傳ふるならん、此の津、往古、公私の船の専ら着きし處にして、新任の國司、下るにも亦この津に着船、上陸せしなり。

降らば降れ三笠の山の近ければ、裝島まではさして行きなむ。

此の歌は、筑紫に聞わたる檜垣の子の詠めるなり、三笠山は筑前三笠郡の山なるも、裝島は此處の海にあり、然るに指して行くこと云へば往昔、京より太宰府に下る人々、草野津に船を捨て、同郡の逢坂山を越え、田川郡を過ぎり、筑前に到るに、越ゆる山なく、渡る川なく、甚だ平坦なり、即ち檜の葉の名に負ふ頂までは、白縫の筑紫に下る船、専ら此の津に泊りしが、其の海淺くなり、寄港する能はざるに至つて、大貳以下の下向、亦止み、遂に廢せられたる歟。

當國の府は、この草野津を去ること遠からず、即ち舊仲津郡の祓郷村大字草場にありしなり、和名抄に國府在京都郡と云ふは、蓋し誤りにして、京都郡に府の遺名なし。

今、草場村に、在應屋敷ありて、國分村に國分寺を存し、且つ總社村もありて、國府は初めより此の郡に置かれしなり。

總社村の字に、國作村あり、國作は豐國の國造の住みし地と云ふ、然れども疑ふらくば國作神社ありて、その社後世廢絶して地名に遺れるならん、古事記、錄する處の豐日別、若くば風土記の豐國直祖菟名手、又は國造本紀に見ゆる豐國造宇那足尼などを祝へるならん。

太宰府の盛時、豐前に板櫃、登美、京都の三營を置き、以て豐長の關隘を守衛せしむ、天平十二年、

大宰大貳、廣嗣の亂、三道關隘に向ひしも、京都營歸順し、その田河道、豐後道、皆官の制する所となり廣嗣敗走す。

その後。國府及び草野津、尙ほ京都郡にありて、豐國の中心たるを失はざりしが、後世に及んで衰へ、今、其の跡を尋ぬ可らず、吉田博士は馬ヶ嶽の北麓なる津積の御所谷を以て、京都營の古墟なりとす、然れども當國の地志、同郡荊田村の松山城の條下に、天平十二年、藤原廣嗣、官軍を防ぐ爲に地を撰び、始めて此の城を築けり、その後城主なく、在應の官人、蒙古を防ぐ時の便に備へ、事ある時は楯籠れりとあるよりすれば、古史の京都營は紛れもなく、此の松山城なりしならん、登美は、今の企救郡富野是なり、九州軍記に立石原より鷓野、魚野の二路に分れ、門司城に向へる由見ゆ、鷓野即ち登美にて魚野も此の邊の地名なる可し、然れど營趾、今詳ならず、或は富野砲壘が其の故地なる歟。板櫃は小倉の西に今村名を有す、門司より太宰府に向ふ驛路に當る、又板櫃川あり、官軍その營を下し、河東に陣して廣嗣を拒めり。蓋し此の川は今の浦生川の水にして、營趾は其の畔にある可し、小倉築城の後、水道變易し、營趾も沒滅せしにや、形狀を詳かにし難し、今の板櫃村は、到津八幡宮の舊邑にして、古の驛、並に營の地に似す。

和銅四年始めて都亭驛を置く、其の豐前に設けられたるは、企救郡に到津、杜崎、京都郡に刈田、田川郡に田川、多米、築城郡に築城、下毛郡に下毛、宇佐郡に宇佐、安覆の都合九驛を置かる、延喜式に、豐前國驛馬社崎、(一本作杜崎)到津、各十疋と録す、社崎は御崎に訓む可し、今の文字關也。又湊崎とも云ふ、長州豊浦の臨江驛より、又字關に航し、到津を経て筑前太宰府に向へる程路也。到津驛は、宇佐宮大鏡に田百十三町、到津、莊、四至東は古驛岳並に大路、南は高杯山、西は筑前遠賀郡界に限る、北は海に限るとあり、古驛岳、即ち其の故墟にして小倉の内にある可しと思はる、疑らくば今の師團司令部の地歟。刈田驛は和名抄の刈田郷にありき、驛馬五疋を置く、板櫃驛より國府に

向ふ路次也。田川驛、今その地を失ふ、蓋し香春ならん、多米驛は宇佐宮大鏡に、田川郡多米、虫生、稻光とあるも、是又故地を詳かにせず、築今驛は今も存す、下毛驛は、應永十年宇佐宮坊領坪付に、下毛郡大家、野雨郷内本自見名坪付、一所二段坂、此内有早馬田と云ふ事見ゆ、早馬は傳馬也、即ち今の合馬村なる可し、宇佐驛は今の驛館村を云ふ、宇佐川を驛館川と云ふは是に基く、橋爲仲集に宇佐の驛館にみやづかさ、きんのりまうできて待りしに雪のふれば、

千早振る神のしるしの現はれて清める雪の降りにけるかな、かへし。

いのりつる神も待告る人も心の雪とこそ見れ、

安覆驛は、延喜式に下毛、宇佐、安覆と次第するを見れば、豊後の國境に近接する終驛なり、即ち向野郷に當るを知る、永享六年の古文書に向野郷宇奈瀬村と云ふ地あるを以てなり、宇は安と文字も訓音も相近し、何れが正しかる可きも、其の同一なるは疑ふ可からず。

安閑紀に見ける豊前の屯倉は、企救郡に湊崎、大拔、京都郡に肝等、築城郡に桑原、田河郡に我鹿を置かれたるか、此の諸屯倉は大抵京都郡附近に散在す。

湊崎屯倉は古訓ミサキと傍注し、通證には勝當作湊とあり、湊崎は社崎にして文字關なり、今門司に妙見山あるは屯倉山の訛なる可し、大坂の屯倉は芝津村の大字に貫村あり、或は奴木に作る、即ち此地なる可し、肝等屯倉は、荊田驛にありしか、肝等、刈田相近し、孰れが轉じたるならん、中世の諸書、刈田を神田に作る、京都營は即ち此の地の海岸に位置す、我鹿屯倉は田河郡の赤村にありしなり、我鹿は安閑紀、阿柯と注す、今田河郡に屬すと雖も、京都郡今川の上淤にして、犀川村の西に接す、桑原の屯倉は和名抄の桑田郷ありしなり、宇佐宮大鏡に桑田郷、東限赤幡郷、南限傳法寺とあり、就て其位置を推す可し。

## 古 代 の 採 銅

田河郡の採銅所は、香春の北一里、香春嶽の東なる溪間にあり北は金部峠を以て企救郡と相限る、金部峠は古風土記は、鹿春郷、有河、其源從郡東北杉阪小出、直指西流、下湊會眞漏、河馬、ありて杉阪山に當る、西流とあるは南流の誤なり、眞河膝は今詳ならず、蓋し彦山川を指す、この村は古代の採銅所にして、金部峠、金川、鏡山等の附近あるものは、恐らくは皆銅を出すに因める也。

豊前の採銅は、實に國史著名の事蹟にして、延喜式に主税寮、凡鑄錢年科、銅鉛者、豊前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千四百斤、毎年操送とあるもの、實に此の産出にか、はり、古風土記に、鹿春郷北、有峯、項有沼、第二峯有銅、並黃揚龍骨と録す、黃揚は櫛に作る料にして、龍骨は詳かならず、延喜式大宰府貢進の藥種中にも龍骨あり、この銅坑、何の謂より廢絶せしや、今村名を遺すのみ、但し香春嶽の西面に今も赤鐵鑛を産す。

採銅所の初めて國史に現はれたるは、元慶二年二月、太政官、長門國より銅手一人、堀穴手一人を豊前に遣し、國人に採鑛の術を習はしめ、規矩郡の銅を探らしむ、蓋し此の地は其の頃企救郡に屬したる也。

三代實錄は曰く、天慶二年詔、令大宰府、採豊前國規矩郡銅、充彼郡銅夫百人、爲採銅鑛作、先潔清齋戒、申奏八幡大菩薩宮、仁和元年大政官處分下知長門國、送破銅手一人、堀穴手一人、於豊前國採銅使許、以豊前國民未習其術也、と蓋し聖武天皇の天平十六年、宇佐宮に放生會の式始まれるの時、勅使下向今井津に着岸あり、久佐波宮に豊日別大神を合せ祀る、因て官幣官と稱す、この時、採銅所に神幸あり、香春嶽の麓にて寶鏡を鑄奉り、以て神宮に献するなり。

採銅所村の長光家文書に、鑄鏡の故典を録せるものあり、宇佐放生會行幸會之二大會、每被遂行、

上古從朝廷遣勅使、勅使着船于今居津、逗留于草場村之在廳、率官人至採銅所、而御正躰金銅奉鑄之儀、被供奉云々、

清祀殿一宇 板葺九尺間三間四方、柱十二本、高各二丈二尺、土坐中央鍛治床

天照大神御社一宇

神宿殿一宇

勅使殿一宇

在廳官人小屋一宇

先清祀殿御事始、四方立御鉾、此料者於築城郡御本山、若林山之麓、筑後堀之内材木伐取之、右兩山者桑田郷田也、次香春嵩御山開祭有之、次長光奉鑄寶鏡之前日、黃金之鉢盛清水、立眞坂木、取添白和幣、奉降、申天照大神、云々三御殿料、奉鑄之事終而、三御正躰入御于神宿殿云々、入御草場村豐日別宮、駕輿丁廿四人、吉田郷、東郷、北郷之所役也これを宇佐宮寺應永二十七年造營記に參照するに、上古は勅使なり、今は在廳出仕也、官幣御正躰を持參、此正躰と申者、採銅所より毎年所進也と載せいと明白なる事蹟となす、その天照大神とは伊勢大神にあらず、鏡作の祖にまします天照御魂神を云ふなり。

### 純友豊前に據る

天慶三年五月、藤原純友、豊前に入る。是より先、純友叛して伊豫に據り、頻りに四國中國を掠略し、長門の舟木庄司輝義をして戰艦を造らしめ、その十日、純友、之を率ゐて當國柳ヶ浦に上り、將に太宰府を侵さんとする。

こゝに大宰大貳中務少輔橘公頼は、弟大膳太夫公彦に豊前及び豊後の兵五千餘騎をして、之を博多の海岸に防がしめ、嫡宗左京進敏貞に兩肥の兵二千五百餘騎を與へて山の江に陣し、以て搦手を支へけれども、敏貞の將臼杵爲繼、既に、敏貞。又た敵將春宮權亮純素と戰ふて利あらず。公彦之に憐き、糟屋の庄司恒雅と共に博多を捨て大宰府に退きしも、この時既に遅く、數萬の賊兵、雲霞の如く、充滿たり。公彦、深く之を憤り殘兵を勵して最も苦戰す。筑後前司師俊、終に公彦に勤めて筑後に遁れしめけり。賊軍、府に入りて累代の寶物を掠め、火を放ちて館舎を燃く。管内爲に震攝せり。純友、亦、豊前の地勢に見て、甚だ要害を嚴にす、乃ち田河郡香春岳に城き、次男伊豫二郎純年を据へ、京都郡に神田松山城の地下人神田權少貳光員を降し、宇佐郡香下村に妙見山を備へ筑豊の徒、各據る處あり。

是に至りて、勢復た振ふ。朝廷乃ち參議小野忠好古を拜して征西大將軍と爲す。未だ發せざるに、追捕使小野好古等、兵を二道に分ち、好古は陸路より、藤原慶幸は海路より來り、行々中國を掃蕩して、將に純友を博多に攻めんとす。

之より先、中國の賊情日々に非なるに、長府の城主稻村平六景家、大に怖れて大宰府に奔れるより、賊將純友、その肥前に在りたる弟右衛門佐純乘、同四郎純正の、一萬五千餘騎、及び豊後に在りたる同春宮權亮純素の二萬餘騎を招き、茲に一大快戰の準備、漸く整ふ。乃ち純乘をして、大貳公頼を筑後に抑へ、純素に、三萬の大軍を與へて企救郡松ヶ浦に備へ、純友、自ら四萬餘を筑前に黒崎を守る、時に七月二十一日なり。

この日、早靄明神大に動鳴し、一天俄に搔曇るよ見る中、雷填々として雨冥々。雷遂に伊賀壽太郎の陣を焼き、延いて純素を焼きぬ、純素、之に怖れて黒崎に退きけり。

二十二日、雷雨すでに止みぬ、官軍迺ち筏舟によりて海狹を渡り、柳ヶ浦に上る。其の兵六萬と稱

二十三日、純素、乃ち三萬餘を率ゐて柳ヶ浦に薄り、長屋源八廣之をして大藏丞春實に當らしむ。而して勝敗未だ決せざるに、伊豫太郎有信、同次郎純年は、兵部丞滿政、兵庫允滿季の軍を衝きて、互に勝敗あり。若狹守純義、又た將に右衛門尉慶幸を撃んとす。

こゝに金剛十郎知泰なるものあり、窃に紛して京軍にまぎれ込み、其將齋藤越後十郎光利を刺し、兵十三騎を討て終に戦死す。好古、呼んで曰く、「敵、既に疲れたり。今は何をか怖れん」と更に精兵を進めて一撃之を破り、逃ぐるを追ふて黒崎に向ふ。經基、其の長逐を危みて堅く制止す。好古聽かず、夜窃に若松に到る。純素、之を知りて好古を圍み、其の全滅を謀るに、慶幸、春實の二將、最も苦戦し、好古頗る危し。經基、急を聞きて大に驚き、先づ嫡子左馬介滿仲を先陣に、經基、自ら後陣を率ゐ、赴き援けて純素を破る。時に翌二十四日なりき。二十六日、京勢八萬、黒崎に向ひ、純友と戦ふこと三日、然れども未だ大事に及ばず。八月上旬に至つて、賊將稻村景家再び長府城を陥れて之に據り、門司及赤間の兩關を扼して官軍の糧道を絶ちければ、好古、經基等の京勢、皆、之が爲に窮すること甚だしく、諸國の軍兵は言を左右に寄せて國に歸り、八萬の軍勢、今は其半にも及ばざりけり。

先是、純素、宇佐郡に菱形城を築き、由理新三郎朝通を主將とし、糧食五千餘石、大豆三千石を用意し、二千餘騎を與へて之を守らしむ。八月十七日、宇佐大宮司貞節、偕に使者を好古に遣し、速に凶徒の誅伐あらんことを請ひ、且つ城中、糧食の夥しきものあることを説き、城を陥れて之に楯籠り賊徒の來るを防がんには、當時最も策の得たるものなるべし。となり、是に於て好古、意を決し、十八日の夜に乗じて純友の包圍を解き、自ら率ゐて宇佐に向ふ。「慶幸、春實、其の先陣たり、小野促衝之に次ぎ、好古、經基、及び一族五十人を中軍に、源滿仲、寛田仕、加藤重光等を後軍となす、總べ

て四萬三千人、東豊前に向つて軍を押す。こゝに豊前の凶徒等、京勢宇佐に赴くと聞き、足立山の附近に邀撃せんとす。「慶幸、春實等、之に一撃を加へて、多く殺し、滿仲等、凶徒の追撃を受けて、却つて賊徒を打破せり、其要路々々には五千二千の兵を留めて宇佐に至り、二十一日、由理の菱形城を十重二十重と圍んだりける。かくては朝通も小氣味や悪しかりけん、「稻庄竹園の大兵に抗せんは、只に良士を失ふのみ、我こゝに自殺して潔く我兵の命に代らん」と當に一子某を刺さんとす、其臣に岸邊十郎仲正と云ふあり、哭いて朝通を止め、而ら、降を勤めけるに、土井庄司の次男遠藤次郎資長、この旨を經基に通す。好古、即ち之を免し、以て純友追討の吉兆となす。

好古、之より菱形城を擧げて征討の根據地となす。かくて其の年も暮れて四年となる。二月十六日大貳公頼、筑後抑への純乗を討つ。十九日、好古、先づ滿仲を黒崎に向はしめ、經基と共に携へて秋月に到る。二十一日、公頼俄に陣中に卒す。乃ち衷を營み、其翌日を以て、大宰府に赴く。滿仲は、未だ柳浦の附近に在りて、遙かに賊勢を窺ふの折から、宗像大宮司政連、舟師を率ゐて來り降るに會す。滿仲、之を黒崎に向はしめ、翌二十二日、滿仲、終に純素を圍んで三月も過ぎたり、この間、劇戦日夜に及びて更に雌雄を決することなし。然るに十一日に至りて、諸國の武士次第に集り來る、純素も今は詮方なしと、毒計を以て滿仲を謀りけれども及ばず、十三日を期して城中に入り、終に純素の頸を刎ねらる。この日、全軍大宰府を訶ち、惜しい哉、純友を逸す。純友身を以て遁れ再び中國を侵略し、勢威、漸く揚る。

四月二十八日、朝廷、忠文を以て之を討しめんとす。純友、之に怖れ、軍船に乗じて風に波放浪し、五月二十四日、博多に至つて京勢を襲ひたりしが、二十九日の海戦に破れて、再び長府城に據る。六月五日、純友、尙屈せずして經基を圍む。經基時に博多にあり、經基乃ち大に之を破り、伊豫太郎有信、同次郎純年等、之に戦死す。翌日六日、純友、其の末子重太丸を率ゐて伊豫に志し、が、十日警

固使橋遠保の爲に斬らる。是に於て亂全く平ぐ。

六孫王經基、乃ち鎮西の守護の爲に、京都郡馬岳に城き、自ら之に居りて采配を執る。而して其黨一條參議今仁を田河郡健徳寺の城に、上毛郡臥牛山に城きては源藏人行家を置き、下毛郡の山中城を築きて、福島四郎長久を置かれたり。蓋し皆豊前の守衛たらしむ爲なり。

## 廣幡の八幡の神

聖武天皇の終期、痘疫大に發り、公卿太夫以下、天下の百姓相繼ぎて歿し、地震屢々至り、年穀豊かならず、皇后の寢膳も亦安からず、皇子も生立たせ給はず、帝この間に處し、寤寐にも慚懼して、太平を致さんことを希ひ、災を消し、福を求むるは神を敬ひ、佛を崇ぶより外に手段なしと決心せられた。帝の熱信、いかでか盛んなる造立のなる可き、舊規模に拘泥する經倫僧は帝意に應ずる能はず、又玄昉か便巧看待の技藝も、帝の志に副ふ能はず、海内の僧たゞ一の行基あるのみ、その造營の功績は帝の感を奮ふに足り、託宣の寄行は帝の志を化するに足りしならん、故に行脚の乞食僧も一朝にして其の足を洗ひて、檀上授戒の大僧正に進み、菩薩の再來、生きながらの佛とまで尊ばる、人間の屈伸も此に至つて極まれり、行基、亦非凡の非凡のヤマ師でなければならぬ。

本地垂蹟の率先者たる廣幡の八幡の神は、去ぬる大寶、養老の度に、隼人征伐の陣頭、始めて軍神として筑紫の空に顯はれたが、忽ち宇佐八幡神となり、大隅正八幡宮となり、天平年中に至つては住吉、香椎をも凌駕して、伊勢神宮と並び稱せらるゝまでに著はれたが、是れとて所謂威身大自在王菩薩の靈驗、當代に著明なりし結果にして、彼の羅馬コススタンチン帝が、天平に十字架を望み、始めて聖教の奇跡を感應したると、同一轍に出でたものであるから、今更ら論究の要なきが、その造立に

當つて、託宣を恣にしたる宇佐公法蓮ありしを忘る可らず、法蓮は能く行基の旨を體したものと云はねばならぬ。

寶基本純に出でし垂仁の朝二十六年の託宣、宇佐託宣集に見ゆる欽明の朝三十一年の託宣などは、歴史の材料としては價値極めて少ないものである、かゝる託宣は佛法東渡の後、その隆盛に赴くの日にして必ずや日本書紀の紀年歴史出でしの後、如何に早しとするも、天平以後に出でし者とせんければならぬ、蓋し千年の未來、既に豫言し得るとせば、千年の往昔も、豈に追想し得ざるの理あらんや、之を想ひ之を思はゞ、御夢想であること疑ひなし、そこでかくの如き御託宣は、天平以後の御夢想として、毛頭疑はぬがよい。

然りと雖も、熱信と妄信とは相密似したものである、實に其の間髪を容れぬ、故に託宣の如きも、往々人心に安んせざる所ありて、僞妄の端、こゝに露はる、即ち天平勝寶六年に宇佐八幡の主神大神多麻呂と巫女の大神杜女とは、遙に關東なる下野の戒壇、藥師寺の僧行信と東西相應じ厭魁の犯罪露顯に及びて、十一月多麻呂を多嶺島に杜女を日向に流竄した。

この主神、巫女は朝廷の尊信甚だ多く、杜女は初めて八幡神を出現せしめた大神比義の孫胤守の子で、天平九年八月乙卯、比義の子春麻呂の子宅女と共に、從八位であつたが、並に外從五位下を授けられ、天平勝寶元年十一月禰宣の杜女、大神諸男の子主神司田麻呂に大神朝臣の姓を賜ひられた。

この主神司多麻呂と巫女の杜女とは、先に孝謙の元年、筑紫より行列を打立てて、奈良東大寺に託宣を奉送し、彼の「神、我れ、我身を草木土に交へても障りなくなさむ」この神命を以て、朝廷を震動せしめたものであるが、八幡も亦神の御身におあししながら、東大寺を拜まんが爲め京に向はんと御託宣あり、朝廷にありても唯翼々として參議從四位上召川年足、侍從々五位下藤原朝名魚名を迎神使とし、路次諸國に兵士一百人以上を遣はして前後に駈除せしめ、歷ます處の國々に殺を禁じ、道路

を清掃せしめざる等、歡迎至らざる處なかつた、しかもこの時杜女に従四位下を、田麻呂に外従五位下を授けて其の歡心を求め、封六百戸を比咩神に献じた。

之に次で同二年に、大神教へて曰く、正五位上藤原朝臣乙磨に従三位を授け、太宰師に任せよとあつた、朝廷にては是とも唯々として其教を奉じ、同年に大神また託宣して、神吾、矯て神命に託し、封一千四百戸、田一百三十町、徒らに用る處なく、山野に捨が如きものを請取るを願はず、宜しく朝廷に返し奉る可し、唯常神田のみを留めよと、徒らに用なきを返すは、是れ魚を贈るものに、肉をのみ請ひ取て、骨を返すものに等しいが、朝廷にては又その如くに奉じた。

主神司多麻呂、巫女の杜女、既に遷されたが、尙ほ此の尊信はあつた、大佛の造立の背面に、宇佐宮の僧法蓮ありしが如く、この背後にも亦た大なる權威者の在つた事を思はねばならぬ、従五位下中臣習宣朝臣阿曾麻呂は、實に怪僧道鏡の排斥に、加擔して、大狂言を演じたものであるが、彼は神護景雲元年九月辛亥豊前介と爲りし狡奴にして、天種子命の後、豊前仲津郡中臣郷を領し、その故事豊後風土紀にもあり、阿曾麻呂の後には中臣今男にして領を八町を宇佐宮の一の御殿に奉納して、下毛郡に移つた程で、宇佐宮とは祖先の關係あり、神教を矯めて、道鏡を皇位に即しめば天下太平と奏したるは勿論、天下勝寶以來數次の神託の如き、阿曾呂の預つて知らざるは莫からん。

和氣清磨は、この阿曾磨と共に、左大臣藤原百川の策を遂行せし人々にして田磨も既に赦されて還り、本姓を復し、官位まで授けらる、亦一味の黨人たるを疑はず百川は當時第一の策士であつた、井上内親王の廢后と云ひ、他戸親王の廢太子と云ひ、百川の畫策する所、その巧妙なる手段よりすれば、百川は阿曾磨を以て樂籠中の者となし、先づ宇佐宮の神託と稱して、道鏡をして皇位を覬覦せしめ、清磨をして一擧に挫かした、故に阿曾磨は先に主神多麻呂の遷地多嶺島に配流されたが、道鏡死するの後二月、大隅守に任せられ、清磨は因幡の員外介となし、未だ任所に至らざるに大隅國に配流し

た、而して光仁天皇立つに及び、召還せられ、明年本位に復し、播磨員外介となり、次で豊前守となりしに見ても、消息、窺はれざるに非ず、多磨は其の後下宮創建の事共あり、桓武の朝、延暦十八年八月初めて大宮司に任せられ、この年の月震を以て、宇佐郡人酒井勝、悪行あるに依て、隱岐國に流された、是も何かの謎のやうである、勝は、言ふまでもなく、宇佐宮の神人にして、勝の後、宇佐宮御馬所檢校外従五位下酒井宿彌友宗は嘉永二年二月十七日、改めて内階に叙し、酒井宿彌爲季は嘉承元年十二月一日、内給に依り、従五位下に叙せられたが是も彼の宮の神人であつた。

## 宇佐宮行幸

平家物語に、「明くる十二日(養和元年二月)鎮西より飛脚到來、宇佐大宮司公道(公通)が申しけるは、鎮西の者共、緒形の衆、惟義をはじめとして、白杵、部槻、松浦黨に至るまで、一向平家を背きて、源氏に同心の由申したりければ、平家の人々東國、北國の背くだにあるに、西國さねこはいかにとて、手をうちてあざみあはれけり」とあるは、緒方、白杵の黨が、宇佐より程遠からぬ和間村(和間)の城に楯籠つたのを云ふ歟、盛衰記、平語等には此事と壽永三年平家福原一谷に居る頃、緒方、白杵以下、備前國今木城に據るとなすは、甚だ疑はしく、備前は緒方、白木等が守備す可き理由ある地とは想はれず、必定豊前の誤りであつて、壽永二年の秋冬、平家が九州、四國を討平する比の事であらふ、参考本盛衰記に、「伊豫國河野四郎、豊後尾形三郎、海田兵衛宗親、白杵次郎維高等一に成て、備前國今木城に籠りたりと聞ければ、能登守教經二千餘騎にて一日一夜戰、今木城を追落す、尾形豊後に漕戻し、河野は四國へ渡りにけり」とある、又一本には「豊後白杵次郎、緒方三郎、伊豫國河野四郎一になつて都合其勢、二千餘人、小船共に乗取つて、備前國へ押渡、今木城に楯籠、能登殿福



原にて此由を聞給て、安からぬ事なりとて、馳下りて敵を追落せり」と出て居る。海田兵衛宗親は、宇佐郡垣田の郷人、南郡本に海田を貝田とし、長門本には宗親を通親としてあるが、故に今木の蟪木にして、宇佐郡なるは、之を以ても證するに足りる、尙ほ豊前故城記には、宇佐の北高森城を以て、「緒方三郎惟尹、平家を討たん爲に築けり」としてある、或は此蟪木を云つたものか。

正史の傳ふる處、二月、九州の豪族菊池、緒方、臼杵、戸次、松浦黨等が源氏に黨して大宰府を燒いた、そこで肥後守平貞能が追討の爲に下り、壽永三年六月十八日、九州を平定して京都に還つたが源義仲の兵、入るに及んで、七月二十五日、平氏は天皇を奉じて西に走り、その八月十七日に車駕、大宰府に達した、之を平家物語に、「明くる十七日、平家は筑前國三笠郡大宰府にこそ着き給へ、菊池二郎高直は、都より平家の御供に候ひけるが、大津山の關開けて參らせんとて、肥後の國に打ち越へ、己が城に引き籠りて召せども、參らず、其外九州二島の者共、皆參るべき由の御領掌をば申しながら、一人も參らず、當時は岩戸の諸卿大藏の種直ばかりぞ候ひける」大藏の種直は、之を那珂郡岩戸の館に迎て行宮を建て、一時車駕を奉じたものである、平家は夫より、安樂寺に詣で、更に宇佐宮行幸を仰せ出された、平家物語に、「都も未定らず、主上は其頃岩戸の諸卿、大藏種直が宿所にぞましまして、人々の家は野中、田中なりければ、麻の衣は打たねども、十市の里ともいひつべし内裏は山の中なれば、木の丸殿もかくやありけん、中々優なる方もありけり、先づ宇佐の宮へ行幸なる、大郡司公通が宿所皇居になる、社頭は月郷雲客の居所になる、廻廊は五位、六位の官人、庭上には四國鎮西の兵ども、甲冑弓箭を帶して、雲霞の如く並み居たり、舊りにし朱の玉垣、ふたゞび飾るぞぞ見ゆし、七日參籠の曉、大臣殿の御爲に夢想の告ぞありける、御寶殿の御戸押し開き、ゆゑしう氣高なる御聲にて、

世の中のうさには神もなきものをなに祈るらんこゝろづくしに  
大臣殿打ち驚き、胸打ち騒ぎあさましたに、

さりともと思ふこゝろも虫のねもよわりはてぬる秋のくれかな、  
と云ふ古歌を、心細げにぞ口ずさみ給ひける、さて大宰府に還幸なる」云々、とあるが、當時公通の館は、宇佐西北一里森山村に在つて、今も其館址は田城、西の門、東の門、泉水、築山、御花畑、馬場、弓場、などの字となりて存す、公通は宇佐氏系圖に、天養元年十二月二十七日、賜大宮司符、治承四年七月十五日、再補、叙正三位大宰府貳受領豐州、筑州、對州、叙四位之時、改宿彌爲朝臣、元曆年中、緒方惟榮等、惡行後奉造立神殿、紛失黃金封之、平田、別府等開發、とあり、平田井堰を起ししは此の公通との傳説が、今に遺つて居る處で、其の墓は同村の安樂院にある、古きものではないが、安樂院殿關西先守護大宮司豐前對三州大守天宮公通大居士」としてある。  
しかしながら平家物語に書いてある状態からすれば、皇居となつた公通の館は、此處では、宇佐菱形池の戌亥にある立山城であつたと想はる、此の城は一に菱形城とも云ひ、宇佐氏代々の居城であつた。

其の後平氏は大宰府に在つたが、豊後の緒方三郎維義は、九月原田等と戦ひ、勝に乗じて將に大宰府の行宮を襲はんとした、平宗盛、大に怖れ、天皇を腰輿に載せ參らせ、宮人、公卿皆徒跣して水城の城門を出で、宮崎に走り、船を海上に舩して遠く高麗までも走らんと企てたが、風濤の險惡なるに遭ひて力及ばず、山鹿兵藤次秀遠に具せられて、山鹿の城に籠つた、平語に「山鹿へも又敵寄すと聞わしかば、取物も取りあへず、平家小舟に取り乗りて、終夜豊前國柳が浦へぞ渡られける、こゝに都を定めて内裏造らる可しと、公卿詮義ありしかども、分限なければそれも叶はず、又長門より源氏寄すと聞わしかば、又取物もとりあへず、蟻小船に召して、海にぞ泛び給ひける」と。

## 柳の御所

山鹿を落ちた平家は、源平盛衰記に、「豊前國柳と云ふ處に渡り入らせ給ひけり、澤邊の虫の聲よわり、磯打つ波、神をうるほす、楊梅、桃李、引き植ゑて、九重の都に少し似たり、云々と云つた、柳は、今此の地を大里と稱す、大里は大裡とも書き、内裡を指したものである、長門本平家物語に、山鹿の城をいで立ち、高瀬舟に棹さして夜ごほしに豊前國柳と云ふ處に落ちつき給ふ、草むらの虫を聞きて大臣殿、

さりともと思ふ心も虫の音もよわりはてたる秋の夕ぐれ、

かの處は地景、眺望すこし故ある處なり、櫻、梅、桃、李うゑて、九重の景色思ひ出でければ、さてもわたらせ給ふべき御心ありけり、忠度、

都なる九重の内戀しくば、柳の御所を立ちより見る、

緒方の三郎、やがて襲ひ來ると聞ければ、彼の御所にも僅か七ヶ日ぞおはしける、長門は新中納言殿國務なれば、目代紀伊民部太夫道助、安藝、周防、長門三ヶ國の檜物船とて、正木積マキツキみたる舟百三十餘艘奉る、これに乗り、四國の地にぞ着きたまふ」と、平家は、遂に九州を追ひ落された。

西田直養の柳村皇居考に、「昔より二十丁、村よりも東の方の小山の上に、皇居の趾とて島なども佃らぬ處ありと云へどもさにあらで、此度村老の口碑もて、柳村の近邊、それとおほしき處詮儀せしに古老の曰く此の柳村は、高免の處にて、總て上々田にて其の内に下田なきにしも非ざるを、林と云ふ處道の邊に、疫神を祭りたる森あり、此は上々田の真中なるに、その森は前に芝原又後の田地へまで合せて三反計の地、昔より無年貢也、其芝原は、先年此の村の者田にして作りしに、忽、崇りありければ、又本の如く、芝原とはなしぬ、此の近邊には御免地、所々ありて、西北にあたり、半丁許に木舟

の森とてあり、是も無年貢、又百姓の家數々御免地ありて、柳村の中に十七個所、無年貢の地あり、天子様の御館の趾と云ふは、此疫神の森ともやと云ふ、いかにも皇后の趾所なるべし「云々、とて更に疫神の森なる木舟の森の神林を説いて「神林二つあり、何か御夫婦のやうなりと云ふより行き見しに、一体は赤色のはげたる衣裝に、頭は童形にて決して婦人に非ず、一体は衣冠の姿、里袍なり、童形の方、手拱きて、上に寶珠をのす、其の衣裝の紋は、藻勝見なり、作者五六百年と見ゆ」。

又豊前國志に「大里驛の祇園社より南三丁許、柳村の入口に、貴船の森とて少き祠あり、此内に二つの木像あり、小兒の如く見ゆる像は、高さ七八寸、玉を抱きてあり、大人の方は衣冠の姿にて、手を組たてり、玉を抱きしは安徳天皇なるべし、大人の方は雅盛卿ならん、又五六間山の方へ疫神の森とてふあり、其の周り二丁餘り、乃ち大竹藪あり、此森は皇居の跡なりとぞ。」

案するに、柳の御所は、此の邊りであるが、柳櫻をこぎ雜せて都ぞ春の錦と云ふまでには至らなかつたに違いない、平氏こゝに在り、間もなく長門の源氏押し寄すと聞いて蜃舟に取り乗り、海に泛んか、此の時のことであつた、平語に「神無月の比はい、小松殿の三男、左中將清經は、何事も深う思ひ入り給へる人にて、おはしけるが、或月の夜、船ばたに立ち出で、やうでう音とり、朗詠して遊ばされけるが、都をば源氏のために攻め落され、鎮西をば、惟義が爲に追ひ出され、網にかゝれる魚のごとし、いづちへ行かば遁るべきかは、ながらへはつべき身にもあらずとて、靜に經讀み、念佛して海にぞ沈み給ひける、男女泣き悲しめども甲斐ぞなき」この事は、長門の目代紀伊刑部太夫通資が、大船百餘艘を献じ四國に渡る以前であつたから、蜃舟を皇后として居た平氏は未だ關門の海に漂泊として居たものと見ゆる。

今、京都郡の馬場村西恩寺に、平清經の墳がある、傳へて清經の柳浦に入水するや、其の屍を此の浦に打ち揚げた、土人、之を哀れとし、葬つて五輪の塔を立たたのであると云つて居る。

## 壇の浦合戦

豊後の白杵二郎惟隆その弟緒方三郎惟榮、同じく佐伯四郎惟憲は、氏に黨する九州の諸豪を搏攘つたが、宇佐大宮司公通は、先年平家を迎へたるのみならず、故平相國の婿でもあるし旁々之をも取り控がんとした。

宇佐大宮司方では大に驚き、公通の子公綱の舅に當る城井兵衛尉種遠に援を乞ひ姨田村の狐坂に築いて、豊後勢を防いだものである、その顛末は文治記に、已下の黨類悪行の條々として、惟榮者神領緒方之庄司也、年來隨社命之處、治承四年打止上分米已下濟物、現社敵之間、大宮司公通爲問答子細所下遺辨官田部妙盛也、惟榮成遣根可敵害公通已下神官等之由稱之可亂入宇佐之由、有其間之間、豊前國城井兵衛尉種遠(公通子息公綱舅)爲公通方人姨田村狐坂構城郭、元暦元年七月一日種遠督綱率大勢令籠彼之處、同六日之曉、惟隆、惟榮、惟憲已下之軍兵、押寄狐坂令追落種遠等畢、同日未克、惟隆、惟榮等、從彼城向于宇佐也、其勢如雲霞、權擬大宮司實輔、少宮司政直、並御杖人已下神人等捧御輿向于松隈之辻雖防之敢不憚亂入宮中寺院、或犯用御服神寶、或損失佛像經卷、惡行至極之間、於于内院急死人三人出來畢、九止留三々日之間、燒拂堂會人宅畢、其時社家公驗神官所帶之文書等大略摺執畢、此間公通已下神官、逃横山之山、同九日惟榮等出宇佐、同廿七日寄種遠城井城、數ヶ日雖合戰不逼落之間、同八月十六日惟榮已下之軍兵飯于宇佐畢、公通已下之輩、城井合戦之跡二八各雖還往恐彼凶徒等、公通並神官社家僧徒等陰居深見山林畢、とあつて狼籍を極めたものである。

東鑑を按するに、文治元年二月、參河守範頼、防州より豊後國葦屋浦に渡ると録す、今豊後に葦屋浦の地なし、當時の形情を推すに範頼は宇佐郡へ着船したるを疑ふ、然らば葦屋と云ふも和間濱が高田港などの古名にや、東鑑に曰く、文治元年正月、豊後國住人白杵惟隆同弟緒方三郎惟榮者、志源家

之由、兼以風聞之間、召船於彼兄弟、渡豊後國可責入博多津之旨、有議定、廿六日、惟隆、惟榮等倉參州命、献八十二艘兵船、周防國住人宇佐那木上七遠隆、献兵糧米、依之參州解纜渡豊後云々、二月一日參州渡豊後國、北條小四郎、下河邊庄司、澁谷庄司、品河三郎等令先登、而今日於葦屋浦、太宰少貳種直子息嘉摩兵衛尉等引隨兵、相逢之桃戰、行平。重國等、懸廻射之、彼輩雖攻戰、爲重國被射畢行平誅美氣三郎敦種とある。

復舊の事を處理し、筑前に向つて種直の本據を衝いた、亦文治記に同二年二月二日、鎌倉殿源頼朝御舍第三河守範頼下着于宇佐、同五日奉幣、憑彼權威神官所司等、從山林出畢、參州可歎社頭寺院之損頽哀社官寺官之放埒、被下麻布六百卅端畢、神官分五百廿端者總檢校清輔請取之令支配、所司分百端者讀師兼公文別當神社請取之分與之、同二月九日參州立宇佐被越宰府畢、とあるが其後公通有上府、公通給院宣並殿下御下文、及鎌倉殿御教書、云神事、云神領執行□□死可爲公貞面目、惟隆、惟榮等罪科之事、雖可被刎頭、被優、日比奉公平家追討之忠勳之故、免死罪被處流刑畢、所殘留之凶徒等者、被定神祓畢、件祭科者宮祝陰湯師、檢納之途清被と云ひ、文治四年五月四日、宮寺造營の宣旨を下され、鎮西守護人伊豆藤内藤原遠景を以て奉行とし、十月に竣成した。

中國路に向つた源義經は、平氏を屋島に破り、更に志度の引島に轉戦する、平家は復又海に浮んで漂ひ、遂に長門の彦島より舟を回し、赤間關の海峽を扼し、菊池、松浦黨の兵船五百艘を以て義經を田の浦に逆へ撃つこととなつた、平家物語は曰く、「元暦二年三月二十四日の卯の刻に、豊前の國田の浦、門司の關、長門の國壇の浦、赤間が關にて、源平の矢合とぞ定めける」義經、奮戦して之を破り帝は海に崩じ、平氏悉く滅んだ。

鎌倉公文所記に據ると、前國司、平宗盛の子、豊前守長盛、同左馬允光盛、同松山藏人信盛等は元暦二年二月、山鹿兵藤次季遠を頼み源氏に降つたが、平相國清盛骨肉の族たるに依り、許容なきも、

三河守範頼之を宥して、長盛、信盛を以て白杵惟隆、緒方惟義に預けられた、然るに松山藏人信盛の子小平太夫吉盛は先帝警衛の咎あり頼平聽かず、範頼之が看助を請ひ、池の大納言頼盛又再三所服あり、文治二年遂に看され、元の如く企救郡地頭職に補せられた、時に長盛四十二歳、守護職を止めらる、とあるが、他に徴す可きものは全くない。

坊間、傳ふる處では、壇の浦の戦ひ、安徳天皇御入水の事なく、對馬に渡らせられて宗氏の初祖となつたと云ふ説がある、其の渡御の御道筋次第は、鳥鷲漫書、史傳摘抄、梅本坊秀行記、その他柚谷私記、壹岐、大富、串崎、浦上、河野等の諸系譜を案するに、壇の浦の戦ひ、既に敗れたる時、彦山の座主梅本坊學存、小舟に幣を立て、帝を葛籠に入れて、新宮兄弟負ひ奉り、乳母宗氏、平氏の侍齋藤爲持外従ひまゐらせて長門を遁がれ、筑前宗像の地主串崎志摩守の元に陰れ、又鐘崎の浦上掃部頭正永の家にも潜み彦山大奥の地にも御潜行あり、更に移つて武藤筑前守資頼に永く匿くまわれたが元仁元年、筑前の賊徒鋒起し、又々彦山に遁がられた、然るに寛元三年、帝は惟宗右馬判官と名乗り、對馬に渡つて阿比留平太郎同時を討ち遂に其の國を領せられたとある。

是等の事績を委しく考證して行くと、随分面白けれど今、其の様な餘裕はない、壽永四年三月に原田種直が榊田宮の宮内太夫に與へた古文書に「幼主爲御報恩」とか「隱身之秘法不可有勤台慢」などあるそれからしても、東鑑等に帝を「行衛不知不明」としたのが、甚麼も眞實らしい。

今英彦山に此の天皇の遺蹟と傳ふる巖窟がある、西田直養の彦山紀行にも、「彦山この洞と云ふ處の巖穴に、木偶人數々あり、其一を取寄せて見る、下髪にて婦人の貌なり、云傳、平家の人々先帝を此の山中に連れ來り、暫し隠れ居り、それより對馬の方へ落賜ひし由にて、此の木像の中に、烏帽子姿、又童形もありとか、名残をしさに、後に木に刻み、慕ひまゐらせしなる可し」と是れ先の記録を裏書したものであるまいか。

過隱裝村一拜安徳帝陵

村在豐城南六七里、村民傳云  
安徳帝潛匿于此地、以壽崩云

友石慈亭

隱裝村裡小草堂、老佛留迹依偏鄉、  
龍德潛遁農民屋、千歲口碑空斷腸、  
幼主當年事何預、圓顛相國無遠慮、  
驕奢營私二十年、舉族轉蓬無定處、  
榮華夢醒壽永春、一門生天同蒙塵、  
老尼再用易子策、死欺得世上人、

北條氏、餘族の拂蕩

京師にては、兩六波羅既に亡び、千早の圍も解け、天皇京師に遵御し給ひければ、「九州に討手を遣はし、北條氏の探題北條英時を討伐せしむべし」とて、二條大納言師基を大宰權師に任ず。師基將に京師を發せんとする所に、博多よりの早馬到着せり、既に探題滅亡せる上は、其の必要なし、とて師基の下向は止みぬ。九州探題既に滅亡すと雖も、其餘類尙在りて、亦侮るべからず。北條掃部高政と云ふは、英時が前に九州探題たりし、北條光時が猶子なり。高政が甥に北條左近將監貞義あり。高政は豊前國規矩郡に在りて、規矩高政と稱す。菊池寂阿が博多にて戦死の翌々日、肥後の討手に向ひしもの之なり。貞義は同國田川郡の糸田に居り、糸田を以て氏とす。規矩高政、探題滅亡の當時難を

通れて筑前の山鹿に在りけるが、後豊前筑前の界なる帆柱岳に城を構へて之に據る、長野左京亮政通其の弟貞通、族柚板吉内廣貞、門司六郎種俊以下三千餘人と、門司城を修めて之に據り、以て高政に應ず。山鹿には山鹿筑前守政貞、素より高政に應じ、其の族に弓削左兵衛佐清常、宗藤兵衛直盛、佐杉左馬助近忠、原源五郎、府附新助などあり、兵士五千人と山鹿に備ふ。糸田貞義は、筑後國三池郡の堀口城に據り、遙に帆柱岳に應ず、同國三井郡竹井城に草野氏あり、上妻郡猫尾城に黒木氏あり、其の外竹野郡の間注所氏、生葉郡の星野氏等、皆心を貞義に通じ、兵勢六千に餘れり。そののみならず、大隅國禰寢院に、禰寢彌次郎清種あり。規矩氏、糸田氏の族なり、國人を誘ひて遙に高政、貞義に應ず。この頃には、太宰府に御在しまし、尊良親王は、既に京師に歸らせ給ひ、博多に在りし、少貳、大友、島津氏も國に歸りぬ。

斯くて元弘三年は暮れぬ。明くれば元弘四年なり。此の年號改りて建武元年と稱す。少貳、大友、島津の三氏は、短兵を提げ、急に迫りて、一氣呵成に探題を討滅せり。探題はそれ斯くの如くにして討滅せしかども、次に起りし規矩、糸田の族は、容易く討拂ふこと能はざりき。去年彼の二氏が起りてより、少貳氏は規矩高政に當り、大友氏は糸田貞義に對せり。對しながらに其の年は暮れぬ。正月宗像大宮司氏名帆柱岳城を襲ひ克たずして退く。城兵却て其の逃ぐるを追ふ。大宮司氏名少時葛岳に支へけれども遂に敗れて宗像に還る。

少貳氏の一族に武藤頼村、同苗頼景の兄弟あり。頼村は宗家に叛き、豊前國吉田の地を以て却つて高政に屬し、弟の頼景は同國田中の地を以て少貳氏に従ふ。

既に少貳氏の族にして、縱令兄弟の間に快からざる所のあるにもせよ、宗に離れて敵に與みするものある程なれば、豊前、筑前の士にして少貳大友氏に叛くもの少からず。

勢ひ斯くの如くなれば、少貳妙惠は嫡子少貳頼尙をして帆柱岳城を攻めしむ。三月、頼尙、肥前、

筑前の兵を率ゐて發す。宗像大宮司氏名先鋒たり。行く行く帆柱岳城の砦數箇所を破り、進んでまづ山鹿城を攻む。城將山鹿政貞の弟に麻生某あり、兄と好からず。俄かに來りて頼尙の軍に投ず。政貞支ふる能はずして脱走す。頼尙依つて進んで帆柱岳城に迫る。規矩高政暫く支へ戦へども克たず。規矩城に退く。此の時に至り、長野政通、少貳の軍に來りて和を請ふ。頼尙之れを許し、共に高政を攻む。高政の兵防戦甚だ努む。頼尙頻りに之れを攻め、七月九日漸く之れを陥れ、高政を斬り、其の首を提へて京師に上る。

堀口城には大友具簡が庶長子、大友左近將監貞載、豊後、筑後の兵を率ゐて之を攻む。肥後の人相良祐長も亦た來りて軍に會す。三月に豊後を發して對峙すれども抜くこと能はず。依つて包圍持久の謀を立て、人を以て星野、草野、黒木間注所の諸氏を誘致す。城内これが爲に勢力次第に衰へ、外より來りて助くる者なく。加ふるに規矩城陥落の報至り、城兵闘志なく、城遂に陥り。貞義自殺す。貞義亦首級を携へて上洛す。

菊池武重は、僅に虎口を脱して肥後に還りけるが、規矩高政の追撃に遇ひ、疊卵の危きを支へて居たりけるが、忽ち形勢一變し探題滅び、高政、貞義圍を受くるに至り一族家人を整へ、糸田貞義が本城豊前國田川郡なる糸田城を攻めて之を拔き、其のまゝ之も帝都に上れり。

大隅禰寢清種が起りて以來日向にも之に應ずる者あり頗る動搖せり。島津道鑑其の族人を率ゐて之を攻む。對陣月を渡る間に筑豊平定しければ、亦尋で平定せり。道鑑亦少貳大友菊池氏と同じく上洛せり。

肥前の松浦黨も大半上れり。其の他の氏族も争うて上れり。上りて各其の戦功を奏す。

天皇叙感斜ならず、其の賞としては、少貳氏に豊前筑前筑後の守護職を賜はり、大友氏には豊後肥前二ヶ國、島津氏には日薩隅の三ヶ國、菊池氏には肥後國など各々其の守護職を賜はり、其の他の小

氏族にもそれぞれ恩賞ありき。

之を要するに、菊池氏が殊勳によりて肥後國の守護を賜はりし外は、少貳大友島津が三分鼎立の、建久の古に、立復りたるが如くなり。

### 菊池武勝の西豊前經營

大内之介弘世は周防の人なり。世々周防の權介に任せらる。弘世元弘建武の亂に乗じて周防長門の地を略し、久しく南朝に屬して忠節を勵みけるが、正平十九年三月、足利氏の家人細川頼之に誘はれて北朝に降りぬ。是ぞ征西府が九州を統一しながら、吉野の急に赴く能はず、聽て是より衰へんとする基なる。

足利義詮、弘世に授くるに周防長門の守護職を以てす。之より先長門に厚東駿河守義武あり。足利氏に屬して長門の守護たり。之に至りて其の職を失ひ憤りを發して南朝に下り豊前に來り、門司城を修めて之に居る。弘世豊前に來りて門司城を攻む。義武援を太宰府の征西府に請ふ。將軍宮、菊池次郎武勝名和伯耆權守長生をして赴き援けしむ。原田、秋月、山鹿麻生、宗像等皆征西府の命を奉じて門司城に會す。

豊前の人紀井出羽守房家、宮の催促に従はず、却て大内氏に應じ、弘世を己が城に迎ふ。時に弘世蘆屋に在り。移りて房家が馬ヶ嶽城に入る。

名和長生馬ヶ嶽城を攻む。城兵克く。拒ぐ菊池武勝、厚東義武來りて長生を援く。大内の兵死する者多く、弘世遂に香春嶽城に入る。武勝、長生等追うて香春嶽を圍む。城内食盡き、兵疲れ、援兵至

らす。弘世爲すべき方なく長生によりて降を乞ふ。長生もと弘世が足利氏に降らざりし前に於て好あり。此に於て長生、弘世が爲に切に其の乞を聽るされんことを太宰府に請ふ。弘世亦誓書を獻じて他なきを訴ふ。將軍宮其の請を聽し、圍を解かしめ給ふ。

弘世周防に還りて尙長門守護を去らず却つて兵を募る。長門の士之に屬する者多し。厚東義武之を太宰府に訴ふ。將軍宮復菊池武勝をしてし之を討しめ給ふ。

武勝命を奉じてまづ紀井房家を攻む、房家岩石城に在り、抗戦に及ばずして出降る。武勝其の罪を數めて之を斬り宇都宮壹岐太郎貞房に其の跡を興へ紀井城に居らしむ。

斯くて武勝は厚東義武、宇都宮貞房と共に赤間關に渡り長府城を抜く。附近の城の自ら潰る者三つ。此に於て義武長府に還る。大内弘世は辛うじて豊前を逃れたり。再び長府に於て敗れたり。此の事若有の儘に京都に聞わたらんには、京都の士の物笑ひは云ふ迄もなく、將軍義詮の信用に拘る所尠からずとし、巧に財を義詮の左右に散じ、曲げて大内氏の兵勢の隆盛なる由を稱揚せしむ。京都の士人果して欺かる。是大内氏の兵の九州に入る始めなり。正平二十年八月三日、伊豫の國人河野六郎通直太宰府に來りて、征西將軍宮懷良親王に拜謁す。通直父祖の業を繼ぎて伊豫の守護職たりしが、此の頃に至りて足利氏に對し、快からず思へる所ありければ竊に欸を鎮西の征西府に通せり。足利幕府に於ても之を知れり。偶々細川頼之來り攻む。通直拒戦して勝たず。遂に遁れて來り宮に謁するに至れるなり。

將軍宮、通直に命じ菊池武政に力を協せて豊前豊後の不庭の徒を討たしむ。

二十一年五月伊豫國河野の族復起りて通直を迎ふ。通直依つて暇を將軍宮に乞ひて伊豫に還る。

之より先後村上天皇屢勅を下して鎮西の軍の東上を促し給ひき。將軍宮を始め、扈從の公卿武士、さては菊池、阿蘇の一族に至るまで、勅旨の重きを思ひ馳せ上りて凶徒を戡定し、速かに叡慮を安ん

じ奉らばやこの志は一なれども當面の敵未だ滅せず、それが爲に長途の出征心に任せず空しく歲月を過し來りぬ。

同年二月復勅命あり、之迄と異なることなく「速かに東上して吉野の急に忠勤を抽んでよ」との意味なり。今や九國靜謐に歸したりければ、宮を始め皆共に速かに上洛して恢復を謀らんとその思召は切なれども、此の時に至りては、中國の大内氏既に北朝に降りて兵勢亦侮り難く假令道を船路に取ることも、京畿に至り着かんことは甚だ困難なり。彼の事終れば此の事あり宮方の將士心を痛めぬはなかりき。されども打捨て置くべきにあらざれば専ら其の準備を急げり。

斯る所に少貳冬資豊前の香春嶽に據り岩石城を陥れて征西府に抗す。冬資は頼尙の子なり。菊池武光先づ撃つて香春嶽城を抜く。岩石城之を聞きて自ら潰ゆこれこの年七月の事なり。既に其の年も暮れ二十二年も過ぎ。二十三年となりぬ。此の時に方りて將軍宮懷良親王は八代に、良成親王は太宰府に御在しませしき。良成親王と申すは、後村上天皇の皇子にして、此の時既に九州に下り御在しませしき世に後征西將軍宮と申すは此の御方なり。二月菊池肥後守武政、征西將軍宮懷良親王を奉じ、九州の將士を語らひ、軍兵二萬餘を率ひ、長門の人、厚東駿河守義武を先鋒とし、船を筑前の黒崎に艦ひ、京師に向ひて纜を解く。

大内之介弘世入道々階之を聞き家臣陶五郎弘政を遣はして之を拒がしむ。五郎政弘兵船五百隻を彦島に隠し置き、其の身は下關に在りて待てり。菊池武政は元より遮る敵のあらんことを覺悟せり。ありとも打破りて進まんと思へり。其の月二十二日下關に至りて弘政の兵に出會ひ、之と干戈を交へ、海上煙波を揚げて戦ひけるが、思ひ設けざるに敵の水師五百隻彦島より顯れ出たり。武政勇を奮ひて戦へども前後に敵を受けたれば、味方の兵船八十四隻まで討取られ、形勢危く見なければ、止むを得ず豊後に退き香春嶽に入りぬ、厚東義武も神田城に入りぬ。大内入道々階、戦勝の報に接し喜びに堪へず。機失ふべからずとなし、翌日直に來りて神田城を圍む、義武能く防ぐ。菊池武勝豊前の兵を將ゐ、馳せて之を救ふ、之が爲に敗れて兵士三百人を失ひ、長門國に退却す。長門の兵退却すと雖も、征西府の軍之を追撃するまでの餘力なし。まして京師に上らんこと心に任せずなりぬ。一先思ひ止まりて再擧の機を待つべしとなし、親王は太宰府に退き給ひぬ。

### 大内義弘の惑拉手段

五十有餘年の久しき、結んで解けざりし南北の兩朝も幸にして一に歸せり。南朝の遺臣にして其の恢復を企つる者久しく絶わざりしかども、大勢に於て又如何ともすべからず、一統の實は茲に確實に定まれり。南北一統に歸するの前年、九州に於ては南朝方の征西府と北朝方の探題との間に和議成り稍靜謐に歸したり。これ元より一時止むを得ざるに出でたるものにて、菊池武朝を始め、五條氏、名和氏の徒は「機會もあれかし、宮方の再興を謀らでやは」との念は少時も其の頭を去る能はず、太宰少貳貞頼亦菊池氏と結び、これ等の諸氏絶へず今川探題の隙を伺ひ聊かにも機會の乗すべきあれば、直に旗を翻し、兵を擧ぐると雖も、大勢の傾く所今は遂に望みを達すべくも見えず。今後の九州は征西府の餘黨と、探題との争亂にあらずして、新なる強敵東北より來たり、其の蠶食に任せざらんか、任せざらんか、の混亂と變化せり。所謂強敵東北より來たるとは中國より海を渡りて來たれるなり、大内氏の侵入是なり。

大内氏が西中國に勢力を得、望みを九州の地に馳せたりしは既に弘世の頃にありき。厚東駿河守義武と長門を争ひ、餘勢を以て豊前に入りしこと屢なりしかども、其の頃迄は志しを逞しうすること能

はざりしこと既に陳べたり。今川了俊が九州探題として下向し、征西府の兵と戦ふに方りて、大内義弘は將軍足利義滿の命を奉じて了俊を助く。了俊、義弘の援助を得て九國を畧定するや、義弘其の功を以て豊前守護を授けられ、弟盛見を守護代として豊前に居らしむ。之より大内氏の威望九州に重く勢力之より漸く増長せんぞす。

之より先正平二十三年大内義弘、家臣熊井左近將監親盛をして豊前の岩石城を守らしめ、弘和年間更に家臣大庭平太景忠に命じて熊井氏に代らしむ。これ其根底を培養するに心を用ひしを見るに足るべきなり。

明德四年となりぬ。明德は北朝の年號なれども、南北兩朝すでに一統に歸せるを以て、其儘に用ひられたりき。今川了俊は、兩肥を主として、一族を各所に配置して九國の大半を監せしめ、自ら博多に在りて之を總統す、その武威の隆盛なること、曩時の征西府の盛時と相似たり。然るに中國の大内義弘は、九州に地を拓かむとの望み切なるに、探題了俊の威望、今日の如く隆盛にしては意の如くなる能はず、如何にもして之を排擠せんとの思慮を頻りに運せり、即ち、義弘は九州人志向ふ處を察し且つ巧に斯波義將に説きて、己を助けしめ、遂に了俊を將軍義滿に讒す。時に應永元年なり。

將軍義滿は大内義弘に深き計策のあるを覺らず、剩つさへ管領義將の言を添ふるさへありければ、之を信じて了俊の歸京を命ず。今川了俊は多年交戦に力を勞し、漸く鎮定したるを以て之より民を撫し各其の業に安んせしめんぞせる所に將軍よりの使者ありて召されければ、仔細は知らず、二年八月一族家人を率て上洛す。探題今川了俊は、將軍義滿より召さるるがまゝに上洛し、聽て復下向することと思ひけるに、豫期全く違ひ、上洛と共に其の職を罷められ、澁川左兵衛佐滿頼新に探題に任せられ、三年四月十九日博多に到着す。別に大友修理大夫親世、九州奉行に補せらる。既に探題あるに又更に奉行あるとは、其の職責の歸する所甚だ疑はしけれども、これ鎌倉時代より例ある事にて今は其

の例のまゝに大友氏を補任したるものにて、職責の曖昧なるは云ふ迄もなし。元來大友親世は大内義弘の女婿にて此の補任は義弘の吹擧に出づる者なり。さるにても探題に威勢あらばなごて誰か斯る煩はしき者を置かん。探題に威勢なく奉行は女婿なり、九州の政治が大内氏の意に出るもの少からざるを知るべし。

此の頃菊池肥後守武朝、太宰少貳貞頼相約して探題に抗し、征西府の再興を企つ。初二氏止むを得ずして探題と和すと雖も、潜かに士を養ひ兵を鍊り、折もがな隙もがなと其の機會の至るを待ちけるに、今川了俊は京都に召還され、澁川滿頼新に探題となるなど、暫く足利氏の九州統治に異變多かりければ二氏此の隙に乗じて起れるなり。肥前小城郡の千葉對馬守胤基杵島郡の大村氏等之に應ず足利氏の室町幕府に於ても、此の頃大内氏の勃興せるを見て、竊に喜ばざる所あり。密使を菊池少貳の兩氏に下し、促す所ありしと云ふ。

四年將軍義滿職を其の子義持に傳ふ。探題澁川滿頼奉行、大友親世、菊池氏少貳氏を討伐せんぞ欲すれども、二氏の勢強く、其の黨引する所廣かりければ、狀を幕府に報じて其入援を請ふ。幕府止むことを得ず復大内義弘に命じて之を助けしむ。義弘の威望益々重し。

其の頃大内義弘京師に在り。まづ其の弟伊豫守滿弘、同修理大夫盛見、其の外家臣陶尾張守弘房、杉豊後守弘信をして九州に向はしめ、其の身は六月に京師を發足す。大内勢の先鋒滿弘盛見等、海を渡りてまづ門司城を攻む。城には少貳氏の族大綿和泉守あり。滿弘、明神尾より向ひ、弘房、田浦峠よりし、圍攻甚だ急なり。和泉守、防戦七日に及ぶと雖も、大兵の寄する所、寡兵支ふる能はず、遂に夜に乗じて出奔る。大内勢此に根據を定め、神田氏が守れる松山城、新田氏が守れる馬ヶ嶽城其の外若松半切等の城砦を攻落し、將に太宰府に至らんとす。

太宰少貳貞頼は、自ら出で、蘆屋に陣し、其の族人を鷹股、福相寺、三角、金山等の城砦に分置し



又帆柱嶽、黒崎、宗像等の城を修築して大内勢の來侵に備ふ。兩軍互に對抗せるのみ戦ふことなし。大將大内之介義弘は、京師を發して四國に渡り、軍旅を整へて豊後に入り、大友親世と會して肥後に向ふ。親世先鋒す、途中まづ日田城を攻む。城主日田陸奥守は菊池氏の黨なり。拒ぎ戦ひて降らざる。三日、偶城中異心の者あり。城忽ち陥落す。大内義弘、大友親世兵を併せて肥後に入る。菊池武朝將軍宮を奉じて難を避く。

之に於て大内義弘は宮及び菊池氏を追窮することをなさず、大友彈正少弼を守護代として肥後に留め軍を筑前に還す。此の時筑前にては少貳、大内の軍蘆屋に戦ひ大内氏の軍敗北し、大内盛見が弟藏人大輔教弘以下の將士數多討死にし盛見僅に免れて豊前に退く。

九月二日少貳貞頼勝に乗じて逃ぐるを追ふて豊前國に入り立石原に至る千葉、大友、大村、星野、秋月の諸氏亦追ふて立石原に集る。盛見の危急存亡旦夕の間に迫る、會大内義弘、肥後の軍を引揚げ筑前に至るを以て貞頼止むを得ず軍を寶滿嶽に還す。大内義弘、軍を整へて太宰府に迫る。對陣五十餘日、折から室町幕府の使者到り。十一月二十七日、和議全く成り、義弘遂に大宰大貳に任せらる。之に於て家臣陶尾張守弘房を以て守護代とし、博多に居めしめて軍を中國に還す。之より大内氏の威望、諸氏の上に傑出し、令達の如き大宰宣を以て稱へたりし程なりき。

## 大友氏鑑の叛亂

かくて五年より六年にかけて、豊前國大に騷擾す。抑も豊前は大内義弘守護の國なり。之より先義弘は家臣杉彈正大弼弘信を守護代として企救郡神田の松山城に置き、豊前の國政を司らしめ、門司の

城主門司下總守には専ら門司關を警護せしむ。去年六月守護代杉弘信、周防國山口の在番に轉じければ同苗彌太郎光治、弘信に代りて神田の松山城に居る。

それ斯くの如く大内義弘は重なる家臣を置きて此の國の政治を行はしむと雖、人心の歸服は俄に得べくもあらず。多かる氏族の中には少貳氏譜代もあり。大友氏恩顧の族もあり。間には遠く菊池氏と志を同じうする者さへあり。之等の諸族は大内氏の治下に在るを快しとせず、輒もすれば機を見て共に起らんとする形勢あり。斯かる所に豊後の大友左近大夫氏鑑は檄をこれ等の氏族に傳へて誘引す。

抑も大友氏鑑は、刑部大輔時が長子なり。幼より武幹ありと雖、民を治むるの器にあらずとて、家を繼ぐことを許されず、心潜に之を憤り、機會の乘すべきあらば宗家を倒して自立せんと志あり然るに大友家當代の主修理大夫親世は、昨年の冬より京師に在り、病に罹りて國に下ること能はざりければ、氏鑑好機逸すべからずとし、或時月見の宴に托して同族右京大夫氏貞を招き、窃に己の所思を告ぐ。氏貞之を聞きて切に慇懃す氏鑑依つて志を決し、檄を兩豊の氏族に傳ふるに至れるなり。

檄に應じて味方せんことを答へ來たれる者は規矩權頭種有、北條武藏守時直、宇佐大宮司公晴、菱形刑部少輔長量、土岐大和守頼忠、安心院右馬允、草野民部重、妙見伊勢守昌親、長洲刑部左衛門尉吉綱、中村十郎房信、住江大藏少輔時元、時枝左馬允惟光、中津江太郎、名和刑部重、山名相摸守、岩屋和泉守、藥師寺山城守、吉富玄蕃頭、等覺寺の座主堯賢僧正彦山の山伏、其の外豊前八郡の士六十餘氏の多きに及ぶ。

さる程に大友左近大夫氏鑑は、大友修理大夫親世が内室及び子息ども害し、親世が留守居の士卒を滅ぼし、然る上にて旗を揚べしとて戸次入道寛山を差遣はす。

親世の室は當時白杵城に在り。九月二十七日入道寛山白杵城に至り之を攻む、城の守將岡崎帶刀爲氏、大野七郎重親、高崎藏人基有等士卒を勵まして之を拒ぐ、寛山輒く進む能はず、暫く退きて攻戰

の謀を運らす。此の間に親世が族兵部丞親道、殿中に入り、親世の室を誘ひて城を出で、鶴崎港より船に乗り、辛うじて長門國に通る。

兎角する間に戸次寛山の戦備全く整ひ烈しく攻立てければ、國崎爲氏、大野重親、高崎基有の三將死力を盡して防戦すと雖、衆寡遂に敵し難く、城兵も残少く戦死したりければ、「今は是迄なり」とて殘兵百餘人と共に屋形に火を掛け、自及して死す。城既に陥りければ、入道寛山は直に使者を立て、戦捷を報じ置き、應て三將の首級を携へて府中に凱旋す。大友氏鑑府中に在り、捷報を得て大に喜び祖先傳來の白旗を立て、寛山が凱旋を望見す。豊後の士人風を望みて來り投じ、府中の軍容大に振ふ。十月朔戸次治郎大輔親秀を先陣の大將として豊前國に發向せしむ。親秀豊後を發し、翌日直に神田の松山城を攻む。城將杉浦太郎光治支ふる能はず、一族郎從三百餘人皆自害す。親秀依つて松山城に入り、此所に根據を定む。

戸次親秀が出發に後るゝこと、一日大友孫三郎氏親も亦豊後を發し、翌三日岩石城を攻む。城主大庭平太景忠固く拒ぎて降らず、氏親攻撃三晝夜に及景忠遂に敗走す。此に於て氏親、田川郡大善寺の城主大友右兵衛親泰をして之を守らしむ。

別に大友左兵衛督氏廣、同族少輔太郎氏胤と共に門司城を攻めんとして發向せしかども、折から降雨烈しく、洪水道を杜ぎて進む能はず、空しく神田に引還す。時に豊後より使者あり、「下毛郡鴻巣城を攻むべし」とありければ、八日大友氏廣氏胤鴻巣城を攻む。城將名和入道寂心力盡きて出降りければ、二人之より宇佐郡に入る。斯く大友氏鑑の軍、急激に豊前に打入り神田、岩石等重なる城廓を奪ひて根據を固め、益國內を經略せんとしけるが、此の事周防に聞ければ、大内義弘之を京師に訴ふ將軍足利義持狀を具して之を奏上す、朝廷義弘に命じて之を追討せしめ給ふ。之に於て十月二十二日杉弘信周防の山口を發して豊前に向ふ。別に天野讃岐守元重は大内義弘の名代として安藝周防の兵を

率ゐて出向ふ。兩將軍東の港より船に乗り、豊前國吉志畑に到着す。豊前國之より愈多事なり。豊前の氏族にして大友氏鑑に味方せる者甚だ多く、其の上に主要なる城郭は既に其の有となれりと雖、竊に大内氏の兵の至るを待てる者も亦尠からず。今や大内氏の兩將吉志畑に到着しける由を聞き、之等の諸氏争うて之に赴く、門司左近太郎親常、同民部入道一德齋、小野田兵部少輔通忠等は其の重なる者なり。規矩權頭種有、同太郎種尙は、先に大友氏鑑の檄によりて味方せんことを申送れる者なるが之亦來り加はる。偶其の夜風雨晦冥なり、天野元重、杉弘信之に乗じて松山城に押寄す。城の守將戸次親秀、其の頃は豊後に在り、城代大田原兵庫助行房、寡兵を以て拒戦ふに由なく恨を飲んで屠腹す大將死すれば一族郎從之に倣ひて死し、行房が二子小太郎行國、小次郎行政幼年ながら亦差違へて死す。曉に及ぶ頃全く陥る。等覺寺の僧正堯賢松山城の急を聞き赴き援はんとしけるが却つて大内氏の軍に打ち敗らる。二十四日長野修理大夫義種、松山城陥り、堯賢僧正敗軍の由を豊後に報す。

此の日豊後の府中にては、氏鑑が嫡子氏が公が婚姻慶賀の爲に將士等參集の折柄なりければ、直に軍議を定め勿々出陣の備を爲す。大友氏鑑、大内勢大舉して來り、頼に思ひし松山城既に陥落せる由を聞き、一族與黨を從へ、雪蔽がちなる十二月中旬の寒天に、自ら將となりて宇佐に至り、廿一日仲津川に着す。大内方にも、大友氏鑑が自ら大軍を率ゐて出向ふ由聞ければ、之を山口に報じて出兵を乞ふ。之に依つて義弘の代官陶筑前守弘房大將となり、安藝備後の兵を率ゐ、十二月十八日周防の多々良濱より船に乗り、豊前國神田浦に着し廿一日長者原に進む。此の頃松山城には天野安藝守義顯弘信に代りて居る。

大内大友二氏の軍漸く近づけり。翌廿二日兩軍築城原に會戦す。大友方の先鋒戸次治部大輔親秀、大内方の將武田安藝守が陣を衝く。之を始めとして立花筑前守種統、吉岡兵部少輔親通は、矢田太郎間田刑部少輔と戦ひ、牛尾民部親氏、松野備前守氏晴は杉阿波守と挑合ひ、其他諸陣もそれ〴〵各地

に斬り結び、鬨聲山野を驚かし、一進一退暫く勝負も見わざりけるが、先陣の戸次親秀、陶越前守が横撃ちに遇ひて先退き、牛居親氏は宍戸安藝守に敗られ、松野氏晴も同じく宍戸安藝守が伏兵に遇ひて敗北し、大友勢一陣一陣と崩れ立ければ、大將大友氏鑑氣を苛ち、自ら馬を進めて將に音無川を渡らんとする所に、天野讃岐守元重、氏鑑が本陣を衝きければ、氏鑑が軍稍崩れ立ちて見わけける所を、大内勢備を亂して之を追ふ。其の勢ひに辟易して大友方の後陣の兵戦はんとせせず、ひた引に引き、全軍宇佐に退却す。

大内勢鉾を轉じて馬岳城に攻めんとしけるが、城將新田上總介義氏出降る。此に於て馬岳の寄せ手は難行原に退く。大友氏鑑、宇佐の大宮司が館に在り、敗軍を集めて其の勢を慰む。斯る所に新田義氏が敵に降れる由偵察の者より之を報す。將士之を聞きて失望す。此に於て戸次親秀は、沮喪する士氣を鼓舞せんが爲に切に松山城の攻撃を勸む。因つて親秀及び大友氏貞を兩大將として松山城に赴かしめ、別に使者を長野義種に遣はして緩急之に應せしむ。時に之十二月大晦日の事なり。世良田大膳大夫貞親、急に使を松山城に遣はし親秀等が松山城に押寄せんとて既に宇佐を出發せし由を告ぐ。城將天野義顯之を聞き謀略を定め、門司左近太郎親常、高橋彌十郎種基、志芳和泉守政義等をして之を拒がしむ。親常等伏兵を設け亂火を備へて之を待つ。戸次親秀は既に敵に知られたりとも知らず、斯かる備へのありとも覺らず、眞つ先に進みて門司親秀の軍に出會ひて之を打破り、逃ぐるを追うて急に進みけるが、忽ち亂火四方に燃わ上り、伏兵左右に起りければ、親秀途方に迷ひ、見る間に兵士残り少になり。僅に其場を遁れ、如意林寺に駆け上りて自殺す。難行原の大内勢、松山城の急を聞きて援兵を出す。大友氏貞、行事川にて其の援兵に行會ひ、一戦にも及ばずして宇佐に退却す。長野義種は、大友氏鑑の命により、貫掃部頭宗景と共に松山城に向ひけるが、狸山にて高橋種基、志芳政義に出會ひ、雙方勇を奮ひて戦ひ、種基等遂に敗北す。義種、宗景、之に乗じて猛進しけるが、松山城に

近づく頃、新手の兵敵に加はり散々に打敗られて之も退却す。

大友氏鑑宇佐に在り、様子如何にと氣を惱まして相待ちける所に、戸次親秀の敗者先づ至り、大友氏敗れ歸り、長野義種等も遂に打負けたる由聞わければ、士氣大いに阻喪し、兵士の散亡する者多く遂に豊後を指して退却す。大友氏鑑の軍、既に豊後に引ければ諸城概ね大内氏の有となり。残るは僅に香春嶽、障子嶽、岩石其の外數城あるのみ。

應永元年正月元日、大内氏の軍京都郡障子嶽城を攻む。城主千葉上總介光胤、元日の賀儀を行へる所に鬨聲四方に起りければ、城内狼狽一方ならず。されども死力を盡して戦ひける程に、其の日は大内勢退却し、翌日再び來り攻む。城兵力屈して支ふる能はず、光胤潜かに逃れて大山嶽に至り。城大内氏の有となる。光胤の妻も其少子千菊丸と共に、大田藏人と云へる家人に擁せられて遠く筑前に遁る。六日大内義弘の三男修理太夫盛見、周防の山口を發し、七日豊前の鶴港に到着す。これ豊前在國の大内勢を援けて大友氏の殘黨を掃蕩し、政令を定めんが爲なり。大内氏の軍益々振るひ、大友氏の殘黨にして出降る者も亦尠からず。九日、大内盛見田川郡に至り、軍を分ちて十三隊となし四方より香春城に迫る、城主千手信濃守興房之を聞き、諸將を部署して諸門を固めければ、大内勢輒く進む能はず既に其の日も暮、十日兩軍の寛合十八度に及べども、勝敗未だ決せず。十一日には大内勢四方の口々に火を掛けて進みければ、城兵大に屈す。翌十二日には二の丸を奪ひ取られ、防戦の術既に盡き、大將興房、嫡子彈正大弼高房をして竊に城を逃れ出でしめ、一族郎徒と共に自殺す。千手藏人光房は婦女小兒を殺害して最後に及に伏す。盛見城を收め、原田左衛門佐種光を以て奉行となし、神社佛閣を修築し、民を慰撫せしむ。

大友方の香春嶽陥いて岩石城既に危し。其頃岩石城には大友氏鑑が嫡子豊後守氏公あり、急使を豊後に遣はして援兵を乞ふ。氏鑑因つて之を援はんが爲に日向、肥後、肥前の兵を催促す。大内盛見は

大友氏鑑が兵を四方に募る由を聞き、「其未だ至らざる前に於いて岩石城を攻め落すべし」とて十九日伊田大原に陣を進め、俱利伽羅院を本陣とす。大善寺の城主大友親泰之を聞き蛇面城主曾我九郎祐能に婦女幼者を託し、一族家人を率て十九日の夜岩石城に入。然るに九郎祐能俄に心を變じ其女子幼者を伊田大原の陣に送る。明神山の城主曾我太郎祐長は祐能の兄なり。祐長、弟祐能の變心を聞きて大に憤り、自ら出で、弟を討たんとす。然るに祐能之を探知し、却つて明神山に押寄せ、兄祐長を討取り其首を伊田大原の陣に送る。大友氏鑑、一族郎従を始めとして肥筑の與黨を従へ、大に軍容を張りて愈豊後を出發し、二十三日彦山の太南に陣し此にて軍を二つに分ち、大將氏鑑自ら第一軍を率ゐて大臺に陣し、第二軍は大友右馬頭氏世、同右京大夫貞之に將として弓張嶽に陣す。廿四日大内盛見愈岩石城を攻めんとて備後以西の大軍を整へ、俱利伽羅院を發して本陣を本松に進め廿五日四方より攻め上りけるが、城兵木材巨石を投じて之れを拒ぎければ大内勢の討たる、者甚だ多く、互に退きて其日は戦ひを休む。大内勢の寄手の軍中に小部兵庫助豊房と云ふあり。元來大友氏公の同腹なりければ、矢文を城中に送りて反忠せんことを云ひ遣りけるが、其事大内勢の知る所となり、却て其術を以て城兵を誘ひ、大に宮馬場に破る。廿六日大友氏鑑、使を岩石城に送りて應援を約し、大臺の陣を打立ちて落合谷に陣を張る。大内盛見自ら岩石城攻撃の軍を分ち、之れに將として氏鑑が落合谷の陣に向ふ。大友氏の堯生葉の旗、大内氏の唐菱の旗、何れも寒風に飄へりて柳原に相望む。觀音寺の森の南に於て兩軍戦ひを開き、互に鯨波を作りて押合揉み合ひ、少時火花を散らして戦ひけるが、大友の軍勢次第に崩れ、大將氏鑑を負うて大臺に退き、諸隊之れに續きて敗走す。此に於て大内氏の總軍岩石城に攻め上り、四方より亂入しければ城を拒守する能はず、城將大友氏公以下一族家人座を列ねて自殺す。此に於て大内氏の兵城を焼き拂ひて大行寺河原に引揚ぐ。大友氏鑑は一旦大臺に退き、尋で彦山に逃れけるが、岩石城既に陥り、嫡子氏公以下自害せし由を聞き、望みを失ひて豊後に引退く。豊前

の士皆大内氏の兵勢に靡く。此に於て大内盛見、大庭平太景忠の筑後に在るを呼返して岩石寺を守らしめ、大善寺城を筑紫但馬守光親に預け千手興房が嫡子高房が筑前に在るを呼返して元の如く香春城を與へ、千葉光胤の嫡子千菊丸にも元の如く障子嶽城に居らしむ、斯くて盛見は香春に凱旋す、筑後の人星野常陸介親長、大友氏鑑に味方して豊前に赴きけるが、途中にて岩石落城し大内盛見は香春に在る由を聞き馳せて之に向ひ、伊田川に於て大内氏の軍に出會ひ流れを渡つて戦ひ敗北す。秋月三郎種有之を走路に要して討取り、首を香春の陣所に送る。此の時に當りて、京都なる大友修理大夫親世、病全く癒わぬ、二月十一日京都を發し、難波より船に乗り、二十二日豊後の鶴崎に着す。之に因つて國內に潜伏せし一既家人は云ふに及ばず。是迄氏鑑に従ひし者迄も甲を脱ぎて來り投す。親世之を赦し直に臼杵城に向ひて之を取返し、二十四日大友氏鑑を府中に攻む。氏鑑之を聞き如來院に立籠もりて之を待つ。親世の先陣田原右馬允親時は惣門よりし、大友彌三郎氏元は南門よりし高崎主馬判官豊時は東口よりし、三方同時に攻め寄せければ、院内の兵敗北し、多く本堂の廣庭に於て戦死し、氏鑑經藏に入りて自殺す。氏廣、氏宗、氏貞等亦自殺す。此に於て大友親世再び豊後の本領に安堵し右馬允親時を豊前に遣はし、國內鎮定の狀を大内盛見に報す。大内民の豊前の守護職、此に於て其の根柢を固うす。

### 豊前の名族新田氏の滅亡

馬ヶ嶽の城主に新田左馬助義高あり。其の父義氏に襲ぎ、名族を以て鳴る。

然るに、正長元年の春、菊池太郎武忠、大友氏の舊怨を追懷して兵を擧げ、恣に豊前を侵略す、武

忠、先づ田河郡に入りて、畠山式部大輔義深に奪はれし戸代山城を復し、福智山をも陥れ、上毛郡に牛王山城を略す。

義高、深く憤る所あり。即ち東豊前の諸城主に檄し。精兵二百騎を率ゐて發し、中津川に出でて重松田口、及び下毛郡の諸將と歎を結ぶ。

義高、更に宇佐大宮司を其の黨に加へんと欲し、進みて驛貫川に至る。時に菊池武忠、豊前にあり義高の既に宇佐郡に入るを知り、自ら三百餘騎を率ゐて之を二隊に分ち、一は川の西岸なる瀬社の林中に伏せ、一は川の東邊なる小幡の森中に隠れて之を待つ。義高、さらに其の謀を知らず。舟を中流に泛べて將に河を渡らんとす。武忠の兵、俄に起て、兩岸より之を射る。義高、大に驚き、且つ怒つて之を罵り、船田、岡見、小野木、岡野等の勇臣と共に、死を極めて拒ぎ戦ひ、遂に雨箭を冒して西岸に上り、武忠の姪、掃部助を殺し、勇を奪つて戦ふこと數時、敵六十七騎を斃し、益々進みて武忠の麾下を馳突せんとす。船田、小野木等、馬を控へて之を切諫し、殘兵を率ゐて敵を拒ぐ。こゝに小野木は、漢の紀信に倣ふべしと。自ら義高の名を冒して自殺しければ、敵軍盡くこれに胃集せり。此の時、當に黄昏、咫尺辨せざるに會す。義高、西郷、舟田、麻生等の親兵、數騎と西走し、夜半、漸く中津川に達す。しかも遙に吹上坂より、敵軍の追ひ來るを見る。義高、憤激、事のなすべからざるを知り、乃ち走て、路傍の辻堂に入り。從臣、羽川主計頭を招き、之に命じて、己が首級を敵に奪はるゝこと勿らしめ、遂に慨然、自殺して死す。羽川仍て、中津川神主重松刑部少輔は、舟田入道の妻兄なるを以て、急に之を告げてその救を請ふ。重松、大に驚き、同僚矢野新右衛門等に命じ、義高の死体、並に重傷者麻生孫七郎を輿迎し、孫七郎は二郭の宗信の菴室に隠し、義高、及び羽川の殉死せし死体は、竊にこれを菴室の後に埋め、以て漸く敵兵の害を免れしむ。時に永享三年正月十五日なり。初め、武忠、別に一千二百餘騎を左衛督成に與へて馬ヶ嶽の留主を襲はしむ。事、不意に起り、義

高の宗子左京太夫義通、弟竹王丸等、擧族たゞ一時に滅亡し、獨り三男義丸、僅に通るゝを得たり。是れ實に其の月の二十二日なりき。三男義丸の城を通るゝや、時に八歳、乳母、之を抱き、船田入道互加たり。その日は菩提所國分寺の方丈に隠れ、夜に入つて椎田港に走り、二十四日の夜、船に乗じて中津川に渡り、重松氏に據る。義丸、終に重松氏に養はれ、義房の孫女と婚して、義忠の猶子となると云ふ。之を以て菊池は忽ち豊前の大半を畧取し、勢力、大に張りたれども、數日にして大内盛見の大軍に破られ、狼狽走りて肥後に歸りたり。此の後、當國元録には、永享三年三月中旬、義高、宇佐宮に詣けるを、大宮司聞きて、義高、先年大友家の敗軍を助けず、利さへ大内家に降りしは不義なりと。即ち急に義高を撃つとし、馬ヶ嶽の落城を以て、大宮司の兵、大友の援兵と共に攻寄せたるなりと。中津記、又、義高の戦死を以て宇佐大宮司との對陣とし、其の一説を大友中務大輔持直と戦ふて死すと云へり、妄説にして共に信するに足らず。

## 大内持盛の亂

永享三年の四月、大内徳雄、筑前に立花城を移きて勢威、大に張りしが、其六月二十四日に、少貳満貞の子、新少貳資嗣の爲に敗られ、遂に資嗣、並に大友持直とに會し糸島郡の深江に戦ひ、大内勢利あらず、徳雄こゝに戦死す、大内氏の族亦た死し、之より少貳氏の士氣稍振ふ。

豊前にては、大内持世の弟、持盛、朽繪に在りけるが、同族徳雄、深江に戦死し、大友氏の兵、漸次、北進しければ、止まり拒ぐこと能はず、守護代杉伯耆守と共に、長門に退去す。此に至りて、大内氏の族、殆んど九州に跡を絶ち、義弘、以來の經營、一時に瓦解す。其の年十一月三日、大内之介持世、叔父徳雄が敗亡の恥辱を雪がんと欲して筑前に亂入す。筑前に入れる大内持世は、かの大友勢

を打ち破り、進んで豊前を侵畧す。こゝに大友持直の弟親雄、企救郡に在り、持世。之と對壘し、菊池兼朝の援軍を得て、屢々親雄と戦ふ。大内持世は、かくの如く、大友持直と對壘する間に、災害内  
部より起りて、軍を還すの止むなきに至りたり。持世の弟持盛、長門を領しけるが、此の頃、兄持世  
に對して不平なり。大友持直に應じて持世に反く。されば、大内持世は、腹背に敵を受け、事態甚だ  
急なりしが、探題滿直の急訴により幕府は書を大友親綱、菊池兼朝及び安藝、石見、伊豫の諸將に與  
へて、持世を助けしむ。援軍、未だ至らざるに、大内持盛。大友持直、兵を合せて襲ひければ、持世  
支ふる能はず。四年二月豊前を捨て、周防の山口に退却す。持盛も山口を取らんとて、軍を長門に還  
す。事態、斯くの如く急なれば、幕府は頻りに安藝石見の諸將、及び伊豫の河野通友、豊後の肥田氏  
田原氏、佐伯氏等を促し。急に大内持盛、大友持直、少貳滿貞を伐たしめ、特に大友親綱には豊後を  
與へ、菊池兼朝には、筑後を與へんことを約して、之を勵す。そのみならず。島津友豊が子の陸奥  
守忠國にも書を與へて、大友持直を討たしむ。大友持世は斯くの如く、幕府の援護を得、備後、安藝  
石見、及び伊豫の兵を率ゐ。大友親綱、菊池兼朝が兵を合せ、大内持盛を追ふて豊前に至り、企救郡  
篠崎にて、大に持盛と戦ふ。持盛、兵力足らず。遂に敗死す。

### 嘉吉亂後の州の大勢

嘉吉元年の六月二日、赤松滿祐が將軍義教を殺し、その居城、播磨白旗城に據るや、幕府は諸國の  
將士に令を傳へて來會せしむ。然るに豊後の大友持直、肥後の菊池兼朝等はその命を奉せず。剩さへ  
少貳教頼は對馬によりて、却て、滿祐に應じ、家臣宗貞盛と共に之に赴き、未だ到らざるに、白旗城  
陥り、滿祐誅に伏しける由を聞き、途より引返す。時に九月十日なり。

滿祐の弟、則繁來りて少貳、大友二氏に憑る。幕府因つて大内教弘をして、少貳、大友、菊池及び  
其の與黨を討伐せしむ。教弘は持盛の子なり。七月、持世、卒しければ、教弘其の後を嗣げるなり。  
教弘、京師に在り。族人等に命じて先づ少貳氏を伐たしめんとす。然るに少貳教頼は、頻りに幕府に對  
して二心なからんことを陳すれども達せず。兎角する間に、大内氏の兵、海を渡りて筑前に來り、先  
鋒、既に肥前の地に入る。少貳氏は陳情、途に遮られて達せず、大内氏の軍、間近く迫り來りければ  
「今は猶豫すべきにあらず」とて一族郎徒を集めて之を拒がしむ。此に於て一門の諸將、東肥前に出  
て三根郡に屯して之を拒ぐ。大内勢、之と戦ひて敗北し、軍を筑前に退く。少貳勢北ぐるを追ふて、  
筑前に出で、將に豊前に追窮せんとす。斯かゝ所に大内之介教弘は、纜を攝津の難波に解す。豊前に  
來りて攻戦を議す。杉重正、陶弘房を始めとして、宇都宮豊前守清綱、紀井式部大輔安綱、麻生次郎  
元親、其外長野、秋月、秋月、高橋等の諸將來り會す。その兵、凡そ二萬餘騎、宗像を経て箱崎に至  
り少貳氏は寶滿岳を主城とし、支城を各所に置きて之を待つ。十二月、大内氏の先鋒、豊後守重正、  
陶越前守弘房、少貳氏の支城要害を打破り、大宰府に肉薄す。少貳氏の兵能く戦ひ、大内勢を斥くる  
者再三、二十五日、大内氏の軍、勇を奮ひて突撃す。少貳氏支ふる能はず。復海に航して對馬に遁る  
此に於て、大内教弘、軍を分ちて散在せる少貳氏の餘黨を掃蕩せしめ、豊後の大友持直、肥後の菊  
池兼朝を抑へ、家臣陶越前守弘房を箱崎に置き、仁保加賀守弘直をして大宰府に居らしめ、守護代と  
して筑前を鎮せしむ。探題澁川教直は、姪濱(筑前)に居り、前探題澁川道鎮は肥前に、杉豊後守弘重  
は豊前に在り、其他秋月氏は筑前に、千葉氏は筑後に在りて、皆大内氏の指揮を待てるなりき。之よ  
り凡そ二十年、小争闘を見るの外、九州の大勢、大族の消長に關する程の騒亂なく、士民各其の業に  
安んずるものゝ如し。大内之介義弘、已に、少貳教頼を追ひ、大内持直、菊池兼朝を抑へ、それぞれ  
の守護代、藩屏を定めれば、軍を整へて周防の山口に凱旋す。

## 少貳氏の復興并に實權の掌握

仁保加賀守弘直、少貳政資を太宰府に迎へ、其身は出て豊前に至り馬嶽城に入。大友親繁は其子左近將監政親を遣はして豊前を侵さしむ。政親の妻は大内政弘の妹なり。政親、大内氏を援けんと欲す親繁、將軍の命背くべからざるを云ひて之を勸めしむ。政親、豊後の國士を將ゐて發し、先づ朽網左馬佐繁成、奈田伊賀守隆實を以て先鋒とし、紀井右衛門佐長野壹岐守を討たしむ。右衛門佐等出でて仲津郡の糸口原に防ぐ。兩軍此に戦ひけるが、右衛門佐戦死し、壹岐守出奔す。政親兵を治めて宇郡の龍王城に至る。管領細川勝元之を賞すること甚だ厚し。

さて大内掃部入道々頼は、陶尾張守弘護と周防に鞍掛山にて戦ひけるが、利あらずして安藝に通る時に文年元年の九月なり。其の後道頼石見に至り、吉見信頼を頼み其の兵を以て周防に出でけるが、再び弘護に打敗られ兵士爲に散亡し、道頼僅に通れて豊前に來り、馬嶽城に入りて仁保弘直に會す。陶弘護兵二萬に將として、追うて豊前に來り、馬嶽に迫りて道頼と對陣す。二年大内政弘京都に在り叛徒の未だ平定せざる由を聞き、益田越中守貞兼を下向せしめ、陶弘護に力を協せて速かに叛徒を戡定せしむ。弘護、貞兼と共に道頼の屬城たる長門の一瀬城、豊前の小倉城を抜き、兵を集めて道頼を馬嶽城に圍む。吉見三河守政頼及び三隅、紀井、長野の諸氏之に參會す。

大内道頼は、羽翼既に斷たれて兵寡く、斯くても尙拒み戦ひける間に仁保弘直は戦死し、寄せ手頻に亂入しければ、力屈して遂に自殺す。此に於て大内氏の内亂鎮定す。陶尾張守弘護は、既に大内道頼、仁保弘直を滅ぼしたれば、進んで筑前に至り、父越前守弘房と會し、將に少貳政資を太宰府に攻めんとす。少貳政資は、去年五月將軍義政の令符を得て、豊前筑前肥前壹岐對馬、所謂三前二島の守護となり、舊族家人を慰撫して兵勢復振るふ。陶尾守弘護、率ゐる所の兵二萬人に、原田、秋月、宗

像、山家、麻生諸氏の兵一萬を加へて、宗像、香椎、箱崎等の各所に陣を列ね、太宰府に相對峙す。太宰府にても、宗佐渡守盛見、同遠江守貞房、家事を行ひ、軍務を監し、其外筑紫、馬場、横岳、久保、朝日、山井、平井、今泉等の諸氏、筑前肥前壹岐對馬の兵一萬餘騎、要所々々を固く守る。大内氏の軍輒く進まず。少貳氏の兵妄りに挑まず、互に持久の計を取る。此に於て幕府は薩摩の島津陸奥守忠國及び立久に命じて、大友氏と共に大内氏の領内に亂入せしめ、奏効せば少貳氏の舊領を除く外九州に於ける大内氏の領土を與へんことを約す。忠國は久豊の嫡子にして、立久は忠國の子なり。

立久命に應じ、大友政親と會して共に筑前豊前に前進せんとして大隅の本田國親をして其準備をなさしめけるが、會父忠國卒したるを以て果さず。其の後、大内少貳の二氏和平し、兩軍互に軍を收む

## 大内義興の侵略

大内介左京太夫義興は義興の子なり、威勢、唯に九州に振へるのみならず、中國に於て然り、延きては四國にまで及び、明應元年、前將軍義種の逃れて山口に憑るや、大内氏をして尙此の上に重からしたるなりき。

こゝに豊後の大友政親は、筑前の立花城に出でんとて、海路を廻りて企救海を通りけるを、義興之を知りて掩撃す。政親不意の襲撃に、術のいづべきを知らず、遂に大内勢の及下に殞る。政親の從臣之に従ひて、死する者數百人、皆、海底の藻屑とならざるなし。

然れば、大友政親の子修理太夫義有は、父の仇を報ゐんとて、翌る文龜元年に兵を出し、先づ京都郡に馬ヶ岳城を圍む。城主は大内氏の代官杉兵庫介弘隆なり。屢々出でて大友氏の兵を斥く。閏六月二十四日、大内、大友の兩軍、大に同郡の脊尾崎に戦ひ、大友氏勝利を得、杉弘隆を打ち取る。弘隆

の子助六郎興氏傷を蒙りて甚だ重し、郎徒之を看護し、船に乗せて周防に通る。大内之介義興、馬岳城の敗報を得て、之を憤り、陶、桂、吉見、熊谷の諸將に命じ、兵二萬を率ゐて大友氏を討たしむ。大友義有、大いに之と戦ひ、利あらずして歿す。義有の士卒二千餘人之に死す。大内氏の兵凱歌を揚げて山口に旋へる。

### 大友義鎮の一進一退

毛利元就、既に大内義長、及び陶全義父子を討夷し、勢力日を追ふて熾んなり。常に大友義鎮が、中國の擾亂に乗じて、筑前、豊前を横領せるを惡み、之を討伐して大内氏の舊領を恢復せんとして、弘治三年の春、次男吉川駿河守元春、三男小早川左衛門佐隆景を九州に遣はす。

元春、隆景、兵數萬を率ゐて海を渡り、門司城に據る。松山の城主杉十郎隆重、長岩の城主野仲鎮守等來り會す。

大友義鎮、之を聞き、毛利氏の兵を豊前の國境より逐出し、進んでは中國にも攻め入らんとて、之亦數萬の軍を整へ、自ら出で、龍王に陣す。宇佐の郡士三十六人、其の兵數千、來り會す。

義鎮、田北近江守親賢をして、松山城に向はしめ、佐伯紀伊守惟教、志賀又六郎鎮安を長岩城に、戸次伯耆守鑑連、臼杵越中守鎮速、吉弘左近大夫鑑理、齋藤兵衛太夫鎮實をして、門司に向はしむ。

大友氏の部署斯くの如く定まり、軍兵次第に近づきければ、毛利氏に於ても又、其の備へを設けて之を待つ。

長谷城主野仲鎮兼は、一族郎黨を率ゐて城外に出で、伏兵を設けて敵を險阻に誘ひ、首級を得ること百餘、寄手の大將佐伯惟教は、之を無念に思ひ、更に兵を勵まして奮進し、精兵六千を以て頻りに

城を圍む。城兵防ぐ能はず。鎮兼、志賀鎮安に頼りて成を乞ふ。惟教之を龍王の本陣に問ふ。大友義鎮、之を聽し、即ち本領に安堵せしむ。

松山城主杉隆重、亦降を乞ふ。田原親賢、其の質を受けて之を龍王城に問ふ。義鎮亦た之を聽す。門司城に向ひし大友方の四人の將、戸次鑑連、臼杵鎮速、吉弘鑑理、齋藤鎮實等は毛利氏の兵と立石原にて出會ひ、刀尖より火花を散らして戦ひけるが、毛利方の吉川元春、臼杵鎮速の軍を打破り、小早川隆景は、吉弘鑑理の軍を打破る。鑑連、鎮理の兵敗走して、齋藤鎮實の陣に落掛かる。此に齋藤鎮實、大音聲を揚げ「卑怯なり、味方の奴原、立直して敵に當らずば、味方ながらも切て捨つ可し」と呼はりつゝ、兵を麾きて真先に進む。戸次鎮速も之に會し、共に敵の中堅を衝く。

吉川元春、小早川隆景も兵を麾きて奮戦し、互に一歩も退かじと揉合けるが、戸次鑑連が家兵の一隊左陣に在りて、頻りに鐵砲を打懸ければ、毛利氏の兵、忽ちにして死傷夥しく、次第に崩れ立て見わたる。大友氏の兵、之に勢を得、関を作りて攻め掛る。

吉川元春、小早川隆景、聲を啜らして勵ますと雖も、味方の兵を立直すに術なく、敵を防ぐに力なく、遂に規矩郡に退却す。豊後勢、逃ぐるを追ふて繼ぎて至り、中國勢人馬の足を廻らすに暇なく、争ふて船に乗り、長門に退く。大友義鎮、龍王城に在り。之を聞いて大に喜び、更に田北大和守鎮生、朽網參河守をして馬ヶ嶽を攻しむ。城主貫親清、風を望みて下城す。規矩城の長津筑後守吉辰、神田城の神田重清、佐野城の佐野親重等皆來りて、大友氏に屬す。彦山の衆徒三千人、亦龍王の陣に來りて戦勝を祝す。此に於て、豊前、全く大友氏の有となる。大友義鎮、田原近江守親賢を妙見に、山内外記鎮廣を龍王に置いて、豊前國を鎮せしめ、凱歌を揚げて豊後の國府に旋へる。

大友氏は、兵を筑前に出して毛利氏と争ひしが、元就の小早川隆景をして、九州に至り、其與黨を助けしむるや。毛利氏の黨、復た振へり。仁保隆重は規矩郡に在り、高橋元種香春城に在り、柳澤監



物は門司城を守る。此に於て大友義鎮は、諸富中務少輔鎮包をして、豊前の監代たらしめたり。

毛利氏一たび大内氏に代りてより、筑前、豊前は毛利氏、大友氏の争亂地となり、大友義鎮は、出雲の尼子晴友と相約して、毛利氏を謀るが故に、毛利氏は新勝の勢と大内氏の餘威とを以てすと雖も、力を此の二國に専らにすること能はず。弘治三年の立石原の戦ひには、全く大友氏の勝利となりたり。其後兩國の士にして毛利氏に心を寄するもの、屢々毛利氏に援けを乞ひければ、元就は尼子氏に對する勢力を割き、小早川隆景をして、是等の士を助けしむ。隆景は長門、豊前の間を往復して豊前北部の諸軍を經略す。

永祿四年七月、大友義鎮、豊前に在る毛利氏の黨を追討し、直に海を渡りて中國に入り、尼子晴友と共に毛利元就を挾撃し、其領地を併略せんとして、宗徒の兵數萬を率ゐて、豊前に來り、中津に陣す。戸次伯耆守鑑連、田原近江守親賢、同左京亮、田北刑部大輔、同民部守輔、鶴原掃部助、臼杵新次兵衛尉、吉弘内藏之に従ふ。十六日、田北刑部大輔、輔同民部大輔等、香春城を攻む。城は城主高橋元種、右衛門太夫重種、毛利元就に従ひて石見に出陣し、家兵多く之に従ひ、守兵、甚だ寡なし、されども城の要害堅固なるために、寄手も輒く進む能はず。斯る間に高橋元種急使を石見に遣はして、重種の軍を歸さしむ。大友氏の軍之を知りて急に攻む。元種傷を蒙りて國見嶽に逃る。

大友氏の軍、城郭を收め、進んで國見嶽に攻め登る。元種力窮まりて自殺す。妻子一族の之に死する者甚だ多し。中一日を隔て、重種、石見より歸りたれども、事遅れて詮方なく、只無念の齒を噛むのみ。毛利元就、香春嶽、落城の報を聞き、急に仁保隆重を遣はして、豊前の味方を助けしむ。隆重來りて、神田城に入る。八月、大友義鎮、進んで門司城を。攻む田原近江守親賢、吉岡越前守先登す。城主仁保常陸助隆康、副將監物と共に堅く守る、田原親賢等、攻め登りて志を得ず、空しく退却せんとする所を、城兵に追撃せられ、殆んど得られんとす。其臣に武宮武藏守と云へる大力の勇士あり、

能く敵を防ぐ。親賢辛じて其間に逃る。

大友氏の兵、之より近く寄らず、陸には陣を聯ね、海には船を列べて晝夜鐵砲を討掛け、城中を慄し、暫く隙あるなし。城中死傷多く、逃亡もあり、其苦辛名狀し難し。大友氏の兵、愈攻め、副將柳澤監物も遂に戦死す。

仁保隆康、急を中國に告ぐ。毛利元就、赤間關の城主杉彦三郎をして之を救はしむ。彦三郎家兵を率ゐて門司城に入る。城兵爲に眉を開く。

小早川隆景、亦た至りて赤間關に陣す。

此に稻田彈正大弼、葛原兵庫頭と云ふ者あり。仁保隆康が屬士なり。竊に大友氏に通ず。一日城内より、大友義鎮に云ひ遣りて曰く「山上に烽火を揚げん時に、一日攻め來らるべし。吾等城内より之を迎へん」と。既にして謀計露はれ、仁保隆康、二人を捕へて誅戮し、却つて其の謀計を以て敵を敗る可しと、乃ち烽火を山上に揚ぐ。

大友氏の兵、之を知らず、皆争ふて攻め登れば、城兵故らに防がず、小早川隆景、精兵を率ゐて急に渡り、鼓騷して敵の背を討ち、別に還兵數千を遣はして、大友義鎮の本陣を衝かしむ。仁保隆康、又時機を伺ひて突出し、前後より大友氏の軍を討つ。豊後の軍、狼狽將卒の死傷數ふるに違まなし。

大友義鎮敵の術中に陥りて大敗し、急に田浦峠に引揚げけるが、隆景の精兵夜中衝き至り、本陣忽ちに擾亂、士卒散亡し、義鎮、單身徒步して、神田山に志して逃る。其の途毛利の士、福屋備中守に會ふ。備中守は元大友氏の臣なり。此の者舊恩を思ひ、手兵五十人を附け、擁護して去らしむ。黎明敗兵の集る者、凡そ三千、義鎮を警衛して豊後の國府に歸る、時に十一月十一日なり。豊前の士小早隆景の旗下に來屬する者、甚だ多し。

## 大友、毛利、二氏の和平

大友義鎮、門司城外の敗北より、常に之を憤り、座臥寢食の間も之を忘れず、其の翌年、即ち永録五年の春に至り、關國の軍兵、五萬餘を催して豊前に發向す。戸次伯耆守鑑連、吉弘左近太夫鑑理、臼杵越中守鑑速、田原近江守親賢、朽網參河守鎮生、先鋒たり。義鎮、中津に陣す。三月上旬、豊後の兵、松山城を攻む、城兵能く拒ぐ。

毛利氏の三將、毛利備中守隆元、吉川駿河守元春、小早川左門佐隆景、軍兵三萬餘を將る、海を渡りて豊前に來り、大友氏と對陣す。之に於て、豊前の毛利方、勢ひを得、所在鋒起して之に應じ、豊後の兵に對抗す。大友は先年の恥辱を雪がむとするもの、毛利氏は兄弟三人銳を集めて至れる者、兩氏の勝敗は當に此の一戦に決せらるべし。戰雲、北豊の野に囂々たり。時に將軍足利義輝、西國の騷亂を憂ひ、時の帝、正親町天皇に奏請して、聖護院門跡道増、久我大納言晴通を西下せしめ、兩氏の間を和解せしむ。道増、中國に至りて、毛利氏を説き、晴通、豊後に下りて大友氏を諭す。兩氏各主張する所ありて、容易に決せず。道増、晴通共に兩氏の間を往復して調停に努む。此の時に方りて毛利には尼子氏の憂あり。大友氏には、龍造寺氏が次第に膨脹して、東肥前及、び筑後に侵入せんとし、肥後、日向、亦た多事ならんとするありて、久しく對抗を持続し能はざる事情あるを以て、共に、上使の言葉に従ひ、松山城を大友氏の有に歸し、門司、香春岳、及び北部の二郡を毛利氏の有として和議成り、大友義鎮の女を以て、毛利隆元に妻はすことを約して、互に兵を收む。時に八月下旬、實に龍造寺隆信が、神代勝利を河上に敗りしに後る、こと凡そ一年なりき。

大友、毛利の二氏が和平せるは、去ぬる五年なりしかど、其和平たるや、毛利氏には尼子氏に對して交戦の事あり。大友氏には九州内地に異心の徒勃興したれば、それを討伐すべき必要あり、それらの爲の一時の政策たりしこと云ふ迄もなし。毛利氏既に尼子氏の憂を除きたれば、再び九州經畧の望みを起し、和平も爲めに破裂す。

和平、已に破裂して、兩氏の軍、北筑の山野に干戈を交へ、香椎、蘆屋の邊に陣せしが、大内義隆の遺子、太郎左衛門輝弘の周防に旗を揚ぐるに及びて、元就、筑前の兵を召還す。

永録十年、中國勢、すでに退去して、大友氏の三將、戸次鑑連、吉弘鑑理、臼杵鑑連は、其の兵を以て寶滿岳城を攻む。小倉の長野壹岐守は、此の客手に加はり居たるが、毛利氏に心を寄せ居たる事とて毛利勢近く渡海を聞き手兵を率ゐて國に歸り籠城す。

十一年、元就、高橋の援兵として、士船五百餘艘を率ゐ、柳ヶ浦に押し渡り大友勢と一戦に及びたるが、敗北して長州に引きければ、城主高橋參河守鑑種と云ひ、秋月城の秋月長門守種實と云ひ、筑紫城の筑紫惟門と云ふも、頼みに思ひし毛利氏の援兵残りなく去りければ、僅の家兵を以て、大軍を防がんこと思ひも寄らぬことなり。鑑種、先づ罪を謝して降を乞ふ。宗麟、その罪を赦し、寶滿岳城を歛め、豊前國規矩郡に領地を與へて之に移り、岩石城に居らしむ。

高橋鑑種の家臣に北原伊賀守鎮友と云ふ者あり。鑑種の意に適はずして、筑後國に在りけるが、主人鑑種、豊前に移されし後、吉弘鑑理の二子、主膳兵衛尉鎮種を迎へて寶滿岳城に主たらしむ。秋月種實は、暫く支へけれども適はず、之も和平を乞ひ、筑紫惟門、亦た尋て降り、此に筑前國平定す。中國にては、吉川元春、小早川隆景、直ちに山口に歸り、大内輝弘と戦ひて之を敗る。輝弘、走りて豊前に遁れんとしける所に、毛利氏の追兵到り、輝弘以下茶臼山に戦死す。この年、宗麟、彦山の宗徒を討ちて之を破る。これ肥筑の戦役に衆徒、催促に従はざりしを以てなり。夫れ大友宗麟の丹生城を築しや、内外の商船、多く此の港に集り、珍品奇物も多く輸入せられ、戰爭に火器を用ふること、其の頃より行はれ、耶蘇教、亦、從つて此の地に弘まる。當時、之を吉利支丹宗と云ふ。大友宗麟も

其の宗に歸依し、之より兩豊肥筑の神祠佛堂を破却すること夥し。

### 島津氏の豊前經營

天正五年、薩摩の島津義友、高原城に伊東大膳太夫義祐を追ふて悉く日向を經營す。義祐の去るや豊後に至りて大友氏に頼る。時に十二月八日なり。大友宗麟、之を憐みて國崎郡に居らしめ、以て田原近江入道を之を遇せしむ。六年、日向國石城主長倉勘解由次官、伊東義祐の爲に兵を擧ぐ。勘解由は伊東氏の屬なり、同志の士、來會する者三千人に至る。島津兵庫頭義弘、諸郡の兵を發して石城に向はしむ。

勘解由、援兵を豊後に請ふ。伊東義祐、亦た之を宗麟に乞ふ。宗麟之を許諾し、軍兵三萬餘騎を發して日向に出づ、豊前の士徴に會ふ者實に數千騎なり。先づ土持彈正少弼親成を討つ。親成は伊東氏の叛將にして、其の頃は松尾城に在り。義弘、郡の兵を發して之を助けしむ。然れども大友氏の大衆橋岸の皆に親成の族を打ち破りて松尾の大城に寄せ、聊か乍ら手應へありたるが、忽ち之をも攻め落して親成を囚虜とす。茲に於て宗麟、其の近郷を畧し、伊東義祐を石城に納れ、佐伯紀伊入道宗天を無鹿に留めて、豊後に凱旋し、親成を浦邊に自殺せしめらる。去る程に島津義友は、日向の變を聞き、島津圖書頭忠長、同左馬頭彰友、伊集院右衛門大輔忠棟の三將に、兵各一千を添へ、日向に發向せしむ。三將乃ち佐土原に至りて島津家友に會す。九月、鹿兒島の諸將、均しく石城を圍む。城固くして破けず。寄手の死傷夥し。此に於て島津氏は敵の援兵の通路を塞ぎ、別に島津義弘は財部より、同友家は高城より同時に攻撃しければ、伊東氏の一族、大友氏の援兵、共に敗北し、伊東氏、復た救ひを大友宗麟に請ふ。入道宗麟は、島津氏の軍、大舉して來り、石城危殆に頻し、伊東氏の一族、並に

自家の援兵方に急なる由を聞き、大兵を催して一舉に之を討手せんとす。家臣角隈入道宗岩、時の不可なるを以て諫むれども聽かず、十月、宗麟自ら關國の兵八萬餘騎を率ゐて日向に出張し、無鹿を以て本陣とす。

宗麟の此行、島津氏と雌雄を決せんと欲するが故に、用意も亦周到なり。即ち大友修理太夫義純を府中に置いて留守たらしめ、大友六郎親家、同九郎親盛も同じく國に留まりて義純を援け、兼て毛利氏に備へしむ。其外、將士を諸所に置いて不時の變に備へしむ。而して十一日、豊後の軍、先づ高城を征む。城中、勇將あり、未だ陥らず、十一月朔日、義友、急を告ぐるに會ひ、直に佐土原に到る。然れど連日の降雨にて河川漲りたれば果さず。十一日に至りて漸く軍を進む。十二日、豊後の將、佐伯入道宗天、猛進して島津氏の軍を撃ちしより、高城のほとり、俄に修羅の巷となる。

島津氏の三將、各勇を奮ひて戦ひ、遂に豊後勢の先陣を打ち破る。破られたる豊後の兵、第二陣に崩れ懸る。三陣四陣と次第に立ち崩れ、田北鎮周及び佐伯宗夫父子も歿し、筑後の蒲池宗雪も終に自殺し、星野少輔太郎親則、蒲地則貞の二人は、形勢の甚だ悪しきを見て逃走す。大友氏の軍、すでに利を失ひ、股肱の長臣、多く討れ、士卒右往左往に遁れ惑ふ所に、島津氏の兵、圍を作りて至り、之を耳川に追ひ詰む。大友氏の兵、或は途にして討たれ、或は川に陥りて死する者夥し。見苦しや豊前の探題田原紹忍は、搦手に向ひけるが、高城外の敗戦に聞怖して逃れぬ。

大友宗麟は、之を無念に思へども、今更らに甲斐なきことなれば、敗餘の兵を纏めて、其の十四日に臼杵に歸城せり。伊東義祐は、再び豊後に遁れけるが、此の度の大友氏の大敗が、全く伊東氏を援けん爲なりしより、國人、口々に義祐を惡みければ、遂に其地に留まり兼て、竊に伊豫に遁れ、後、更らに京師に去る。大友氏の日向敗北は、實に龍造寺隆信の勃興に其の機を與へたるものなり。十一月十九日、筑後に兵を出す、これ耳川の戦ひより一七日の後なりけり。十二月隆信、別に兵を遣はし

秋月種實、筑紫廣門を援けて寶滿岳、立花の二城を攻めしむ。立花道雪、高橋紹運、之を豊後に告ぐ。大友宗麟、之を救はむが爲めに筑後の生葉郡に出張す。時に豊後の浦部城主田原右馬頭親貫、秋月種實と相應じ、大友氏に、叛きて府中を攻めんとす。宗麟、之が爲めに軍を府中に返す。大友豊後守義統、浦部城を攻めて之を焼く、親貫、力窮まりて自殺し、一族臣從、皆亡ぶ。時に天正七年二月二十七日なり。

抑も田原親貫は、田原紹忍と相協はざるに因る。紹忍權を恣まにして國政日に亂れ、殊に耳川の戦ひに於て、味方の苦戦を援はず。一戦に及ばずして歸還せしより、國人の怨恨、其の一身に集り、遂に内訌をさへ惹起するに至りたれば、宗麟遂に之を殺す。されども傾頽せる大友氏の勢は、遂に濟ふ可くも見ざるなり。

肥前の龍造寺隆信が、兵を筑後に出し、遂に肥前にいで、諸城を降伏せしめしは、其の年三月よりなるが、八年四月隆信は嫡子政家をして肥後國を攻略せしむ、政家、急撃、南進して八代に至る。時に島津氏、又南肥後を略し、其の將を隅本城に置かる、然れば、政家も、其歸路を遮斷せられんことを恐れて、山鹿に退きけり。之より龍造寺氏、島津氏と衝突す。政家、又佐賀にかへる。

龍造寺氏が兵を肥後に出せる間に、大友宗麟は家臣臼杵新助鎮富、小佐井大和守鎮直を筑前に遣はして立花、高橋以下味方の諸氏を援けしむ、即ち到りて荒平城を恢復せる頃は、龍造寺政家の軍、すでに佐賀に歸還しあり。此の度、隆信自ら肥前、筑後の兵四萬餘を率ゐて出張し、六月下旬、荒平城を抜き、本陣をこゝに移して附近の敵を掃蕩し、立花道雪の請ひを容れて之と和平しければ、筑前西南の九郡、遂に龍造寺氏の有となり。信周をして豊前を侵さしめんとす。信周、進んで豊前に來り、高橋元種を從へて岩石城に入る。此に於て豊前の長野三郎左衛門尉鎮辰、宇都宮常陸介鎮房、その外規矩、田川、京都、仲津、等の郡士、多く赴き屬す。信周、少時、豊前に止まりて國政を整ふ。

隆信は既に筑前を定め、豊前を畧しければ、各鎮衛を定めて、懸て佐賀に凱旋したるが、この時に方りて隆信の領地は、肥前は素より、兩筑、北豊、南肥に跨り、自ら五州の太守と稱す。然るに九年三月に至りて、隆信が筑後柳川の城主蒲池彈正少弼鎮並を誘殺す。これ實に龍造寺氏、退運の初めにして、新屬の諸將、不安の思ひをなし、之より漸く離れんとし、鎮並の叔父、筑後の田尻丹後守鎮種先づ叛き、遂に島津氏に據る。時に十一月なり。此に於て、島津、龍造寺二氏の兵、愈々干戈を接ふるに至れり。されど秋月種實、二氏の間周旋するありて、九月に至り和平す。田尻氏、復た彼氏に屬せり。

## 豊太閤の九州戡定

島津修理大夫義久、日向、大隅、薩摩は勿論、肥後を略し、筑前を徇へ、肥前の諸將を靡け、豊前を得て、愈々豊後に侵入せんとす。十四年春、義久遂に秀吉の諭旨を退けて豊後を侵すや、島津中務太輔家久、等日向口より入り、島津義弘は兵三萬を從へ肥前より直入郡に侵入し、大分郡の鶴崎城のみ僅に孤立の姿となり、大友氏震慄す。之より先、秀吉、島津義久の命を奉せず既に進撃を始めたる由を聞き、仙石權兵衛久秀、長曾我部土佐守元親、黒田勘兵衛孝高を遣はして大友氏を援けしむ。

仙石久秀、長曾我部元親、大友義統を援けて家久と鶴崎城外に戦ひ、豊後の兵、大に敗れ、元親の子信親戦死す。久秀等、義統と共に敗走す。義統、一時高崎城に走りしも、留まる能はずして、豊前宇佐郡龍王に逃る。而して大友宗麟の籠りたる丹生島城、又危からんとす。大友氏、救ひを大坂に乞ふこと切なり。島津氏の兵、各、取れる所の城に在りて、尙殘餘の敵を掃蕩せんことに努むといへども、折柄、豊後の將士、秀吉の遠征の近きにあることを知りてあれば、容易に下らず。動もすれば、

島津氏の兵を破らんとすること屢なりき。

關白秀吉、豊後の敗報を聞きて大に怒り、直に出師を諸將に命ず、時に天正十四年十二月なり。即ち十五年二月十日を以て諸將出發の期とし、二月朔日を以て、その出馬期となせり。而して之が諸般の準備全く整ふ。之より先、秀吉、毛利輝元をして、豊前に入り、島津氏に屬する諸城を討伐せしむ。黒田孝高、之が軍盤たり。輝元、十四年八月、其の臣三浦兵庫介をして兵三千餘騎を率ゐて豊前に赴かしむ。兵庫介先づ門司城を扼し、進んで小倉城を攻む。小倉城は秋月氏の族、高橋元種の所有に屬し、その部將之を守れり。三浦兵庫介、攻めて却つて敗走す。十月に至り、輝元の二叔父、吉川元春、小早川隆景、黒田孝高と共に、中國の兵八萬を率ゐて海を渡る。然して輝元は長府に陣す。小倉城支ふる能はず、馬嶽、時枝、及び附近の諸城、或は陥り、或は滅び、高橋氏、香春城のみ僅に存す。元春、隆景、及び孝高、皆小倉城に入り、九國軍事を執行す。然るに元春、病に罹り、遂に陣中に卒す。愈々十五年も二月となりぬ。羽柴秀長を始めとして先鋒の諸將皆西に向ふ、兵馬二十萬と稱す。三月一日、秀吉も京師を發す。遠征の軍は二つに分れ、一は豊前より進み、筑前、肥前を徇へ、筑後、肥前を経て薩摩に至らんとす、秀吉、自ら此の方面に大將たり、羽柴秀勝、前田利家、蒲生氏卿等、大將たり。他の一は豊前より豊後、日向を経て大隅薩摩に入るもの、羽柴秀長を大將に、小早川隆景、吉川元長、黒田孝高之に従ふ。筑前に於ける唯一の島津方としては、筑前の秋月種實なり、種實は實は宇都宮朝房の舅なり。豊前田川郡の岩石城は、其支將にして險難の要地に在り、熊谷備中守之を守る。蒲生氏卿、前田利家、前後より之を攻めて、遂に火を城壁に放つ、備中守出降る。秋月種實は、其屬城なる小熊城に在りしが、支ふべからざるを察し、戦はずして出降る。秀吉之を許し、先鋒たらしむ。當時、英彦山の衆徒、横暴にして、命を用ゐざりければ、之を討伐せんとせしに、衆徒、淺野長政によりて出降る。秀吉、其非法を戒めて之を許す。

秀吉の軍、皆沿道に克ち、五月、遂に薩摩に入りて、島津氏を降す。此に於て九國の兵全く、鎮定す。秀吉、師を班して博多に至り、留まりること數日、功を論じ、賞を行ひ、九州の地を諸將に分與す。即ち大友義統には故の如く豊後を領せしめ、黒田孝高に豊前を與へられ、秋月種實は、日向の福島に、高橋元種は、縣、宮崎に移されたり。然れば紛亂錯雜なりし九州の天地も、是に於て、秩序定まれり、かゝれど豊前は兵亂全く終りを告ぐるに至らず、寧ろ、是より事滋からんとす。

### 古文書から見た豊太閤の豊前掃蕩

豊太閤の九州征伐中、我が豊前の掃蕩は、多く其の先手の黒田官兵衛孝高、吉川駿河守元春、嫡子治部少輔元長、小早川左衛門允隆景、等に依て爲され、夫等の事蹟は、太閤記始め殘太平記や陰徳太平記、川角太閤記等に出て居るも、之を古文書の上に徴する時、尙ほ幾多の幽を啓くことが出来る、その古文書中に北豊史上のものとして始めて見はれたのは、豊公が天正十四年八月五日に、安國寺、黒田勘解由、宮木右兵衛入道に宛てた「豊後と門司之要害、又は門司之要害と關戸之間可取續儀簡要候事」にして九月二十五日、同三人に宛たものに輝元、隆景、元春兩三人書狀、是亦加披見候、然者門司、赤間城普請、申付候由、尤思召候、何も味方中諸城、彌丈夫に可申付之由、猶以右三人江可申聞候事とて前の書狀に裏書し、十月三日、亦九州征伐の方畧を示した中に、門司之要害之近き城を手寄に任し、取卷可然哉、島津事、させる儀有間敷と思召候、と云つて居る。

次で毛利勢の關戸を渡りて豊前に入り、小倉の近く午房の源に陣するや、當國の諸城主は之に聞き怖ぢし、長野三郎左衛門祐盛其他上毛、下毛、宇佐三郡の人々、皆人質を出して降參した、即ち十月十日、小早川左衛門佐、安國寺、黒田勘解由へ、九月廿八日之書狀、十月二日之書狀、今日(十日)同

時時到来、披見候、輝元、隆景、元春被<sub>レ</sub>越<sub>二</sub>關戸<sub>一</sub>付而、長野色を立、出<sub>二</sub>人質<sub>一</sub>候由、神妙候、並に山田、廣津、中八屋、時枝、宮成出<sub>二</sub>人質<sub>一</sub>、城々へ入<sub>二</sub>入數<sub>一</sub>候由可然候、於<sub>二</sub>此上<sub>一</sub>何も歸參之者共、島津行之様々被<sub>二</sub>相尋<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>其分別可<sub>レ</sub>然候云々歸參之者共江、別番之儀、如<sub>二</sub>書付<sub>一</sub>遣候也とある、其の別番は所見なきも、山田は四郎丸の常陸介親實、廣津は治部少輔鎮次、中八屋は角田の幡十郎統重、時枝は平太夫鎮繼、宮成は右衛門督公基を云ふ、又川角太閤記の「此の響に、小倉の城明退く、但し高橋右近居城、同國かはらが嶽へ引つばみ申候事」とあるもの、十四日秀吉より吉川駿河守、小早川左衛門尉、吉川治部少輔に宛て、「三日輝元、自身其外各渡海有<sub>レ</sub>之而、四日小倉城依<sub>二</sub>取卷<sub>一</sub>城主致<sub>二</sub>懇望<sub>一</sub>付而、被<sub>二</sub>助命<sub>一</sub>之由、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>候、就<sub>レ</sub>其高橋佗言旨、被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候、然者豊前一篇成候、はや<sub>レ</sub>と手柄之段不<sub>レ</sub>草<sub>レ</sub>申候」云々感状を與へ、同日安國寺、黒田勘解由にも同様、右馬頭三日渡海、小倉城依<sub>二</sub>取卷<sub>一</sub>、城主元種令<sub>二</sub>懇望<sub>一</sub>高橋儀も同前令<sub>二</sub>降參<sub>一</sub>由、寔豊前早々一篇に相濟段、輝元手柄、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>云々と稱揚した。

毛利輝元は、黒田孝高、その他降將長野祐盛、宗像氏景等三萬八千餘を以て築城郡の宇留津城に押寄せた、則ち「豊前國宇留津城、去る七日、責崩、千餘首を被<sub>レ</sub>刎、其外男女、不殘はた物に相懸られ候儀、心地よき次第候、手柄之段無<sub>レ</sub>申計候、殊に敵方味方中覺と言、御祝着之儀、難<sub>レ</sub>盡筆番被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、時分柄寒天之刻候之間、下之者長津之段、痛被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候間、當年の内にも、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>出<sub>一</sub>御馬、と被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候處、春迄可<sub>レ</sub>相延」と、安國寺、渡邊石見守、黒田勘解由を以、言上候條、被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>異見<sub>一</sub>當年は不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>出<sub>一</sub>御馬候故、無<sub>レ</sub>心元被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候間、來春其方江無<sub>レ</sub>届、早々可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>出<sub>一</sub>御出候、條被<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>尤候、其刻面々以<sub>二</sub>忠不忠<sub>一</sub>被<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>、高名己下、相極候仁、御褒美可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候條、各々此旨申解、可<sub>レ</sub>然候、云々の結果は同一日に隆景、惠瓊、孝高に關らしたもので、尙ほ吉川元春、經言にも同様の文書があつた、それより「去月十五日障子岳被<sub>二</sub>取詰<sub>一</sub>候に付而、彼城こぼれ落候處を、數

多被<sub>二</sub>討捕<sub>一</sub>由、尤可<sub>レ</sub>然候、其上香春岳被<sub>二</sub>取卷<sub>一</sub>由、寒天之刻與言、下々迄辛勞之段、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>候云々彼かはらたけ落去有<sub>レ</sub>之之上而が、又は島津、さへ討果候へば諸事不<sub>レ</sub>入事候云々とて極月朔日に右の三名を、宛て、居る、香春嶽の落不落は、豊後押しに大關係がある、毛利家の古文書に、

此度島津事、殿下江爲<sub>二</sub>御敵<sub>一</sub>一味之逆徒高橋九郎、豊前香春嶽之城楯籠、取手之城、宇留津、嘉久之某罷在、爲<sub>二</sub>往來之妨<sub>一</sub>處、隆景、孝高彼城を攻破り、及<sub>二</sub>落城<sub>一</sub>候其方搦手、隆景先手に進、城中江乗取、盡<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>、敵數多首刎之由、寔以無<sub>レ</sub>比類<sub>二</sub>手柄<sub>一</sub>、感悅不<sub>レ</sub>斜候、來春者可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御動座<sub>一</sub>候之間、新地等可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、仍太刀一腰(粟田口吉光)遣<sub>レ</sub>之、併若氣に而、卒爾之働不<sub>レ</sub>仕、無<sub>レ</sub>落度<sub>一</sub>様、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>覺悟<sub>一</sub>候、猶毛利壹岐可<sub>レ</sub>申也

天正十四年十二月二日

關白 朱印

小早川藤四郎ごのへ

とあるも是である、之より先、吉川元春は小倉陣中に病臥して居たが、終に起たず、秀吉をして「父元春死去之段言語道斷之次第候、於<sub>二</sub>國本<sub>一</sub>者、養生等可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>自由<sub>一</sub>候處、陣中殊更寒天之時分、如此之條、併對<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>忠節思食候也と云はしめ、生死之段不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>と歎せしめた、香春の城には、秋月種實の庶族高橋元種が籠つて居た、豊公の先鋒は宇留津城を陥れて直に障子嶽に向つた、此の城には兩大將萩の尾しな一兵衛、宮内新次兵衛が居た、が十二日の夜半ばかりに自ら城に火を懸け香春嶽に退いた、明る十三日に香春へ取寄せしも、城堅固にして容易く抜くべからず、二十五日あつかいに罷成、城内より人質を出して相濟みとなつたが、其苦戦の態は諸家の古文書に依て之を知らるのである、今その二三を擧ぐれば、

一、筑前内香春岳、三丸有<sub>レ</sub>之内、一丸被<sub>レ</sub>碎<sub>レ</sub>手被<sub>レ</sub>切取<sub>一</sub>之由、小早川左衛門佐、安國寺、黒田、兩三人がたより言上候、誠被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精段、神妙思召候、是以後無<sub>レ</sub>越度<sub>一</sub>様、動簡要候、猶吉左右侍

覺候也

極月四日

關

白華押

吉川治部少輔ごのへ  
古川藏人ごのへ

筑前内は豊前を誤つたものである。

去る廿一日之書狀、今日四日(到大阪)到來、披見候、香春岳三丸之内、吉川治部少輔、古川藏人被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精、切取之由手柄不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>是非<sub>一</sub>候、御感通、則被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>御書<sub>一</sub>候、隨而至<sub>三</sub>豊後國、島津依<sub>レ</sub>命亂入<sub>一</sub>龍造寺、立花 殿下江忠節、無<sub>三</sub>比類<sub>一</sub>儀に候、御敵正体有間敷御座候、定而豊後江相働奴源、敗軍案之内、殊香春岳其外端城共、被<sub>三</sub>責崩<sub>一</sub>候、其響彼是首尾調候條、御祝着被<sub>三</sub>思召<sub>一</sub>候、猶吉右追々可<sub>三</sub>申越<sub>一</sub>候、此書狀龍造寺かたへ被<sub>レ</sub>遣可<sub>レ</sub>然候也

十二月四日

關

白華押

小早川左衛門佐ごのへ  
黒田勘解由ごのへ  
安國寺

今度至香春嵩、要害取詰候付、城等相拵、殊去廿日、水手取<sub>レ</sub>之、日夜無<sub>三</sub>油斷<sub>一</sub>及<sub>レ</sub>行候間、誠粉骨之段、感情不<sub>レ</sub>淺候、彌入<sub>レ</sub>勢城中楯籠之族、一人も不<sub>レ</sub>拔退<sub>一</sub>候様、迄<sub>三</sub>下々<sub>一</sub>申付候、悉可<sub>三</sub>打果<sub>一</sub>事專一候、度々申遣候き、小敵雖<sub>レ</sub>會、侮て卒爾之動、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、來春早速可<sub>レ</sub>出馬<sub>一</sub>候段も近々方々得<sub>三</sub>其意<sub>一</sub>丈夫之覺悟肝心候也

十二月十二日

關

白朱印

小早川左衛門佐ごのへ

一、香春嵩要害、取<sub>三</sub>詰之<sub>一</sub>付、城等相拵在陣之由、黒田勘解由言上候、誠寒天之時分、旁以辛勞感思召候、彌可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>勢事專一候、然者城中之者一人も不<sub>レ</sub>拔退<sub>一</sub>様、下々迄申付、可<sub>三</sub>討果<sub>一</sub>候、度々如<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰聞<sub>一</sub>候、卒爾之動、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、尙黒田可<sub>レ</sub>申候也

十二月十二日

關

白華押

吉川治部少輔ごのへ

尙ほ仁保右衛門太夫、井上又右衛門へも、吉川治少へ與へたものと殆んど同様の感状がある、既にし元種降り、秋月種實和義を入れて後、二十二日、秀吉より隆景、惠瓊、孝高ごのへ「去る十一日之書狀今日(廿一日)到來、加<sub>三</sub>披見<sub>一</sub>候、然ば香春岳水手被<sub>レ</sub>取候付而、落去程有間候處、秋月種々令<sub>三</sub>詫言<sub>一</sub>付而、森壹岐守、秋月を可<sub>レ</sub>免之由、申遣候處、命を相助、香春岳被<sub>三</sub>請取<sub>一</sub>候由、先以可<sub>レ</sub>然候、秋月儀人質如<sub>三</sub>存分<sub>一</sub>出<sub>レ</sub>之、森壹岐守を秋月城に入置におひては赦免、龍造寺と被<sub>三</sub>入合<sub>一</sub>無<sub>三</sub>越度<sub>一</sub>様に可<sub>三</sub>申談<sub>一</sub>候、寒天之時分辛勞之段御存分<sub>一</sub>之極、御書に難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰顯<sub>一</sub>候云々とし、次に正月末先勢を發し、二月初め中納言秀長に悉く人類を相添<sub>レ</sub>遣さる可<sub>レ</sub>く、二月二十日時分、關白、御馬を出され、筑紫見物ながら島津居城を取巻かるゝを告げたものである。

然るに豊後に向つた仙石權兵衛久秀は、輕舉して敗をとり、大友義統は宇佐郡龍王城まで引揚げたその節の文書に、秀吉より惠瓊、孝高へ、「去る廿一日之一書、(今日)晦日到來、披見候、其表つなぎの城は、丈夫に申付候由、可<sub>レ</sub>然候、龍王妙見兩城江玉藥差籠通尤候」云々と言ひ越された。天正十五年正月十七日、秀吉は立花左近將監統虎へ書を與へて、「殿下二月末三月始、至<sub>三</sub>千<sub>一</sub>豊前表<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成御動座<sub>一</sub>事、八幡大菩薩非<sub>レ</sub>僞候」と云ひ、三月一日を以て、西征の途に着いたのである。十

六日、秀吉は、藝州關田より孝高へ「小倉に圓波少將在城仕、門司要害にも少將内懺成者五百計殘置」云々と指揮を與へ、二十日又「廿四五日頃には小倉、門司、兩所迄可相移候間、可其意候事」の飛脚あり。二十六日「至關戸御着陣」あつて、

書狀之通、被開召候、能申越候、乍去、秋月表、可取卷候間、先端城共之事、不相構候、最前書立遣候條、可其意候、岩石取卷候事、無用に候、心懸之通尤に候、森壹岐守申付、差遣候間如書立可陣取候也

三月廿六日

關

白

朱・印

羽柴 與市 郎 どのへ  
明石 左近 どのへ  
高山 大藏 太輔 どのへ  
赤松 左兵衛 尉 どのへ  
中川 右衛門 太夫 どのへ  
福島 左衛門 太夫 どのへ

とある書狀を發した、即ち秀吉は秋月城を攻めんが爲め、諸將を部署したのである、が細川忠興等が連署して田川の岩石を攻めんことを請ふた、秀吉許さず、再三に及び蒲生氏卿以下諸將に命じて之を攻めしめしに、唯一日にして抜いた、この岩石落しに、

當月朔日、豊前國巖石城攻落之刻、其方事、蒲生氏卿隨旗下挑戰、實夥者乎、追而可行忠賞之狀如件

四月廿八日

關

白

華押

横山 喜内 尉 へ

の感狀を與へて居る、之より先、秀吉は、「廿八日、至千豊前小倉」殿下昨日(二十九日)到千馬が岳御着座。明日秋月表へ被移御座候」とて吉川藏人、又は孝高、隆景等に告げ卯月三日、太政大臣秀吉は、菊亭左大臣、勸進寺大納言、中山大納言に宛て戰狀を奏聞して居るが、其一節に、

一、去月廿八日、秀吉、關戸打越、豊前國小倉へ相移、翌廿九日同國馬嶽令着陣、秋月爲秋月誅罰軍兵五萬餘騎、今發向候事。

一、馬廻四萬餘騎召列れ、去朔日午刻に豊前國松原へ陣替仕候處、近邊岩石と申候城を、熊井越中守と申者相拘、路次之禍を成、狼藉者候間、同朔日馬廻而申付候處、羽柴細川越中守、同丹波少將、日野兵部少輔、松島侍從、前田又左衛門、此輩先駈申請、即時に乘崩、一人も不漏、悉列頸、手柄之段難盡筆紙事。

一、秋月爲誅罰、右五萬餘騎、秋月城を可取圍之由、申付候處、秋月父子髮を剃、先駈之陣走入降參候間、不及是非、身命相助、城受取申候、左候而豊前、豊後、筑前、肥後、筑後之内、敵當之者一騎も無之候事。

是に於て九國震懼して、悉く風靡するに至つたのである、豊太閤の九州征伐に於て、最も反抗したのは我が北豊の諸城主であつたが、此の掃蕩後、黒田孝高、毛利勝信の二將、豊前を領するに及んで、更に銳鋒を現はし來つて、秀吉をも手古摺して居るから頗る面白い。

### 北豊武人の最後

豊太閤の島津征伐も、目出度相濟んで後、豊前の國は森壹岐守勝信へ田川、企救の二郡六萬石、黒田官兵衛孝高へその外の六郡十三萬石を與へられ、勝信は小倉に、孝高は中津に治する事になつた。



今度爲<sub>二</sub>御恩地<sub>一</sub>於<sub>二</sub>豊前國<sub>一</sub>京都、築城、中津、上毛、下毛、宇佐、六郡之事、破<sub>二</sub>宛行<sub>一</sub>訖、但宇佐郡之内妙見、龍王兩城、當知行分相<sub>二</sub>除之<sub>一</sub>其外全令<sub>二</sub>領知<sub>一</sub>、彌可<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>奉公忠勤<sub>一</sub>、之由候也  
天正十五 七月三日 關 白 朱 印

黒田勘解由どのへ

孝高の領地宇佐郡の妙見、龍王兩城は、之を以てするに、秀吉自身の領知としたものであらふ。  
秀吉は夫々九國の封域を定め、京都に凱旋したが、肥後の佐々成政の領地に、土豪蹶起して成政に反抗するより小早川、黒田、毛利、立花等、數國の諸將に命じて、その亂を平げしむ可く、「黒田勘解由、森壹岐守も、留守を丈夫に置候て、隆景次第に可<sub>二</sub>相動<sub>一</sub>之由、申遣候」とありしにも係らず、豊前にも亦一揆起りて、黒田孝高、同長政父子は最も苦戦した、この反旗は、肥後同様、「彼國之侍に、以御朱印<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>仰付候領知をも、不<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>及<sub>二</sub>迷惑<sub>一</sub>之由事」とて秀吉より朱印を以て國侍に與へられた領知を、國主の相渡ざるに因るなり、而して古文書の上に現はれたる、其の攻畧は、天正十五年十月廿二日、關白より小早川左衛門佐どのへ、「去六日書狀、今日廿二日於<sub>二</sub>大阪<sub>一</sub>遂<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>候」とて、  
一、野中、城打兩人之奴原申合、豊前上毛 野中古城之體<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>出候、中通一揆等少々就<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>蜂起<sub>一</sub>、黒田勘解由、森壹岐守、豊前へ打歸之由、被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>候、輝元可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>着陣<sub>一</sub>候條、遂<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>彼古城討果、一揆等撫切に可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候、猶以卒爾之動、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕候  
とあるを始めとす、野中は下毛郡長岩の城主野中兵庫頭鎮兼を云ひ、城打とは宇都宮民部少輔鎮房を云ふのであらふ、而して野中古城とは上毛郡雁股城を云ふなり、即ち毛利輝元へも加勢仰せ出されたものと見ゆる。

黒田の領知既に如斯なるに、森壹岐守の領知も亦騒がしく、曩に熊井越中守が籠城した田川郡の岩石岳に、鎮房の族人が之に楯籠つた、是には森壹岐守始め、吉川藏人駈向ひ、十月二十五日頃に攻め

落して居る、即ち其の文書に、

一、去廿五日之書狀、於<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>候、岩石儀早速乘崩、悉討果由、粉骨之段、神妙候、寒天之刻、在陣入精由、聞召候、猶追々可<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>候也  
霜 月 七 日 關 白 華 押 吉川藏人どのへ

更に秀吉の弟羽柴秀長より、同じく藏人へ、

一、去月廿五日書狀、今日、被見申候。  
一、岩石之城其方以<sub>二</sub>手柄<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>乘崩之由、御高名粉骨無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>候森壹岐守事可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>無人<sub>一</sub>之條、廣家萬端可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>調畧<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>察候、關白殿被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御朱印<sub>一</sub>儀候、彌仰儀不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>候。  
一、餘無音之條用<sub>二</sub>飛脚<sub>一</sub>候、無案内之間、遲參可<sub>レ</sub>仕候、來春者早々秀長出勢、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候條、諸事可<sub>二</sub>申談<sub>一</sub>候。

一、無<sub>二</sub>題目<sub>一</sub>候共、切々注進尤候、疋田九兵衛可<sub>レ</sub>申候  
十一月十一日 秀 長 華 押 吉川藏人殿へ

尙々兼々其方被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>申候處<sub>一</sub>、其首尾相達、今度之手柄、珍重候、壹岐守所與も其方儀申越候彌珍重專一に候、以上

右の書中、「來春早々秀長出勢被<sub>レ</sub>仰出候」とあるを以てすれば、豊前の反亂は、容易に鎮定す可くもあらず、隨分大行に企てられたものであらふ、又秀長より壹岐守へ與へて、

一、岩石乘崩之由、吉川注進珍重候。  
關白様御機嫌候、吉川、其方、一手之由、別而秀長引立入魂之條、無<sub>二</sub>等閑<sub>一</sub>儀、尤候、藏人取

合注進、重而も可<sub>レ</sub>然候、高名無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>之旨可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相達<sub>一</sub>候。  
 一、一揆、言語道斷所行、黒官兵、仕やう惡によつて、如<sub>レ</sub>此猥之由、風聞候、其方之儀、先書に如<sub>二</sub>申候<sub>一</sub>、取沙汰無<sub>レ</sub>之候間、彌嗜専用候、再三此通申下候つる。  
 一、來春出勢、秀長江被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、其間之行、肝要候。  
 一、餘無音候間、飛脚進<sub>レ</sub>之候、無案内儀候間、定而可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>遲參<sub>一</sub>候、各意得、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候、猶疋田可<sub>レ</sub>申候也

十一月十一日

秀長 華押

森 壹岐守殿へ

尙々吉藏事、是非、關白様、御威候様に取合事、尤候、返々諸事分別此時候 以上

「黒官兵、仕やう惡によつて、如<sub>レ</sub>此猥」<sub>一</sub>とあるは、彼の國侍へ、御朱印を以て舊領安堵の旨を達せられて居たに係らず、黒田孝高の之を與へざりしを云ふ、岩石城を陥れたる吉川廣家は、それより城井城に向ひ、宇都宮勢を其の城に追ひ詰め、斯くて久しく對陣して居たのである、秀吉より廣家へ與へたものに、

一、其面、令<sub>二</sub>在陣<sub>一</sub>色に入<sub>レ</sub>精被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候趣、小西攝津守上申候處、見聞召候、寒天之刻、長々苦勞痛被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、城井事、取詰、落去可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>幾程<sub>一</sub>之由、尤候、將又肥後表之事、和仁、邊春取卷之由候、自今以後爲<sub>二</sub>見懲<sub>一</sub>候之間、一人茂不<sub>レ</sub>遁、可<sub>レ</sub>責殺候、殘黨之事は、透明春御人數被<sub>二</sub>差遣、無<sub>レ</sub>殘所、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候條、可<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候、何茂、追々可有<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候也

十二月十日

關白 朱印

吉川治部少輔ごのへ

治部少輔は元長にして、既に卒し、廣家、其後を承く、宜しく藏人に作る可しである。

東豊前にては、野中鎮兼の族臣、犬丸越中守清俊が犬丸城に楯籠つて居た。是には黒田孝高の子、吉兵衛尉長政、馳せ向て責め崩し、數百人を討ち果した、秀吉の感狀に、  
 去十二日注進、昨日廿六日於<sub>二</sub>大阪<sub>一</sub>到來被<sub>レ</sub>見候、野中家來楯籠犬丸城責崩、數百人討果、則首進上候、尤無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>被<sub>二</sub>感思召<sub>一</sub>候、雖<sub>二</sub>若輩<sub>一</sub>も入<sub>レ</sub>精候故、早速令<sub>二</sub>誅伐<sub>一</sub>候儀、神妙候、爲<sub>二</sub>御褒美<sub>一</sub>秘藏之御馬、被<sub>レ</sub>下候條、可<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>也

十二月廿七日

關白 朱印

黒田吉兵衛尉ごのへ

とて秘藏の馬を感賞して居る、而して城井表の押へは依然として嚴しく、孝高に與へたる書狀に、  
 去十四日書狀、昨廿六日至<sub>二</sub>大阪<sub>一</sub>到來、被<sub>レ</sub>見候、城井表付城、丈夫に申付中、豊前野中家來楯籠候、犬丸之候、吉兵衛尉取卷、則時責崩、數百人討果、首進上候、別而被<sub>二</sub>悅思召<sub>一</sub>候、吉兵衛尉、雖<sub>二</sub>若輩<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>精故、早速令<sub>二</sub>成敗<sub>一</sub>儀、神妙候、其方仕たるよりも満足に可<sub>レ</sub>存と、被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、爲<sub>二</sub>御褒美<sub>一</sub>吉兵衛尉に御秘藏之御馬被<sub>レ</sub>下候、相殘ニヶ所之城、吉川其外輝元人數中談取卷候由、尤雖<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>一</sub>辛勞<sub>一</sub>候、彌可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精候、次肥後面之儀、和仁、邊春城責崩、悉列<sub>二</sub>首候<sub>一</sub>、彼<sub>二</sub>類首<sub>一</sub>、到來候、然者過半雖<sub>二</sub>一篇候<sub>一</sub>、御置目等、爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御人數二萬餘、來正月廿日被<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>候條、其刻以<sub>二</sub>御一書<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候條、存<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>諸事可<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>候也

十二月廿七日

關白 朱印

黒田勘解由ごのへ

とある、其の「相殘ニヶ所之城」は加來、福島を云ふにて、この兩城攻には毛利輝元の軍兵、並に吉川廣家等向ひ、攻め崩したものである、加來は大畑城の安藝守統直、福島は山中城の佐渡守祐之を指す翌天正十六年正月十九日、關白朱印を以て小早川左衛門隆景へ宛て「豊前之惡徒等、悉令<sub>二</sub>誅罰<sub>一</sub>首到

來候、定而其方へも可相聞候」あるもの、此の二人を討ち果したるに因る、同日、孝高に與へし書狀に、

去十二月廿八日之書狀、今日十九日於京都到來、披見候、仍加來、福島討果、則隨分首進上、尤珍重被思召候儀、其方兩人抽粉骨故、早速屬平均一段、手柄共候、毛利右馬頭に馬嶽、寄陣吉川藏人、福原式部少輔、熊谷豊前守、渡邊石見守別而入精之由、感入候、右之者共江之成御朱印候條、猶得其意可申聞候、次、城井事、中國衆、申様在之由候、能々相究重而可致言上候、度々被仰遣候肥後雖一篇と、猶以被入御念、御置目等、被仰付候、其外知行等、爲可被成御糺明、明日廿日、四國之者共、淺野彈正少弼、加藤主計頭、小西攝津守以下、二萬餘被差遣候條、各遂相談其國置目等、可申付事、專一候也

正月十九日

關白 朱印

黒田勘解由ごのへ

「其方兩人」は孝高父子を云ふ、此の書狀に依て見れば此の際輝元は馬ヶ嶽に陣し、吉川廣家の外、福原式部少輔、熊谷豊前守、渡邊石見守等、毛利家の勇士、之に従ひ、別而入精たるなり、廣家の感狀に、

一、於豊前國、賀來、福島討果、首上進、悦被思召候、各別而抽粉首之由、被聞食候、神妙候、猶黒田勘解由、森壹岐守可申候也

正月十九日

關白 朱印

吉川藏人佐ごのへ

彼の野中古城の其後は、古文書の上には是を見出さざるも、黒田の手に依て滅され、城井家は、十九日、孝高に與へたる書中、「城井事、中國衆、申様在之由候、能々相究、重而可致言上候、」とある

が如く、遂に謀られ、鎮房の女を長政に嫁せしめ、鎮房を誘ひて之を中津城に殺し、川角をして、「城下川原にてお乳と内儀と一柱にくり付、あふり被申候、残りの上船衆はした以下は、無残はた物に上ケ被申候事、今に其隠無御座候、其時の取沙汰は、ケ様なる先例は未だ不承との事也と云はしめ、その憐愍、言語に絶したものであつた。斯て城井城は「留守居有増持こたへ候へど、筑前殿自身被乗込候へど城主無之故、即時に受取留守居の頭七八人、討果され候、其日に紀伊の在所三萬石相濟申候」後に取沙汰には、御前所成敗の様子、むごき取沙汰仕候事とあつて、天正十七年四月二日を以て宇都宮氏の族長、たる豊前の名家は滅んだのであるが、黒田氏の攻畧を記するもの、多くは是等の古文書を無視して、種々の臆斷が、下されて居るやうである、斯くして豊前武士は悉く其後を絶つたが、終りを全ふしたものと謂ねばならぬ。

### 天草一揆征伐

寛永十四年の暮れ、極月三日、松平伊豆守信綱、天草一揆討の總大將として、神奈川を起つた、そして二十八日豊前の小倉に到着する、信綱の子甲斐守輝綱の「天草日記」に二十七日長州下關、小笠原右近將太夫、同信濃守、同壹岐守、松平丹後守渡、海路而來謁、廿八日豊前小倉、廿九日、逗留（自是至飯塚行程十里）城主小笠原右近太夫忠真、贈步兵着用之疊具足、晦日、筑前飯塚とある、信綱は翌年正月六日を以て島原に到着したのである。

廿八日、上使があり、「知行高一萬石仁四百人扶持方米之積也、米穀者到近國之大名在陣之諸將、課糧米、とあつて、小笠原右近太夫忠真は六千人、小笠原信濃守長次は三千二百人分の糧米を課せられ、次で出兵を命せらる、即ち二月九日の條に、自江戸鍋島信濃守來、自豊前小倉小笠原右近太夫、

同國中津小笠原信濃守、豊後國高田松平丹後守來、としてあるが、松倉記には御着日限覺不申候とある、併し輝綱の日記を以て正確とせんければならぬ。

この戦ひに、小倉、中津、兩家の戦ひ振りは、家記、私記を除くの外、之を記すもの甚だ稀れであるが、小笠原一黨の陣は、山田右衛門作以言語記に、大手東ノ口、鍋島信濃守勝茂の次とし、其並に有馬左衛門佐とし、松倉記に「小笠原右近殿旗赤し、紋白き三階菱、番指物赤き四半に紋とあり」天草日記に、四郎の老臣山田右衛門佐が事を記し、「右衛門佐恐有逆意、即面縛而遣松山、廿一日令將來千本丸、右衛門佐妻子者、廿七日於本丸大口外形之内令刑殺、此日小笠原右近太夫家人見右衛門佐、而既將斬之、右衛門佐呈示矢文、依之檣來、誠出萬死、遭一生者耶の事が出て居るのみである、蓋し右衛門佐を小倉藩の手に捕へたのは殊勳に値する。兩家の戦死手負は、是も同記に、

小笠原右近太夫忠貞

豊前國小倉

十五萬石

家

討死

二十五人

小笠原信濃守長次

豊前國中津

八萬石

家

討死

十九人

小笠原右近太夫弟 松平丹後守源

豊後國高田

三萬七千石

家

討死

三十一人

家

手負

百廿七人

亂既に平ぎ、「以言語記」の有馬の城をこごとく崩破平均にして、眞の原となりける、斯て寄手の諸軍勢いづれも卯月始めには、皆國々へ歸陣を見るに至り。伊豆守信綱は九日有馬を發し、十七日小倉に到着あつて、此處に逗留されたが、其の間のことば輝綱の日記に、

三日、豊前小倉、公用有之、至三重諭之時可止小倉之旨、初次飛脚奉書到來、依之逗留。

四日、小倉逗留、自是以前奉臺命、太田備中守到着、依之有馬列陣之諸將、可來會于小倉、之旨、豫相告之、即諸將去朔日一日相追而參會、今日辰刻集諸將於戶田左門旅宿、備中守演說上意之趣、被預松倉長門守美作國森内記、被預松倉右近於讃岐國生駒壹岐守、被沒敗寺澤兵庫頭領地天草四萬石。

諸將欲退散之時、伊豆守止之曰、有馬城縱雖以一手屠之、犯軍令則信綱可遂確執之條、豫相約之、然鍋島信州先鋒、背法、江府參勤之時發志情云々。

諸將被退散、鍋島即刻到伊豆守旅宿、憑家人小澤仁右衛門曰、唯今所被暢達御鬱憤之條、誠當然之至、自堪惡縮するに然非我之背令、併御目附柳原飛彈守所爲也、達長崎執柳原證文、呈示而可附之、其後令家人鍋島若狹守、膺柳原證文被陳謝。

五日、小倉逗留、依細川越中守請、伊豆守贈馬二疋。

六日、同所逗留。

七日、同所逗留、有相撲之會。

八日、同於城中、小笠原右近太夫有響應。

九日、同

十日、同、於近邊之山田獵麋鹿。

十一日、同、遊咏海布莉之明神、自是至赤關關之道場、毛利甲斐守有響應。

十二日、同

十三日、同

十四日、同

十五日、小倉逗留、於小笠原信濃守、有響應、且有相撲會。  
 十六日、同  
 十七日、同  
 十八日、同  
 十九日、同  
 二十日、未刻小倉出船、長州下關。

### 小倉藩の最後

元治元年八月、英佛等四ヶ國の軍艦、豊後水道より進入し、田の浦に到る、乃ち毛利氏、馬關五月の砲撃に報ずると、壇の浦砲臺を攻撃す、毛利苦戦、和を議して急を濟ふ。  
 慶應二年、幕府、毛利氏を撃つ、六月、毛利の將高杉普作、兵艦三艘を以て田の浦に逼る、小倉藩小笠原氏の將島村志津摩守兵を鼓舞して、其の一艦を撃破したれば高杉念激、壯士四百人と走舸に乗じて上陸放し短兵急に迫る、海には船艦の勢援ありたれども、志津摩支ふる能はず、間道より大里に退く、小倉、こと甚だ急也。小笠原、色を失ふ。  
 偶々熊本、久留米の兵の來るに會ひ、二藩をして直に大里を守らしめたり。  
 幕軍は藝州口に於て利を失ひ、豊前も亦既に斯くの如くなれば、陸に於て戦ふの不利なるを知り、富士、鳳翔、迅鯨の諸艦をして、交々小倉近海に出沒せしめ、逆寄の威勢を示しければ、高杉微り心臆し、竊に往て援助を坂本龍馬に求む。  
 龍馬、時に土州の軍艦一艘を以て此に泊す、七月三日朝霧に乗じ、幕軍の艦隊を脅さんとして、小舟

櫻島丸に一巨砲を載せ、竊に幕府の軍艦に接近して砲撃す、四面晦冥、反響は反響を生じ、その何れより發砲せしやを知らず、幕軍大に驚擾す、長の一隊、乃ち引島弟子松の砲臺に據りて、大里を砲撃し、兵を門司に伏せて、その背を襲ふ、小倉の兵禦ぐ能はず、退いて墻壁を築き、殊死して防戦す、幕艦又た發砲してその勢を助く。  
 龍馬、遙に之を觀、長の三艦を指揮して大に戦ひ、夜に入りて交綏す。

### 朝鮮事件

明治二年三月、豊津藩、兵制の改革の議あり、即ち權大參事志津野拙三をして鹿兒島に使せしむ、蓋し同藩士兵學講習のことを依頼せんが爲なり。  
 拙三、途に久留米の地を過ぎり、古松簡二を訪ふや、一見舊知の如く、互に胸襟を披いて時事を談す、簡二、韓國の亡狀を説き、誓へ此の國辱を雪がんと欲し、その方筆を問ふに及び、拙三、亦大に其の擧を賛し、且つ曰く、韓國は由來、地瘠にして五穀饒かならず、以て糧を敵に採るの策に出づ可らず、我が藩、元と豪富の農商に富む、二萬石の糧圃を護る、寔に易々たるのみ、僕驚なりと雖も、請ふ兵站の事に當らんと、簡二大に喜び、密かに期を約して袂を分ちしと云ふ。  
 拙三は、豊津の人、志津野拙三の子、文政六年を以て小倉に生る、世々小笠原氏に仕へ、祿五百石を食む、家格馬廻りたり、維新の際、同志建野郷三、保高直江、小澤武雄等と共に赤心際の領袖たり尋で豊津藩の權大參事に任ず。  
 拙三、の鹿兒島より歸へるや、東京に出で、小石川の藩邸にあり、古松簡二、亦踵で出京して、志津野を訪ふ、二人相携へ時の外務大臣丸山作樂と湯島天神境内の酒樓に會し、三人鼎座して密に事

を愈々出征の準備に着手しぬ。

當時同藩士に二澤一夫あり、本姓は三澤氏、自ら稱して二澤と云ふ、三澤淳夫の長子、嘉永二年小倉に生る、幼時、藩費に學ぶ、明治三年、東京に遊學し、交を天下の志士に結ぶ、この時、丸山作樂新に樺太より歸京し、大に對外主義を主張す、一夫、松田清三の紹介を以て、作樂に面し、遂に征韓の訂盟をなす、作樂の口供書に曰く、

同項豊津藩士二澤一夫罷越、面會を乞ひ候間、直に面會致し候處、頻りに征韓の議論に及び、私見込と暗合致し、同様事を謀る可き旨、申合置。

是より拙三、一夫の二人堅く結び、大に同志を糾合す、夏吉利雄、建野郷三等その議に預り、川合小藤太、小島卓藏、橋本省吾、阿部琢磨、楠本勘兵衛、矢野壽助等を得つ。

明治三年十二月中、丸山作樂は同志岡崎恭助の議を容れ、愈々征韓の策を實行するに決し、之が準備に従事し、假りにその分擔を定めつ、古松簡二

- 總裁 議判 丸山作樂
- 内外探索議判兼會計 古松簡二
- 會計及諸事議判 靜野拙三
- 同 中 村 誠七
- 同 神 原 精二
- 同 岡 崎 恭助
- 軍事並諸事議判兼行人報告、軍艦掛 夏吉利雄
- 内外探索議判 篠本廉藏
- 軍 監

同

建野郷三

是に於て岡崎は、吉田謙藏を介し「ジャデンマヂソン」商會より汽船を購ひ、中村六藏を從へて秋田に赴き、初岡敬二と相會し、之に説くに征韓の已む可からざるを以てせしに、初岡も之に賛成したりしかば、乃ち同志を率ゐて將に韓國に航せんとし、その準備も畧は成りぬ。

二澤一夫は、是より先、丸山作樂と會してその密旨を承け、情況視察のため九州を巡遊す、而して各地の藩情、概ね征韓論に傾きつゝあるを見て大に喜び、旅中より筆を立て、之を丸山作樂に報す、その中に云へるあり曰く、

先づ我同志一同、最初對州に押渡り、該地にて私船を聚め、之に乗り組み、朝鮮と魯西亞との國境黒龍江の邊へ船を寄せ、同所より使節を韓京に立て、其不遜の罪を責め、速に一戰を遂げ、朝鮮國を征服候得者、皇威も海外に輝き、積年の素志も貫徹致候儀と、豫め覺悟致居候。

と其の謀略、粗に地理に暗きの譏あるを免かれずと雖も、亦以て其の意氣の壯なるを見るに足る。

一夫、既に九州の視察を了へ、歸東して大阪に在り、然るに朝廷にては鹿兒島藩その他列藩の兵隊を東京に徴するの聞あり、以爲らく「天下是より復大に亂れん、如かじその墟に乗じて先づ廟堂の姦臣を屠り、而して後、正々堂々、征韓の途に上らんには」と、之を丸山作樂に通せんすとす、而して未だ果さず、適々同藩の士小島琢三、東京遊學の途、西京の藩邸に淹留し居たり、一夫乃ち琢三に面して説くに天下の形勢を以てし、之をして其の同志に加はらしめ、而して後洋紙に鉛筆の走り書きを爲せし丸山作樂宛の書簡を托し、且つ曰く、我が藩の先輩志津野拙三も亦同志たり、足下宜しく拙三に頼りて傳達の勞を執られたしと。

琢三、京に到るの日、拙三、亦事を以て九州に下り、在らず、因て之を高知の人堀内誠之進に托す未だ作樂の手に收むるに及ばず、政府謀して之を知り、四年十二月三日公卿に外山光輔、愛宕通旭、



志の士を招集せしに、來り會する者、八十餘名に過ぎざりき。

増田、乃ち同志と共に、即夜擧兵の策を決し、此の夜十二時、同志を率ゐて舊城の大手口に至り、之を分ち數隊となし、一は更に小分して廣津、宮永、島田、蠣瀬の諸口、鎗矢堂及び市巻の要路を扼せしめ、砲聲一發、數隊同時に發し、一隊は中津支廳長馬淵清純の邸を襲ひ、一隊は十等出仕堀兼元修を其の邸に殺し、又一隊は豪商官衙を劫かして軍資を供せしめ、而して其の他は悉く支廳に集り、宿直の官吏界田讓を殺し、銃器彈藥等を奪ふて遂に放火す、時に林田鐵男は堀兼の首を提げて來り、米山秀雄、戸倉仙太郎等は馬淵を鎗矢堂に斃して其の首を提げ亦來り會す、同志のこの擧を聞き、更に來り會するもの數十名に及ぶ。

是に於て増田は、四月一日午前四時、同志を大手門前に揃へ、其の姓名を誦じ、檄文並に報告書を發表したり、その檄文に曰く、

方今、我國の大勢を熟視すれば、東に魯國あり、西に英國あり、皆蠶食鯨吞せんとし、加之討臺の役より怨を清國に結び、四方皆讐敵にして、國勢の危き累卵よりも甚だし、此の時に際し、宜く勢を張て内情を鎮す可きに、却て政府二三の大吏、天皇陛下の聖明を壅蔽し、淑旨を矯め、海内を苛酷し、外夷に阿順し、苟且、偷安、國權を失墜し、私意放縱、民權を剝奪し、内怨を積み、外侮を甘んじ、卑屈極りなく暴政至らざるなし、之に繼ぐに金貨濫出、國債繁殖、我二千五百三十餘年來の獨立帝國をして終に外夷の制御を受けしめんとす、其是を何とか云んや、曩日前參議江藤、前原の如き、國基民權の不立を憂慮し、挽回を謀る者を目するに國賊を以てし、毫も大義名分を問はず之を斬戮誅滅し、今又國家の棟梁中興の元老たる陸軍大將正三位西郷隆盛公を始め、少將篠原、桐野等の忠臣を刺客の刃に殞さんとするに至る、大逆無道、天地も共に容れず、神人同じく憤る處、實に國家の讐敵、人民の殘賊にして、抑亦天子の賊臣なり、之を倒し之を廢し、以て内は一國の元

氣を振興し、外は交際條約の規律を確定し後來の安全を固くするは、臣子の職分、國民の義務、盡さざるべからず、今聞く西郷公、闕下に至らんとす、而して賊吏私人、前路を妨ると、我輩亦神州の一民、憂國の衷情傍觀座視する忍びず、投袂蹶起し、賊を南豊に討し、忠臣の進路を開かんと欲す、凡そ我同志、國民の義務臣子の分を盡さんと欲せば、速に馳せ會し、共に俱に賊兵を廢し、征旗を東し、元惡の首級を斷じ、速に寰宇澄清の功を奏し、上は以て歷世皇恩の萬一に報答し、下は人民天賦の權利を回復し、國威を海外萬國に擴張し、獨立帝國の面目を改新せんことを企望す、唯其正邪の分る所、賞罰の係る所に至りては天鑑上に在り

明治十年四月

新政黨別軍

又中津有志に告ぐるの書に曰く、

今般義擧の儀は、我輩多年抱懷の宿志にして、別に檄文も有之候得共、多忙中、一々御報知難及候然るに昨今各地差出置候探偵者歸縣、本月廿六日、佐賀士族事を擧げ、同二十七日、福岡之に繼ぎ同三十一日、秋月之に應じ、府中出發、米柳も亦將に發せんことを、吾輩獨り時機に後れば、國民の義務何を以てか立たん、故に事頗る輕擧に涉ると雖も、今夜激發に及べり、此段豫め御通知可申之處、嫌疑を恐れ、切迫に立到候儀は、萬謝の至りに候、諸君、吾輩愛國の微衷を憐察あらば、老者は小者を鼓舞し、壯年の徒は事を同うし、協心、戮力、共に御助勢あらんことを、若し今回御着手難相成候は、緩々御後擧御依頼申上候

明治十年三月三十一日

新政黨

中津有志御中

又西豊人民に告ぐるの書に曰く、

方今、官吏の徒、上は天子の宸襟を惱し、下は人民の苦情を顧みず、私意を逞し、収斂を極め殘忍





一策をして、中津に赴きて之が形勢を視察せしむる處ありしが、高知舉兵の風説を聞き、以爲らく西郷、既に起てり、土佐必ず兵を擧げて之に應じ政府顛覆の擧に出づ可し、土佐發すれば郷里に發せず必ず大阪に突出して鎮臺を襲撃するならん、果して然らば吾黨の爲す可きは此の時にありと尙に諸方の死士を募る。

林有造の上阪して紫雲樓に支るの日、中津の同志岡部伊三郎、林有造を訪ふ、有造曰く、余は急に東上せざるを得ざるを以て、川村に面會するを得ざる可しと、岡部、直に走りて之を川村に告げたりしかば、二人相携へて林を訪ひ、之に告ぐ曰く、足下必ず此の時機を空ふせざらん、余は誓つて、足下の驥尾に附し、以て事に従はん、林亦た曰く、余固より足下の人と爲りを信ず、今日は是れ男兒袂を投じて起つの時なり、余の東上は其目的、銃器の購求に在り、再び下阪せば、大事を擧ぐ可しと川村乃ち快哉を呼び、余の郷友は皆既に兵を擧げたり、今日に當り碌々一事を爲す能はずんば、何の面目ありて同志に見んや、と大に期する處ありき。

川村の去りし後、林は大江を訪ひ、之に云つて曰く、川村矯一郎なるものあり、足下善く之を遇せよと、尋で川村の岩神を訪ふや、適々大江卓座にあり、川村、問いて曰く、土佐の近狀奈何と、大江曰く、板垣退助は偏に正々堂々の論を以て、政府を改革せんとするもの、如し、誓へば櫻花紅を染むも、春風之を誘ふに非れば爛熳の光景を見る能はざるが如く、土佐も亦他より之を刺激するに非ざれば蹶起すること能はざる可しと、川村早くも其の眞意を悟り、乃ち快心の笑みを漏らして曰く、好機失ふ可らず、余は必ず櫻花を誘ふの春風たる可しと、自ら進んで刺客の任に當らんとす、是に於て告ぐるに舉兵の顛末を以てし、且つ諸君が權臣暗殺の目的を達せし上は、諸君をして高知に潜伏せしむ可く、之と同時に政府の改革を斷行す可きを以て諸君の生命を保護するは吾人の任なりと、云ひ。川村をして死士を募集せんことを以てしたり。

當時大江卓は、川村の決心を聞き、その志氣を鼓舞せんが爲め、左の一絶を賦して之に贈り。

花滿春城柳拂絲、海南櫻樹欲開遲、

誰人更倩兩師力、催得海棠紅一枝、

亦以て當時大江等が、如何に、川村を信用したりしかを知る可し。

この頃、陛下は還幸仰出され、還幸前に際し五代才助が藍製造所を大久保參議の檢閲を願ひ出であり、即ち大久保參議下阪の事ありしなり、五月十五日、川村は、林直庸を大川町の常磐屋に訪ひ、是に謂て曰く、高知の擧兵は逆も難事に終らん、大久保參議の下阪こそ幸ひなれ、刺殺は兼ての志なり、余は進んで之を決行せんと、林曰く、夫は宜しからざるも、其の着手は奈何にす可きやと、川村曰く、大久保が人力車に乗りて通行する處を、短刀にて刺す積りなり、その人數には四五人の同志あり、尤も高知にて兵を擧ぐるの節ならば人數も入用なれど、今日に在ては、人數は用ゆるに及ばずと去つて、岩神昂を訪ひぬ、然るに林直庸も亦來り會し、談、大久保内務卿下阪のことに及ぶ、川村、即ち土佐人を罵りて曰く、土佐の因循姑息なる到底、共に大事を濟すに足らず、余は是より諸君と關係を絶す、獨立して刺客の事を決行せんと欲す、此の時に當り、餘波の諸君に及ぶ可きは勿論なり、と頗る憤激せしかば、岩神之を慰撫して曰く、林有造は飽くまでも兵を擧げんとするの決心なり、土佐にして事を擧げんには諸君と共に之を爲す可きは勿論なりと、その夜三人、相携へて堀江の竹夕樓に登り、豪遊を縱にしたり、席上、岩神、川村に向て曰く、足下は姓を替へて他姓を名乗る可しと、蓋し、林、岩神は川村を以て過激眞情のものとなし、其の姓を改めさせしなり、その夜は却て川村を慰撫するの取扱ひなりき。

然るに林の銃器準備運動は、二月の初旬より五六月の交に至るまで、一向に進行せず、立志社内、硬軟兩派を生じ、擧兵論、一變して民選議院建白論となりしより、權臣刺殺論も夢の如く幻の如く、

昧暖模糊の間に經過しつゝありき、然れど刺客の任にある川村は其の儘沈黙す可きに非ず、即ち前言に基き、大江、林及び岩神等に向て、之が擧兵を逼ること一層急なりき、林有造の舊夢談中に曰く、大江氏は屢々余に報じて曰く、川村氏等、余に迫り殆んど鎮撫に困む、速かに下阪せよ、とあり、又明治十一年四月七日、岩神の自訴中(第九條)に、

川村は大に切迫の模様にて、屢々自分に向て曰く、中津の増田宗太郎は既に賊に應せり、拙者は増田と無二の親友に故、當時在縣なれば、必ず共に事を爲す可き也、中々うか／＼と傍觀するに忍びず、今高知は必ず發するに相違なからん、彌發すれば、我輩も爲す可きことある也と、自分曰く、拙者は一向高知の事情を承知せず、尤近々林有造下阪する故、高知の事情を有造に問ふて足下に報告す可し、兎に角有造の來るを待つ可しと、五月二十日前後に有造下阪し自分有造と九郎右衛門町富田屋と申す妓樓に同遊せしとき、自分より高知の事情を尋ねし處、有造曰く、立志社は決して兵を擧げざるなり、何となれば片岡健吉は建白論なればなり、片岡の不同意のことは社中亦不服なりと、自分曰く、川村が斯く斯くの次第にて、屢々高知の事情を自分に尋ね、その模様頗る切迫に付拙者は高知の事情知らざる故、足下下阪の上、具に聞て報知す可しと答へ置き、足下の下阪を待居たり、元來川村は粗暴の人物故、拙者大に懸念するなりと、有造曰く、川村のことは略ぼ大江より聞けり、何分高知は右様の事情故、只今川村が暴擧する様のことありては困却に付、足下、川村に逢へば粗暴のことなき様、精々申聞く可し、

とあり、又その自訴中(第十條)に、

前條の有造が談話を、自分川村に通じ置き、その後又有造に面會せしとき、有造曰く、此頃川村來りたるが案外切迫論なりし故、拙者大に論破せり、尤も高知の事情は、足下に話せし如く、話し置けり、何分川村が心得違ひをせざる様足下注意し吳よと、

とあるもの是なり、而して川村の斯く急激なりしは全く、元老院幹事陸奥宗光が望みを時の政府に絶ち、大江と默契して大阪鎮臺襲撃の策を決し、同時に、岩神昂と圖りて權臣暗殺の謀を講じ、之を遂行せしめんとし、岩神の川村を伴ふて陸奥を訪ふや、宗光は川村に與ふるに黄金作りの太刀を以てしぬ、是に於て彼の意志は遂に奪ふ可らず、大江、林等の到底なすなきを憤り、單身京都に出で、木戸孝允を刺したりき、然れども護衛の爲に妨げられて果さず、夕闇に紛れつゝ僅に虎口を脱す。後ち陸奥宗光の罪を斷せらるゝもの、川村が木戸を刺さんとして果さず、その場に遺棄されたる黄金作りの太刀に據ると云ふ。

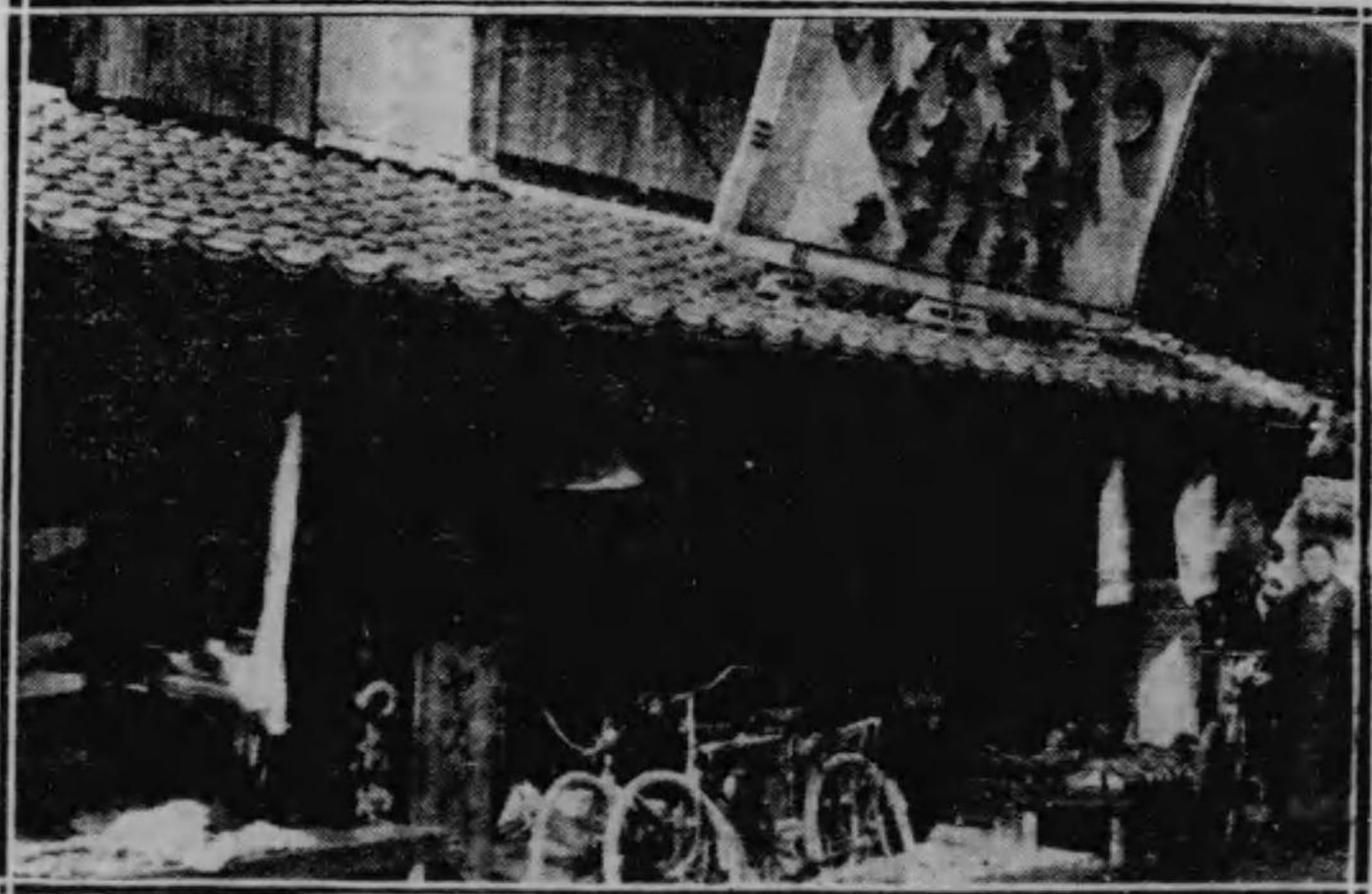
その年六月二十五日、岩神昂、川村矯一郎等、大阪に於て拘引せられ、翌年五月までに同盟の士、皆拘引せられ、多く東京に護送されたるが、川村も亦東京臨時裁判所に於て判事玉乃世履、巖谷龍一等の審問を受け、十一年八月二十日、二十一日、大審院に於て林有造、大江卓、昂等を始め各宣告あり、その中津派にて處刑せらるもの左の如し。

禁 獄 二 年	大分縣士族	川 村 矯 一 郎
禁 獄 一 年	同	村 上 一 策
同	同	石 松 勝 一
無 罪	大分縣平民	岡 部 伊 三 郎



池邊彌六  
中津町

君は明治十年十二月大分縣下毛郡三保村に生る。幼時より農業に趣味を有せず、男子と生れて空く山間に朽つるの本意ならざるを悟り、斷然鋤鋤を捨て、算筆を執り商業に従事するに至りたるも、事業の困難なる幾度か失敗を招きたるにも屈せず勇奮努力を續けたる効空しからず、稍成功の緒に就きたるを以て明治三十六年三月現今の大分縣下毛郡中津町京町に店舖を開き最初足袋メリヤスを主とし其他の雜貨を販賣するに至れり、然るに漸次事業の發展するに伴ひ數種の商品を取扱ふは頗る繁雜なるにより全然足袋メリヤスの專賣を試むるに至り多年の經驗と堅實なる營業方針は逐年繁榮の基礎を固むるに至り、前途の光明赫灼たるものありしに明治三十八年日露戦争後我國財界に未曾有の恐慌起り金融界の擾亂と共に倒産者相踵ぎ慘憺たる者多かりしが氏も不幸此の厄に遭ひ失敗を重んじ非常なる苦境に陥りしが、不撓不屈なる氏は毫も意に介せず斷然之が恢復に着手し益々協心戮力慘憺たる苦心を嘗めて奮闘せる結果數年ならずして以前に勝る盛況を見るに至り目下大分縣下は勿論北九州足袋メリヤス界の重鎮となり、販路は北九州一圓に及び足袋メリヤス卸商の權威として認識さるゝに至れり、同店取扱ひの商品は絶對に粗製濫造の品を排し、飽迄品質本位とし、日本足袋界の覇主つちや足袋代理店として多大の信望を博し居れり。氏は爲人、温厚篤實萬難屈せざるの氣概を有し、堅實なる營業振りにもその性行の一段が窺はれて面白い、然るに氏の抱負の遠大なる現在の状態に満足せず常に向上の途に精進せんを努めつゝあり。令弟實造氏も亦彌六氏に劣らざる手腕を有し、令兄を助けて致々として徳ます事業の發展に努力しつゝあるが兄弟力を協せ奮勵する同店の前途は實に洋々たる春の海を進むが如く輝いてゐる。氏は前述の如き多忙なる業務に従ひつゝも尙胸中悠揚追らす特獵網打を唯一の娛しみと特に銃獵に於ては中津扇城獵友會の猛者として名聲を博してゐる。



## 石坂榮一

石坂榮一氏は大分縣下毛郡中津町に生る。明治二十五年大分師範學校卒業後地方教育界に貢献する所少なからず育英者として多大の囑望を受け居たるが、三十一年中津町屈指の材木商石坂仁平氏と懇望せられ同家に入るや斷然實業家を以て活動の決心を堅め仁平氏の素志を受けて、明治四十二年七月居を中津外馬場に移し専ら材木及び製材業に従事し漸次地歩を占め今日の盛運に會するに至りたるものなるが、仁平氏は舊中津藩奥平氏の藩士にして廢藩置縣後、意を決して明治二十七年材木商を開始し其の間幾多の消長起伏ありたるも機を見るに敏なる常に機先を制して一足毎に堅實なる足場を作り目下同商店の販路は九州各地は勿論遠くは臺灣、朝鮮、滿州に及び最も多額の取引きをなし居れるは筑豊炭山にして中津材木の名聲籍甚たるは同店の堅實なる方針に負ふ所が頗る多い、同店が經營せる外馬場の製材所は中津町數十の製材所中一二を争ふ大規模のものにして三十馬力の製材機械を据へ付け日夜製材に忙殺されてゐる、氏は爲人堅忍不抜の精神を有し財界數次の變調に際會せるも毫も屈する事なく勇往邁進飽迄所期の目的に猛進する勇猛心には何人ぞ云へども常に敬服してゐる所である、而も剛直の反面頗る優しき性情を有し、使用人の待遇等に就ては夙に改善の方法を講じ之を遇するに於ては常に家族的温情を以て對し優遇の途を講じ居れるを以て使用人も又仕ふる事恰も慈父に於けるが如く和氣霽々たるものがある、今や同店は今次財界の大變動にも用意の周到なる毫もその影響を受けず營業方針の堅實なる同店の前途も亦頗る洋々たるものがある、由來教育界より實業界に入り成功せるもの頗る稀なるにも拘はらず氏の慧敏なる能く商道を會得して何等遜色なく堂々商界を濶歩する亦偉なりと謂ふべし。



### 中津町新博多町

#### 藥種賣藥卸問屋

## 石黒朝二

中津藥種賣藥卸商の權威である、中津新博多町石黒朝二氏は明治二十七年中津市外蠣瀬に於て賣藥卸商を開始し店運忽ち隆昌となり、同三十一年現今の店舗を設け藥種賣藥の卸商を開始し熱心なる氏の手腕と相俟つて家運は躍進的に進展し縣下に於ても有數の大藥店となつた、販路の如きも頗る廣く營業方針は極めて確實を主義とし、叮嚀親切を旨とし次第に信用を獲得し店基益鞏固なるを加へた、氏は現に町會議員として町政に參與し、嗣子健太郎氏は大正十一年熊本藥學專門學校を卒業専ら父君を輔けて家業の發展に努力してゐる。

中津町 京町

丸美屋 吳服店

原 一作



中津町國道筋に宏大なる店舗を有し業運益隆昌を見つづける原吳服店主原一作氏は下毛郡和田村の出身にて、明治四十三年中津京町二丁目に於て吳服商を開始して以來機敏なる氏の商業的手腕は着々成功して業運日に盛んなるに至つた、氏は明治三十七年日露の戦端開かるるや直ちに從軍して重大なる斥侯の任務に服し敵陣を蒙りて左大腿部に貫通銃創を受け第二戦病院に送られ治療中長くも兩陛下より御菓子料を拜するの光榮に浴し凱旋歸郷後更に勇猛心を奮つて業務の發展に努力した結果益々發展して從來の店舗にては狹隘を告げる事となつたので、現今の國道筋に店舗を新築して爾來業運日に盛んなるに至つた、氏は東京、京阪地方の粹を抜いで常に顧客の好評を博し、門前常に市をなすの盛況を呈してゐる、薄利多賣の方針は能く時勢に適應して販路の如き漸次擴大せらるるに至つた。

中津町 古魚町

原 田 助 市

中津町古魚町に店舗を有する蒲團、蚊帳、繭、上海卵販賣商原田助市氏は中津か有する天才的の商人にして商機を見るに先天的の奇才を有し開業以來非常なる勢にて發展し地方斯界の巨星として縦横の手腕を揮つてゐる。従つて家運頓に興隆して、地方有數の大商人となるに至つた、炯眼なる氏は製綿の有利なるに着眼し一大果斷を以て支那上海に製綿工場を設置し豊富なる支那内地の原料を同地にて製綿して莫大の巨利を博し業運日に熾あるに至つた。氏は製綿の傍上海卵の輸入の巨利あるに着眼し大規模の輸入を企て以て地方の需要を満しつつあり。在來益々強健となり縦横の快腕を揮び我國の實業家として對外的に大に活動してゐる。



西野三郎  
 中津町古魚町  
 吳服太物卸商  
 西野三郎

中津町吳服太物卸商の權威、西野三郎氏は中津豊後町に生れ、嘗つて豊州銀行取締役、所得税調査委員、營業稅調査委員、耶馬溪鐵道創立委員、小幡圖書館評議員として活動し、中津町實業界の元老として隠然重きをなしてゐる。氏は資性温厚篤實、商機を見るに極めて機敏にして、克く今日の盛運に至らしめた、實業界の偉才である事は世間周知の事實である。販路の如きも極めて堅實なる取引先を有し、信用の絶大なるは云ふ迄もなく、嗣子一郎氏は父君を輔け中津實業界の新人として活動してゐる、氏は中津中學卒業後一年志願兵として歩兵第四十七聯隊に入隊少尉に任官し、中津在郷軍人副會長として貢献する所も頗る多かつた。



米穀商  
 西脇三代治

下毛郡豊田村

君は築上郡東吉富村今吉に生れ、後西脇家に入り、米穀商を営み、大正八年福岡縣築上郡東吉富村に資本金拾萬圓の東吉富黨業會社を組織し、専務取締役として在任し、同社製品の改良販路の擴張に務め發達に盡碎すること二年餘、感ずる所あり同社を辭し現今の豊田村中殿に精米所を新設し傍ら米穀並に肥料商を以て好評噴々たるものである。君資性温厚着實にして活氣に富み、一般の歸依する所となり、大江村會議員、消防組頭の職にあり。村治上に貢献したる事績頗る多く、青年實業家として推稱すべき人、令弟政吉氏海軍大佐として佐世保軍港副官として今や獨逸佛蘭西に留學中である、君は實業家たると共に發明力に富み、目下各地に使用しつゝある西脇式輕便養蚕暖爐器は獨特の技倆と多年の經驗とに依り發明したるものである。



ハイル株式会社々長

星野萬吉

皮膚病の特効薬として有名なるハイル製劑家は星野萬吉氏である。君は群馬縣利根郡片品村摺淵に明治二年七月呱呱の聲を揚けたのである、同十八年東京濟世學館に入り、二十二年藥劑師となり明治三十年北方歩兵第四十七聯隊の創設せらるや、現在地に藥局を開店し、同四十年皮膚病特効薬を創製し、東京大阪に支店を設置し、大正三年株式組織となし社長星野萬吉、専務村岡猛治、取締役三浦忍三淵萬吉、監査役安田隆助、池田宗二郎を推舉し「ハイル」製造販賣の任に當つて居る。今や滿韓臺灣南洋方面迄販賣擴張を爲し社會一般に認識せらるゝに到れり、長男濟君は千葉醫學專門學校の出身にて秀才の譽高し、君前途多望なる哉。



尾家悦藏



元年にして、今を去る事實に百四年前の創業にかゝり、其の當時の醸造高は極めて輕微にして特筆する程に非ざりしかど、尾家醬油の名聲は他を凌駕して嶄然頭角を現はし、得意次第に擴張せられ牢固として拔ぐべからざる地步を占め居たり、然るに年々共に改良を加へ販路も亦順調に開拓せらるゝや更に品質に一大改善を加へ最も嗜好に適せしむべく最善の努力を盡し幾多の實驗家に就きて學び親しく各地の醸造場を視察して研讀數年大に是が醸造法に發明する所あり。爾來熱誠の限りを盡して業に従ひたる結果販路も亦急激の發展を加へたり。明治三十九年より更に一大飛躍を試み海陸運輸の便を得て九州各縣は勿論遠く山口縣及び朝鮮滿州臺灣等の新領土に販路を拓き同年十月より第十二師團管下の各隊及び衛戍病院に專納の名譽を擔ひ爾來今日に至るまで繼續しつゝあるは同店醸造の醬油が如何に優美なるかを証明するに足るものなり。大正元年鐵道院に消費組合の設立せらるゝや、九州管理局管内の各組合に專納を命ぜられ、大正四年三月より臺灣澎湖島重砲兵隊其他の殖産工業會社に納入する事に決せり、尙各地の博覽會、共進會等に於て賞を受けたる事は驚くべき多數に達し、名譽金賞牌三十餘個、銀賞牌四十三個の多數に及べり。特に明治四十四年十一月、明治天皇の九州に行幸あらせられたる際は長らくも同店醸造の醬油を御嘉納あらせられ、明治三十九年十一月五二共進會の開催せらるゝや特に今上陛下御買上げの榮を賜りたる事あり。尙四十四年十月陸軍第六第十二第十八の三個師團の工兵特別演習の大分縣日出生臺に於て開催せらるゝや特に納入を命ぜられ需用の一部を寄贈せるに對しては教育總監部落合中將より鄭重なる感謝状を送り來りたり。同店の營業方針は誠實を本領とし、奥元帥が店主のため特に書かれたる「思無邪」の扁額を左右の銘として服膺し使用人に對すべきを教へたり。杜氏以下孰れも之を服膺して刻苦精勵しつゝあるを以て醸造品質は益々精良を加へ業務の發展實に驚くべきものあり。



築上郡宇島町

## 小畑兵三郎

一〇

築上郡宇島町小畑兵三郎氏は天保十四年十月生れにて本年八十八歳の高齡を迎へたるにも拘はらず、繩綰壯者を凌ぐの概あり、令息猛郎氏は今年三十八歳少壯氣鋭の人物にて、乃父の意志を繼ぎ宇島町の中堅人物として縱横の活動を爲しつゝあり、兵三郎氏は幼少の頃より俊慧群を抜き既に十六歳にして築上郡香川村の庄屋見習を命ぜられてより以來地方自治の効頗る顯著なるを以て屢々賞せられ、明治十二年宇島村會議員に當選、同年四月には衆望により上毛郡八十ヶ町村聯合會議長に選舉せられたる外、上毛郡衛生會長、豊前沿海漁業組合總頭取等幾多の名譽職に補せられ家運の益々發展すると共に、明治十九年には福岡縣會議員に當選縣政の爲め盡す所尠からず、明治二十九年には築上郡會議員に當選し、明治三十一年には豊前沿海漁業組合第二組頭取として、漁業界の爲めに貢獻し翌三十二年には宇島町長に當選其間築上郡農會議員、學區組合會議員、育英會委員、福岡縣水産救護會委員等に選舉せられ新業の爲め多大の貢獻をなし、明治三十五年には豊前沿海十九ヶ浦理事會長、豊前水産組合長等に當選し、明治四十二年には韓國移住者漁業權獲得上に就き是が調査のため京城其他に出張し具さに辛苦を嘗めて是が達成に努め、明治四十三年には福岡縣實業二十七團體聯合會の決議により清國關東州水産事業視察調査委員に擧げられ、詳細實情を調査して縣水産界の爲め多大の貢獻をなす等地方事業の爲め献身的努力を續け氏の終始變らざる努力に對し、明治四十四年豊前水産組合長兼十八ヶ浦漁業組合理事會長を辭任するや、同組合にては氏の功績に對し特に金壹百圓を贈呈せられたる外幾多の賞状を授與せられ、明治四十五年には特に多年漁業上の功勞により豊前水産組合より名譽顧問に擧げられ、四十三年十月二十七日豊前水産組合員相謀り宏壯なる壽碑を建設し其の徳を頌したるは誠に故ありと謂ふべし。氏は爲人温厚篤實人に接して毫も圭角なきも一旦事に臨むや百折不撓盤錯に遭ふや、銳氣益々倍加し其の爲す所にして成らざるはなきの概あり、令閨佐登子亦非常に翁の傍に侍して内助の功多く、堅婦人として名あり。一男三女を生み何れも繁榮せり目下七十九歳の老齡を以てしても尙東奔西走席暖まるの暇なく、福岡縣築上郡宇島港の大阪商船荷客取扱代理店を猛郎氏と共に經營し家運益々繁榮せり。



改良荷車製造業

## 渡邊常治郎

中津町

改良荷車創製の事業に従事し、誠心誠意此が遂行の目的を貫徹せんと企畫しつゝあるは、渡邊常二氏である。君の先代安太郎翁は明治十六年現在の江三竹町に荷車の製造を開始したのである、爾來四十年間終始一貫斯業の改良發達に留意し用材は重もに肥後、人吉、日田地方の良材を選択し原産地に直取引を爲し車體の堅牢と耐久力に就ては一般需用者側に於て好評嘖々たり。君は改良荷車製造に従事すると共に同業者を奨励して粗製濫造の弊を除却する方法を講じ、専ら改善に努力しつゝあり、仕向地は縣内は勿論九州一圓、滿韓地方に取引をなし漸次輸出を延しつゝあり。君は宇佐下毛築上玖珠西國東五郡同業組合長として盡力すること多年にして、大分縣同業組合會の組織せらるゝや、之が副組長として現職にあり。

一一

日本濁酒株式會社  
專務取締役 藤井政一

小倉市

小倉市三本松日本濁酒株式會社(資本金三十萬圓)は九州實業界の重鎮高見松太郎氏は社長となり、專務取締役たる藤井政一氏萬事を支配して旭日の昇天するが如く隆々たる盛名を博し益々發展しつゝあり、同社醸造の濁酒「白鳩」は濁酒界の霸王として甘味芳烈な極め江湖の稱賛を博し一ヶ年の醸造高實に四千石に達し居れり。登録商標、白鳩の由來、同社の登録商標白鳩の由來に關しては頗る興味ある事實あり。藤井氏が最初單獨事業にて濁酒の醸造を開始せる當時、或日戶外より一羽の白鳩飛び來りて、机上の硯箱の側に止まり恰も何事をか暗示するもの、如く追へども去らざるを以て同氏は是を奇瑞として愛撫飼育し來りたり、其後一年半を経過し藤井氏の事業漸く發展の緒に就き前途の坦々として光明を認むるに至りてより、飄然として飛び去り再び歸り來らざりしと云ふ、依つて此の不思議なる靈夢に因み特に白鳩と命名し据拮通勉遂に今日の大成を見るに至りたるものなり。赤手空拳遂に成功す、藤井氏は廣島縣竹原町の出身にして幼時より同所に於て米穀商を營み居たるが去る大正五年種々なる事情にて大失敗を招きたるも徒に徒手傍觀するの不利なるを覺り赤手小倉市に來り幾多の困難に屈せず濁酒の醸造の有利なるに着服し奮闘好く萬難を排して濁酒の醸造に着手し最初五十石を醸造し品質の改良等夙夜奮闘の結果次第に其の眞價を認められ大正六年度には二百石同七年度には五百石八年度には一躍一千石の醸造をなすに至り事業の發展著しく注文頻到するの盛況を來したるが同氏は是に満足せず決然大正九年九月日本濁酒株式會社を資本金拾萬圓にて組織し氏が多年苦心研究發見せし獨得の醸造方にて本年九月醸造を開始したり、同年は天候不順にて腐敗變味の爲め多大の損害を蒙り中止せし濁酒醸造家に係あらず、同社醸造の濁酒は腐敗變味の憂なきは勿論夏期と云へども安全に貯蔵するを得るまでの成功を納めたり、社長高見松太郎氏は長崎市本紺屋町の出身にして有数の素封家なり、多年倉庫業を營み現に長崎株式取引所理事長の要職にあり、九州事業界の巨頭として衆望あり而も專務取締役藤井氏の如き老練の士を有する同社の前途は洋々春風に駛る船の如き光明あり。發展期して待つべきものあらん、同社の販路は北九州一圓熊本長崎京阪神四國の各地方に最も重要な販路を有し最近一ヶ年の醸造高は實に四千石に達し居れり。藤井氏の家庭と性格、藤井氏は性情淡種量を有し而も奮闘的人物にして着眼の機敏なる他の追隨を許さざるものあり、長男武雄氏は一年志願兵として目下野砲兵第十二聯隊に入營中にて氏の家庭も亦同社の運命と共に誠に洋々たるものと謂ふべし。

下毛郡尾紀村

神崎作市

君は天資剛直にして公共事業に熱心の人なり。父祖傳傳來の製瓦業に従事し山陰山陽に於ける斯業の視察を爲し得る所あり。専ら製瓦の改善發達を期し同氏の製瓦は豊前一帶に於いて好評嘖々たるものあり。近年煉瓦の需要増加に伴ひ君は煉瓦製造を兼營し多數の人夫職工を督勵して優良なる製品を作製しつゝあり君は永年村會議員學務委員等の職にあり。道路の改築學校の新築其他公共事業に貢獻したる功蹟顯著なるものあり。大正八年中津驛前に宏壯なる家屋を新築し旅館並に製瓦煉瓦の販賣事務に従事し居れり。長男眞澄氏は早稻田大學に入り秀才の譽れあり。令嬢千代子は優等の成績を以て中津高等女學校を卒業し目下東都に笈を負ふて遊學中なり。

## 蠶網製造販賣

川上重吉

中津 蠣瀬

君は明治七年現今居住地蠣瀬に生る。同廿四年下毛宇佐兩郡養蠶等の創始時代に蠶網の製造及販賣を始めると共に、先進地なる信州其他東北地方より改良蠶具を輸入し地方養蠶家に提供販賣し斯業の發達獎勵に貢献する所多し今や北九州に於ける蠶具商として到る所好評あり。君は開店以來三十有餘年一意専心斯業の改良發達に留意し屢々長野群馬の各縣に出張し蠶具に關する視察を遂ぐ巧妙なる器具を仕入れ需用者に提供販賣するを以て現今に於ける販路は内地は勿論朝鮮北海道方面迄販路を擴張し蠶網一ヶ年生産高三百萬にして豊前一帯に於て蠶網製造家の首位にあり。

宇佐郡長洲町

高橋幡次郎

宇佐郡長洲町に宏大な醸造工場を設け縣下屈指の酒釀造業者である高橋幡次郎氏は眞に奮闘的人物の典型にして先代より地方有数の資産家であつたが氏その業を繼承して以來果斷明敏なる頭腦と精透せる眼識によりて事業は益々發展し近來に至りては清酒の醸造高二千石以上に達し縣下釀造界の巨擘として縦横の快腕を揮つてゐる氏の吟醸に係る清酒金鷄、應神の品質は模範的醸造工場と共に天下に宣傳せられ販賣先の如きも縣下は勿論廣く北九州一帶その他にも擴張せられ今や縣釀造界の霸王として名實共に推稱せらるるに至つた氏は資性温厚篤實にして公共事業に貢献せる事枚擧に遑あらず眞に地方有数の名望家として地方の信望を得てゐる氏は繁劇なる家業の傍現に宇佐郡會議員、長洲町會議員等の名譽職にあり。勃然たる一大勢力を有してゐる。而も氏は年齢不惑を過ぎたるばかりにして年と共に益圓熟の境に入り將來の活動は蓋し刮目に値するものがあらう



業造釀油醬

郎太英田武

町津中郡毛下

一六

君は明治五年中津町に生る、夙に實業家として立たんと決心し、青年時代既に理論に亦實地に商業の蘊奥を極めたり。明治三十五年醬油釀造業を起すに先ち學理の研究と實地の研鑽を積む事、數星霜開業以來各種の品評會或は共進會に於て賞狀賞牌を受けしこと拾數回に及んだ、品質の優良と確實なることは一般の認識する所となり。縣内は勿論福岡、山口、臺灣、滿鮮地方に輸出され今や釀造高壹千五百石と云ふ凄まじき數字を示し居るにも拘らず、尙需要を滿す能はざる状態なり。目下耶馬溪柿坂及福岡市戸畑町の二ヶ所に支店を設置し顧客に満足と與へつゝあり。君は町會議員、郡會議員に當選すること數次、地方進歩開發の爲め大に努力し又大分縣醬油組合副會長として釀造界の爲貢獻する所多し、君は天資英邁確固不拔を以て郷黨に於て信用頗る厚く衆望の歸する所となり前途の活躍刮目に値するものあるべし。

清酒釀造業

重松誠一

宇佐郡安心院村



九州酒造界の權威として好評噴々たる大分縣宇佐郡安心院村、縣屋酒場事、重松誠一氏釀造の銘酒萬歳松は斯界に於ける優良酒として江湖の熱烈なる歡迎を受けつつあるが、同酒場の創立は遠く桃園帝の寛延元年の創業にかかり、稀に見る古き歴史を有し、當主誠一氏に至る迄實に八代壹百七十餘年に及ぶ、信用の厚き誠に故ありと謂ふべし。

重松家中興の主 當主誠一氏の一男祖父に當る茂十郎氏は資性温厚にして、徳望頗る厚かりしが而かも一面には豪毅果斷に富み公共の事業に盡す所尠からず、衆民の尊敬を受け居たるが、尙書道を能くし、近村の子弟にして其の指導を受けたるもの數十人に及び、明治三十年、翁の没するや、門弟其の徳の慕ひて一大紀念牌を建設し、其の傍に頌徳堂を建立し今に至るまで年々是が祭禮絶ふる事なきを見ても如何に翁の徳望が厚かりしかを察するに足るべし。祖父善七氏は茂十郎氏の長子にて翁の董陶宜しきを得たるため、資性温厚頗慈善心に富み貧者に金品を與へ救助するを無上の樂みとなせり氏は壯年の頃、島原藩の里正を勤め治績大に揚り衆望を一身に擔へり、又家に在つては父茂十郎氏を

一七

輔けて家業に勵み、重松家の今日の隆盛を見たるは氏の賜と云ふも過言に非ざるなり。氏も亦書道を能くし其門に學ぶ者數十人に達せり、大正五年門弟一同翁の壽牌を建設し其恩を謝したるが、現今八十才の高齡なるも尙鏗鏘として壯者を凌ぐの概あり。當主誠一氏の嚴父龜太郎氏は善七氏の長子にして其の略歴は大分縣紳士録其の他に詳細記載されあるを以て其の煩を避け盡し記載せざれども、衆望を擔ふて、村長、村會議員、郡會議員、生産組合長の職に選舉せらるる事再三に及び効績尠からず、現に日出生鐵道株式會社取締役、山中共立銀行頭取として縦横に活動し名聲を博し居れり。

同店の主義本領 當主重松誠一氏は大分縣中學校卒業後、笈を負ふて遠く東都に遊學し東京農科大學に入學研讀倦む所なかりしに、不幸病魔の侵す所となり悲憤止むなく、中途退學し歸郷の上専心療養の結果病氣の全快と共に家業を紹ぎ専ら酒造業を經營す。然るに氏の機敏なる社會の進運の速かにして、世人の嗜好亦昔日の比に非ざるを看破し、徒らに舊慣を墨守して墮眠を貪る時に非ざるを悟り勇奮一番、大分縣、師技森田税田諸氏に就きて學理及實地に亘り數年間研讀する所あり、更に親しく倉男と共に起居して専心研究の結果其の効空しからず、醸造に一大効果を收め各地に於て開催の品評會共進會等に出品し、常に優等賞を受領せる事枚舉に遑あらず、名實共に多大の好評を博するに至りたり、是と同時に營業方針を樹立し、終始一貫顧客本位を持し誠心誠意顧客の満足と與ふべく努力奮闘の結果、造石數々年々著るしく増加し九州酒造界の權威として獨歩の地歩を占むるに至れり。

萬歳松、命名理由 酒名花笈は當主四代の祖、重松柳兵氏の命名せる所なるが、近年販路の擴張と共に登録商標の必要を生じ、大正七年秋出願せるも、既に兵庫縣花本酒場に於て同名の商標を登録しあるを以て止むなく、萬歳松と改め登録せるものなり。

### 和洋家具製造卸商

## 多村初一郎

中津京町

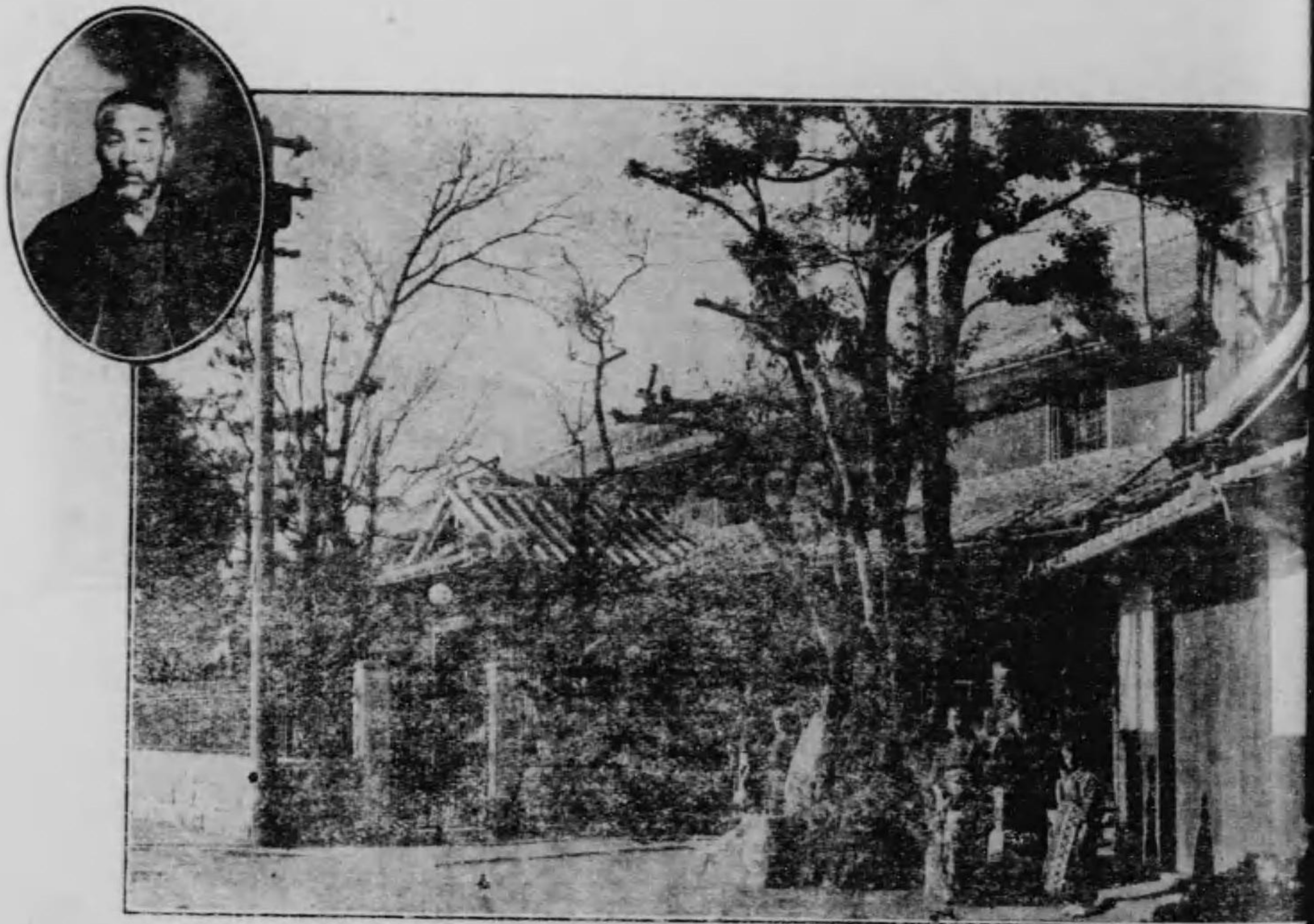


中津町に於ける和洋家具製造卸商、多村初二郎氏は、明治四年下毛郡和田村田尻に生る、最初親戚に當る唐木福松氏と協同して家具製作に従事してゐたが、唐木氏の死後その遺業を受けて専心家運の發展に努めたる結果、今は中津町は勿論縣下に於ける有数の家具製造業者として、一般社會より多大の信用を得るに至つた、三十一年唐木氏の後を受けて、獨力經營に着手するや、直ちに大改革を施し、三十二年在來の工場にては狹隘を告ぐるの盛運となつたので、直ちに現在の場所にて工場を設置し優良なる職工數十人を雇入れ以て一般の需要に應じたが、氏の家業に熱心なる夙に認められて注文續出し漆器類の如きは、會津、静岡、紀州、姫路、廣島、輪島等の各名産地と特約し、嫁入道具の如きは同店の表道具にして全部の取揃へをなす事を得多大の満足を顧客に與へてゐる更に事業の發展と共に地方各官衙の什品を請負ひ中津聯隊司令部よりは指名建築の任命を受け、爾來熱心なる氏の活動は嶄新なる製品と相俟つて同店の運命は隆々として儕輩を壓して來た。

中 津 京 町

### 金物商 田 澁 源 三 郎

君は奮闘努力の人、大正七年諸町より京町に居を移すや、宏壯なる大建物に各種金屬製の諸機械器具等陳列宜しきを得顧客常に門前市をなすの盛觀を呈し、多數の店員は應接に違まなしとの有様にて氏は常に京阪地方の諸物價に傾意し常に機先を制し商機に敏なり。⊗醬油株式會社取締役、中津鐵工所取締役、直方町株式會社田澁金物店取締役を兼務し店運隆昌に向ひつゝあり。君が此成功を得んが爲めには長き間の苦痛と努力との尊き歴史を有せり夫れ等の辛酸時代に在ては百折不撓の強烈なる意志を以て凡有刻苦と戦ひ以て難關の重圍を脱し着々榮光の境地を發見し尙困惑時代の決心を持続しつゝ行く可き道過ちなく辿りたるなり。之れ常人の容易に追隨を容さざる所にして君が目下の成功茲に其唯一の秘訣を有せり。



### 清酒醸造業

下毛郡小楠村大新田

### 竹内勝三郎

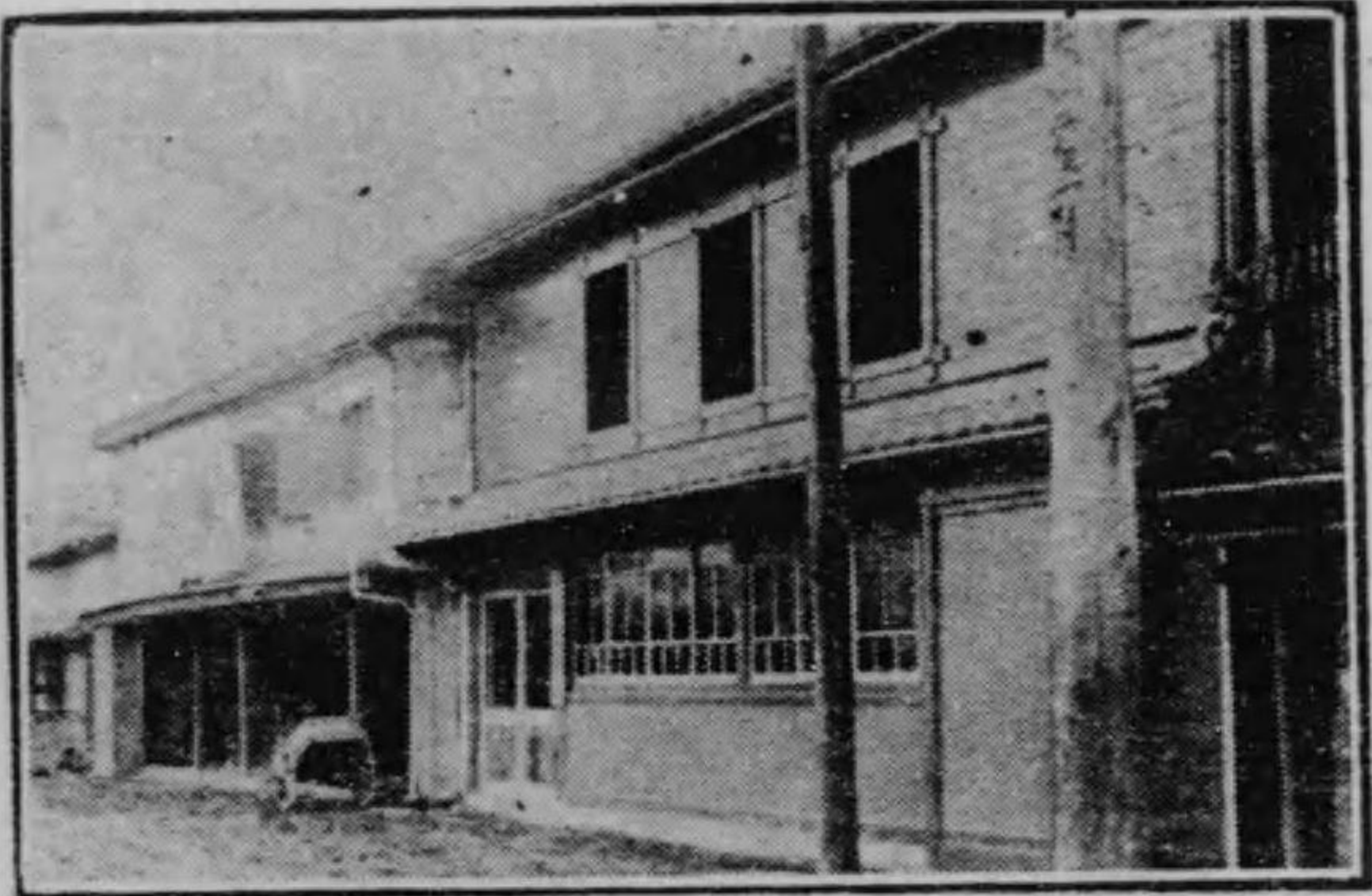
下毛郡小楠村大新田竹内勝三郎氏は有數の素封家で明治二十四年清酒醸造を開始して以來家運益興隆し幾多の經驗を経て地方有數の清酒を醸造するに至り逐年盛大となり現今の醸造高は優に千石を突破するの盛運を來し販路の如きは大分縣下は勿論北九州一帯即ち關門若倉幡地方に多大の輸出をなすに至つた、更に大發展の素地を造るべく大正三年戸畑及び八幡兩市に支店を設置し奮勵大に努めたる結界家業次第に繁榮に赴き今や同地方に於いて非常なる聲望と信用を得るに至つた醸造の銘酒白菊は各地の博覽會共進會等にて金銀賞牌數十個を受領しその眞價を裏書せられてゐる氏は往年郡參事會員として在職中公共事業に貢獻せる所頗る多く温厚の長者として地方の尊敬を受けてゐる。

醬油醸造業

田 澁 廣 吉

下毛郡 中津町

二豊の天地に雄飛せる實業家田澁廣吉氏は明敏果斷進取の氣象に富み功妙なる經營の才卓絶せる手腕は瞻仰に値するものもありされど徒に名利に走らず只管基礎を確立し信用を博し社會の重望を負ひ専ら品質の優良と擴張發展を企圖するにあり今や理想的醸造場の設置と共に醸造高三千石に達し品質優良なるを以て數十回に渉り各種



品評會共進會に於て最優位の賞牌を授與されたること枚舉に違あらず目下君は下

毛郡會議員町會議員中津商工會幹事として公共團體事業に努力盡瘁しつゝあり君の將來は榮光赫々たるものあるべしと謂ふべし



製材業

中津外馬場

竹岡ツギ子

明治十一年中津町生れ夫重太郎氏は俊才の譽れ高く事業家として一般に周知せられ佐賀製糊會社工場主任並に長崎造船所倉庫課長に在職し明治四十年頃歸津し現在の竹岡製材所を創設したのである當時製材業は頗る幼稚なる時代にて製材に經驗ある者少なく經營上の困難尠なからざりし創始當時は蒸汽力九馬力其後瓦斯二十二馬力に換へ製材し居りしに四十四年氏は不幸病魔の冒す所となり長逝せり。つぎ子氏は婦人の纖弱なる身を以て男性的勇氣を鼓し製材上電氣應用三十馬力と爲し人夫の使役其他材料の購入等殆んど寢食を忘れに各地に出張し困難辛苦の勞を積み今尙經營の任に當つて居る志想の堅實と終始一貫十年餘の久しき男性的活動の模範たることは扇城の松梢と音と共に永久に傳はれるであらん





東京堂小間物店  
田村鐵造  
中津町古博多町

118

中津町古博多町に店舗を有する東京堂小間物店田村鐵造氏は明治七年中津豊後町に呱呱の聲を揚げ幼年にして京阪地方の商業を實地に修練し明治二十九年中津町古博多町に店舗を構へ東京地方の粹を集めて時代の要求に應じたるため店運頓に隆昌となり中津町屈指の小間物店として活動の素地を作るに至つた、店名東京堂の名も東京地方の粹を抜きたるを販賣せるに因み命名せるものである従つて販賣品も盡く東京並に京阪地方一流の工場と特約し最も確實に低廉に提供するを得、顧客の信用は鞏固としてくべからざるに至つた、特に眼鏡類に至つては多年の經驗上獨特の鑑識を有し下駄の如きも東京上州屋と特約して流行の粹を供給し一般小間物類も嶄新にして常に時流を抽んで非常な好評を博してゐる



清酒卸商

嶋澤伊吉

中津驛前

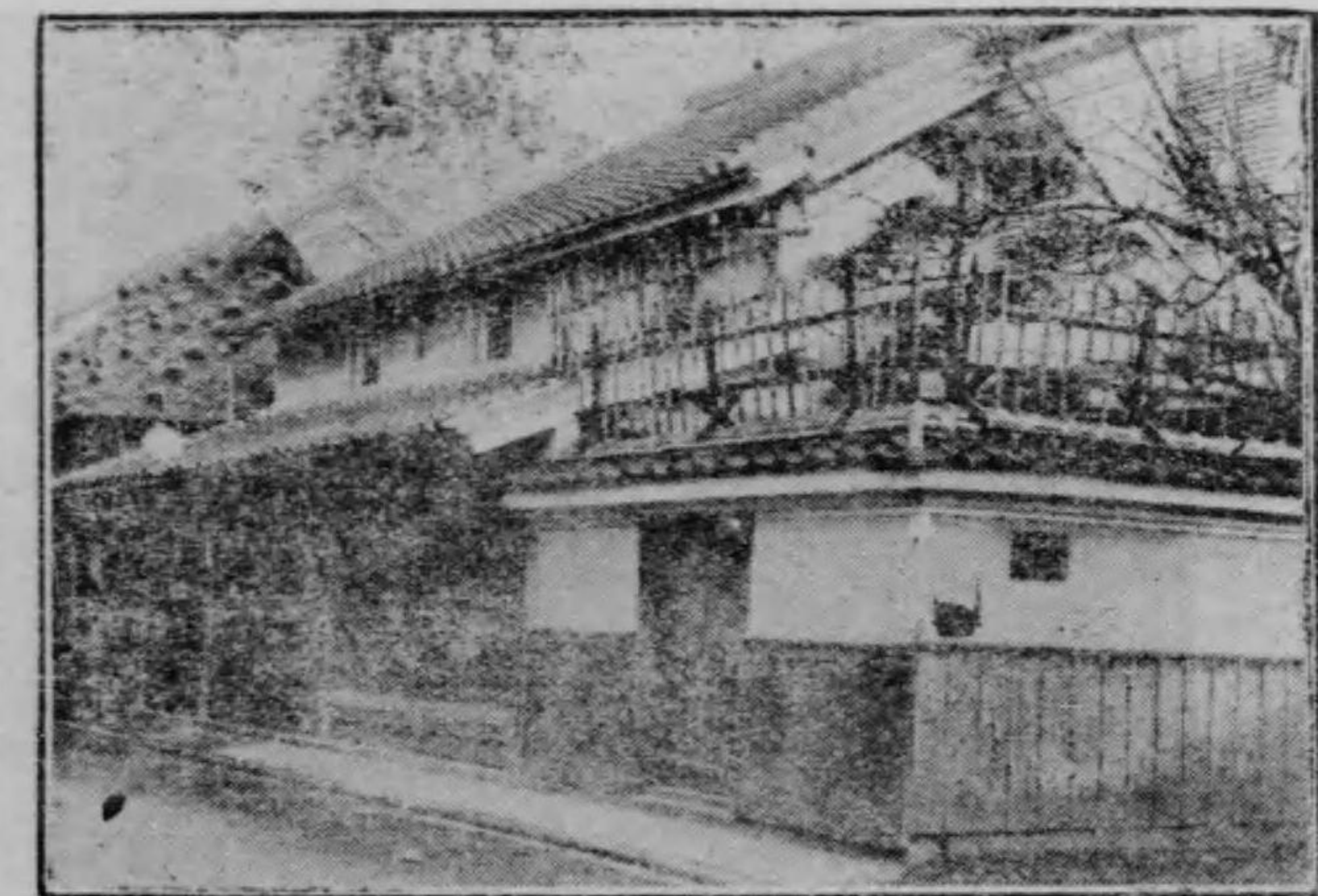
君は温厚にして果斷に富み實に天稟の才士なり幼年時代より奮闘努力し爾來多年の辛酸を嘗め明治三十四年業務の刷新を斷行して以來商況頓に繁盛に赴き其販路福岡大分兩縣下に亘り一躍して縣實業界の重鎮として二豊の天地に雄飛するに至れり今や郡會議員村會議員商工會幹事として各種公共團體に關係し一意専心地方の發展進歩に努力し其功績顯著なるものあり大正五年福岡縣戸畑町に支店を増設し大正九年大分市に支店を増置し地方の顧客に満足を與へ居れり長男六郎氏は頭腦明晰商機を見るに敏にして秀才の譽あり今後の中津町は尙ほ君の努力に俟つもの多々あり中津發展のため健在と努力を希ふて已まず



### 醬油釀造業

## 國分利一郎

下毛郡大江村



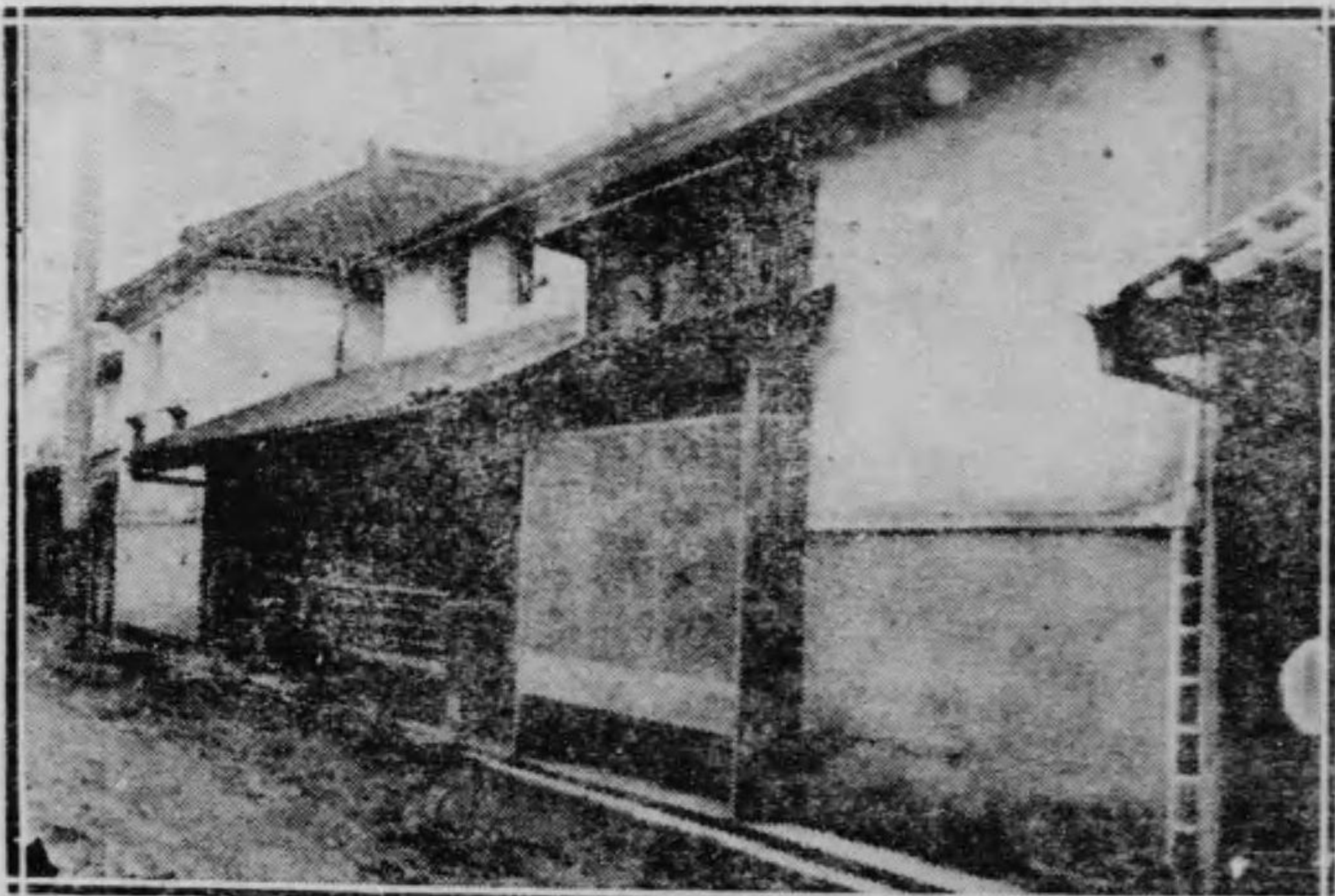
君は明治十年中津高等科卒業後漢學を修め造詣頗る深し天資英邁虚飾を好まず純正にして上下の隔てなきを以て地方の人望を一身に集め居れり大正八年郡會議員選舉に際し有權者各自が確信を以て全村一致君に投票したる一事よりするも其人格の崇高なることを窺知すべし明治四十年醬油業を始め爾來品質の改善に研究に研究を續け遂に「養老」醬油をして品質優良香味芳醇の好評を博するに到らしめたり大正七年日本醸造協會九州支部品評會に於て優等賞受領其他各種品評會に於て賞狀賞品を授與されたるは枚舉に遑なし宜なる哉近年益々販路の擴張を爲し縣内は勿論福岡山口遠く上海まで輸出し釀造

石數壹千石に及び此の如く近來頼に需要増加したるを以て規模を擴大し嶄新の設備を施し顧客に満足を與へ居れり亦築上郡廣津に支店を經營し清酒の釀造を行ひ地方の人氣を集め居れり令弟秀二氏は三井物産株式會社に多年奉職し令名高し

### 醬酒釀造業

## 菊池安之丞

豊前中津町



君は明治十一年中津町の舊家に生れ幼少より穎才の譽あり中津高等科を卒へて後漢學を専攻し今日の聲望を擔はしむるに至れりと云ふ故に君を知る者は何れも君の人格を信ずる人のみなり六代と云ふ古き歴史に輝く「命」醬油は風味佳良品質優越なるは同業者間の羨望する所となれり販路は各方面に涉り居れるが主要地としては關門福岡本縣の諸地方にして其釀造高壹千五百石に達す大分縣醬油釀造組合下毛郡支部長として大に盡力しつつあり又公共事業に對しても献身的の努力を惜まざる人なり大正七年襲名家政を繼續して大刷新を行ひ居れるを以て前途の隆運は推して知るべし

ひめじや呉服店主

### 中尾定吉

中津新博多町

先代は播洲姫路藩主小笠原信繼候の中津に封せらるゝや御用商人として附随し居を中津に移し「ひめじや」の屋號を藩候より拜領したもので雨來幾多の星霜を経て現代中尾定吉氏に至つたのである君の呉服商を經營すること茲に三十年余終始一貫確實と信用を以て一般顧客に満足を與ふる所謂實行主義の賜は中津商業界に**定**呉服店なるものを信頼されたる所以である君資性着實際健叮嚀親切にして一般の氣受け頗る宜し長男利三郎氏年少氣銳の青年にして商機を見るに敏捷なるを以て同店の發展は將來大に注目すべきものがある前途夫れ降盛なる哉

### 酒造業

宇佐郡柳ヶ浦村

### 今戸民次郎

宇佐郡柳ヶ浦村銘酒總督醸造元今戸民次郎氏は誠實と機略を以て鳴り鞏固なる意志の所有者なり一度爲さんと決心したる所に向つては敢て躊躇する所なし之れ君をして今日の富と智と地位とを把握せしめたる鍵輪たる君の祖先是徳川氏の末裔にして先代彦七氏の後を承け家業經營の任に當る事となり銘酒總督醸造に従事せり常に潑刺たる意氣を以て醸造の道に進みたるを以て一躍隆運を告げ父業をして益々大ならしめ又各種の品評會共進會に於て優等賞牌を受くこと十數回に及べり君資性剛毅快刀亂麻を斷つが如き態度を以て萬事に臨むを以て衆望頗る厚きに到れり嘗て村會議員に選出され郡會議場に送られ郡參事會員に擧げられ郡村の政治上に關して君の貢献したる處頗る多く現に宇佐郡酒造組合組長村會議員の職にあり縦横の才智を以て職責の完全なる遂行に努力しつゝあり君の前途に於ける飛躍は頗る刮目に値するものあらん豈に多幸ならんや



銘 一天醸造元

下毛郡和田村

# 上ノ段延太

北九州に於ける清酒醸造界の權威者として推稱すべきものは上ノ段延太氏である君は土地の小學校を卒業するや實業が社會の本體なるを痛切に感じ斷然志を實業に起て先づ熊本商業學校に入り一意専心研究する所あり優等の成績を以て卒業後一年志願兵として歩兵第四十七聯隊に入營し少尉に昇進し滿期歸郷後嚴父辰三氏の遺業を繼承し多年の修養と研究とを應用し品質の改良と販路の擴張に務め今や北九州に於ける門司戸畑並に下關に支店を設置し筑豊の鑛業地に盛んに搬出供給して居る更に偉ぶべきは先代の經營する當時は僅々五百石に過ぎざりしが今日には實に二千石に達したるは君の努力の一斑を知るに足る可し尙醸造の銘酒一天は各種品評會共進會に於て常に名譽優等賞を受領し居るは其品質の優良なるを窺知するを得べし君は公共事業に貢献する所多く現に村會議員在郷軍人會長の要職にあり今や少壯有爲の實業家として衆望を一身に集め郡内に於て一の勢力を有せり望み多き將來は君の爲め祝福の榮光を掲げて待てり



## 米穀商

# 佐藤寅一

豊前中津町

君は中津町に生れ弱冠にして家を嗣ぎ爾來孜孜勤勉業を勵みて倦まず凡百の艱難に遭遇して決心益々固く苦心經營に任じたる効空しからず家運益々隆盛に赴き繼ては縣下第一の米商と稱せられ遂に躍進して關西に於ける大米穀商たるに至れり斯くて今や大阪堂島米穀市場にありても印は一つの權威ある標章となり豊前米優良の代表を以て目されつゝあり而して其の取引地の如きも殆んど豊前一帶に涉り延いて豊後肥後筑前方面より九州乃至中國地方に及び一ヶ年の取引高實に二百萬石に達するに至れり君資性堅忍不拔意の向ふ所に向つて邁進し機智觀察頗る敏にして相場推移の前途に對して驚く可き適確なる豫想を有し斯業間に畏敬さる君は其他各方面の公共事業に對し盡力する處多く曩きに郡より表彰されたる事あり聲望一世に高く宇佐屋の屋號を以て呼ばれ一般の信賴頗る厚く目下中津町會議員中津商工會長大分縣穀物同業組合理事豊前銀行監査役の要職にあり尙君は數年肥料商を兼營し優良品の普及に務め米穀増收の爲め盡す處あり常に禪學に心膽を練磨して居る

築上郡友枝村

### 實業家 吉村鐵臣

北九州に於て山林王として推稱せられ郡内に於ける財界の一方の重鎮として勢望を有せり君は夙に實業家たらんと志し各地に學を修め識見を積み他日飛躍の基調を爲せり君の鋭敏なる觀察は殖林事業の最も有望なるを唱導し自ら率先實行し他の奨励に務め郡勢の増進に寄與する處尠ならず又先祖代々殖林事業に熱心し原野荒地を拓きて以て植林し何等の價值なき原野をして延々里余に連る綠林の寶庫と化せしめたり斯の如きは決して一朝一夕の事にあらず君の先祖が日夜刻苦精勵家業に勵み勤儉産を治めたる故に外ならず亦嚴父治平太氏は宇ノ島鐵道創設時代の社長として献身的努力の結果同鐵道の敷設を見るに至りたるものなるは今尙ほ人口に増益する所なり君は明治三十七年日露戰役に際し陸軍主計として滿蒙の野に惡戰苦闘し勳功あり凱旋歸郷後専ら公共事業に盡瘁し地方改良學校の新築道路の修築等其他同地方に於ける事業にして一として君の關係せざるなき有様なり現に築上郡會議員村會議員の職にあり實業界に於ては宇島鐵道株式會社並に郡是製絲株式會社の重役たり。

築上郡東吉富村

### 矢頭軍司

矢頭軍司氏は東吉富村屈指の名望家にして明治二十二年築上郡役所に奉職、在職中學校建築に多大の努力を費やし築上郡より表彰せられ明治三十七年の日露戰役の際は率先して國事に盡瘁し功勞に依つて勳七等青色桐葉章を授けられ一時金下賜の恩命を受けた、明治三十四年衆望を負ふて東吉富村長に選舉せられ爾來村政に貢獻する所頗る多く村民輿望の中心となりて現に村長の職に在り名望日を遂ふて高まり村民の信望を一身に集め之に加へて家運愈隆昌に向ふに至つた、明治三十九年海老ヶ淵堰灌漑の耕地九十町歩の工事監督となつて幾多の困難を突破して之を完成せしめたる外明治四十年年東吉富村小學校の改築に際し東西に奔走して有終の美を收め大正三年には耕地整理として約百町歩の荒地を整理し同七年には東吉富村信用購買販賣組合の組織に従事し組合長の要職に就く等郷黨のため盡力する所少からず村民尊敬の中心となつてゐる氏は右の外所得稅調査委員郡村會議員等の名譽職を有し吉富室業會社築上蠶業會社等の重役として實業界にも雄飛してゐる

清酒釀造業 松掛タケ

中津町



凡そ如何なる事業と云へども直接その衝にあたり是を經營するは堂々たる男子ですら世路の險難容易ならざるに繊弱なる一婦人の身を以て釀造の難事業を獨力經營し、しかも益々家業を發展せしめつゝある松掛タケ氏の如きは稀に見る女丈夫として懦夫をして起たしむるに足る。大分縣風指の商業地たる中津町中津町に宏壯なる店舖を有し、銘酒十萬石及醬油松の富士を以て社會に噴々の好評を博せる松掛商店は實に松掛タケ其人の獨力經營する所で、夫君故藤三郎氏生存中も家政の傍ら専ら内助の職を盡し賢婦人の譽高く、大正八年十二月藤三郎氏の死去するや男勝りのタケ女は空しく涙にのみ暮れ居る時機にあらずと、勇往邁進あらゆる誘惑に勝ちて斷然營業を繼續し、昔日に勝る隆盛を見つゝあるは同女の手腕の凡ならざるを窺知するに餘りあり。同店釀造の清酒十萬石は芳醇佳良稀に見る眞酒として、多大の稱讃を博し、第八回宇佐下毛聯合清酒品評會大分縣酒造組合聯合品評會等に於て名譽第一等賞を受領せる外、各地に於て開催の品評會にて數回の賞牌を受領し居れるに徴するも同店釀造の清酒十萬石が如何に卓越せるかを証明して餘りあり、殊に同店釀造の白酒は中津名産として古來人口に膾炙せるものにて、明治二十八年釀造を開始し爾來二十五年の長年月に亘り改良を加へ、品味頗る良好斯界の霸王として江湖の推稱を受けつゝあり、白酒小壘四合への包装に使用せる蘭紙は体裁其他に就き多年苦心の結果同店の新案に係るものにして販路頗る廣きに及べり。タケ女の事業を經營するや、常に顧客本位と誠實を主義とし終始一貫堅實なる足場を定めて奮闘せる結果多大の信用を博し取引の堅實なるは稀に見る所に於て、今や同店の前途は旭日の昇天するが如き勢にて發展しつゝあり。同女は資性剛健萬難に屈せず勇猛邁進し有聲男子と云へども敢て企及すべからざるを遂行する勇氣あるも一方亦頗る義侠心に富み慈善事業及び一般公共事業に少からざるを寄附し、貢獻する所多く信仰心に富めり殊に大正九年十一月大分縣中津地方を中心に舉行せられたる陸軍特別大演習に際し特に 皇太子殿下より御買上の榮を賜りたるを機として益々品質の改良に努力しつゝあり。



家具商

中津船町

正木彌市

正木彌市氏は中津町家具商の權威にして明治五年の創業に係り店礎の鞏固なる嶄然頭角を抜いてゐる氏の卓絶せる手腕は累年家業の盛榮を招致し大正五年九月戸畑市に支店を設置し北九州工業都市に供給するの途を開き家運日に隆盛に赴いてゐる主要販賣品たる漆器建具箆筒陳列棚等は常に嶄新なる優良品を京阪地方より仕入れ品質の優良と價格の比較的低廉なるを以て聞へ主として卸本位の營業を續け地方に於て絶大の信用を得て居るが氏は家業の繁務に鞅掌する傍ら營業稅調査委員中津商工會幹事等の職にありて地方發展のために貢獻してゐる



中津町留守居町

松田 夕ヨ



扇城の女丈夫として定評ある松田タヨ子女史は明治三年中津金谷に生る、妙齡にして同町醫師松田三氏に嫁し長男彰氏を擧ぐ幾何もなく夫君益三氏は病魔の侵す所となつて亡した當時幼年の彰氏を抱へたタヨ子女史は暫し悲嘆の日を送つたが大悟一番大に奮發して中津下正路に山羊の牧場を經營し爾來數年女の纖弱き手にて牧場を繼續し百難を突破して有髯男子をして後へに墮若たらむる程の活動を遂げて多大の好成績を收めた、その間夫君の忘れ形見たる彰氏の教養に努めた、幾年若辛の功空しからず彰氏は大正十年四月東京醫科大學を優等の成績にして卒業現に軍醫官として活動してゐるが女史は彰氏の大成と共に悠に余生を營むべき從來經營の牧場他に譲り余生を楽しんでゐる

中野製藥株式會社  
社長 中野 哲 藏



君は豊前中津町古魚町に店舖を有し専ら藥種商を經營しつゝありしが時局の進運に伴ひ感ずる所あり大正八年六月資本金拾萬圓の株式組織にて中津米町に中野製藥株式會社を創立し常務取締役中野金吾氏が其經營の任に當り藥草の栽培、製藥、販賣の事務を擔當して居る常務中野金吾氏は熊本藥學校出身の藥劑師にして斯界の研究經驗兩々相俟つて社運益々隆盛に達し今や北九州に於ける製藥業者中其比を見ざるに到れり。

東京齒科醫學士

# 間野 一三

中津町船町



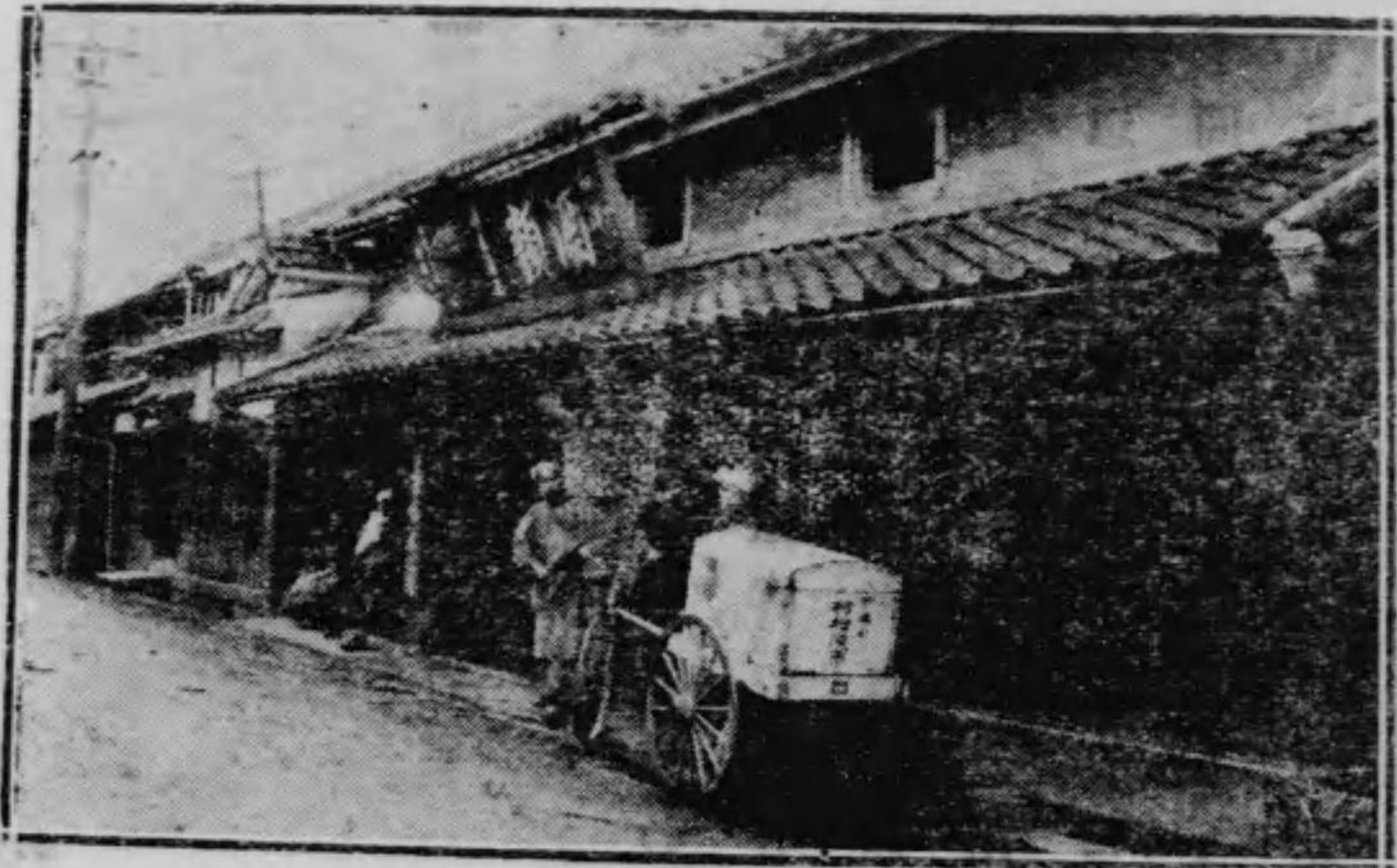
東京齒科醫學士間野一三氏は明治四十五年中津中學卒業後東京齒科醫學專門學校に入學大正四年優等の成績を以て卒業し其後東京に於て斯道大家の下にあつて研鑽する所あり大正五年現在の場所に於て開業し患者蠅集するの盛況を呈してゐるが更に椎田町にも分院を設置して診療に従事し大正八年には鐘紡中津工場の囑託醫となり現に株式會社中野製藥所の顧問等に擧げられ非常な好評を受けてゐる氏は特に臨床技術に秀でて在學中醫專校長より屢々表彰せられたる事あり嚴父遺業氏は中津留心學校長として多年地方教育界のため盡瘁し郡教育會等より數次の表彰を受け先考物故したが氏は父君の遺志を受け現に留心學校主として地方教育界にも多大の貢献をなしつつある。

白酒 耶馬の雪  
醸造元

# 村松 春馬

中津町

君の先代は中津藩の士族にして廢藩置縣即ち明治五年現今の古博多町に店舗を新設し一意専心商業に従事することになつた當時醸造業は頗る幼稚なる時代であつた先代淺市氏は明治四十二年白酒の醸造を開始し改良發達を計り純良白酒を耶馬の雪と稱し天下の勝地を聯想すると共に純白雪の如き醇良無比なることは一般需用家の認識する所今や江湖の嗜好に適し遠きは滿韓青島臺灣方面及九州一圓は勿論山口四國方面に多額の輸出を爲すに至れり尙灘銘酒正宗並に洋酒味淋の卸賣を爲し店運隆盛に向ひつゝあり君昨十年中津町會議員に當選し町政に盡碎し居れり前途多幸なる哉。



松 榮 堂

豊前中津町

松 田 順 松

耶馬溪團子の創製者として有名なる名菓の製造元は松田順松氏である君温厚篤實研究心に富み名菓製造に就ては九州は勿論京阪地方同業者の視察を爲し原料の選擇品質の良否嗜好の適否等を調査し専ら品質の優良と顧客の嗜好に鑑み精選する所あり爾來耶馬溪團子の好評噴々として観光客土産品として一般に認識さるゝに到れり亦全國各地の品評會共進會に出品し賞牌賞狀を授與されたる事拾數回なるを以て名菓の品質優良なるを窺知すべし君は大正十一年六月中津菓子同業組合の組織さるゝや推されて幹事となり斯業の改善發達を計り盡瘁する所多し君前途益々良運なる哉。

材 木 商

浦 野 龜 彦

中津町停車場南側

中津驛前廣場に廣大なる製材所を有し下毛築上郡地方に亘り製材業の權威として活動しつ々ある浦野龜彦氏は資性温厚篤實斯界の巨星として活動を續けてゐる人である氏の營業方針は在來の材木業者によくある投機的事業に一指をも染めず極めて堅實なる主義を奉じ地方に於て有數の信用を得て居る販賣地は筑豊の各大炭山を始め遠く朝鮮滿洲に至るまで確實なる取引を有し店礎の鞏固にして信用の絶大なる屈指の材木業者として自他共に相許す盛運にあるが氏の熱心鞏固なる意志は多々益辨する底の膽力を有し同店近來の發展は眞に目覺ましきものがある。



材木商

中畑安太郎

築上郡東吉富村

築上郡東吉富村大字小犬丸中畑材木店主中畑安太郎氏は明治五年同所に生る、父君善三郎氏は材木商を営みて非凡の商才を有し家業大に興隆したが氏は父君の後を襲ひ明治二十五年材木販賣業を開始し獨特の手腕を以て次第に販路を擴張し爾來商運日を遂ふて隆昌に赴きその販路の如きも九州一圓を始め遠く滿鮮地方に及び店運隆々眞に旭日昇天の概があると云ふ、氏は資性穩健着實にして不言實行、加ふるに品行方正郷黨の推賞する所であるが地方事業界の立物として活躍し幾多の會社に關係を有し家業の傍ら村會議員にあり村治に貢献する所が頗る多い。



砂糖卸問屋

白壽兵太郎

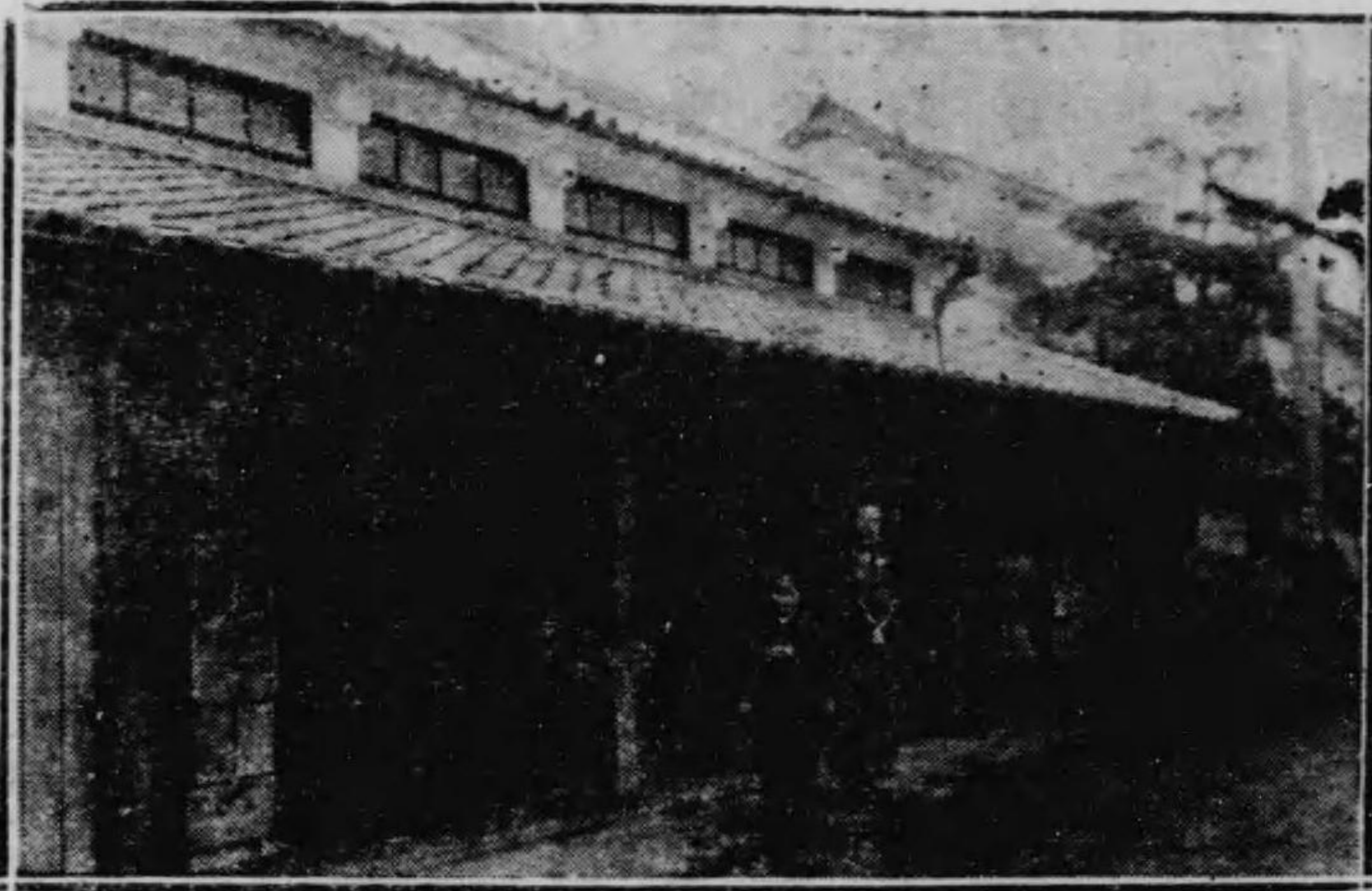
中津町京町

中津町京町に宏大なる店舗を有し地方斯界に覇を稱へてゐる砂糖メリケン粉卸問屋白壽兵太郎氏は生粹の中津人にして最初菓子砂糖商を営んでゐたが時勢の要求に感ずる所あり現在の京町に家屋を新築し大正二年三十二才の働き盛りの時代に移轉し業務の擴張を圖つた結果その非凡なる手腕によりて店運は忽ち隆昌に赴き眞に旭日昇天の發展振りを示した、同店は大日本製糖、明治製糖、臺灣製糖、大日本製粉會社等の大會社の特約店として多大の信用を得。果斷機敏なる商略は常に百發百中の状態にて店運の進展眞に目覺ましきものがある氏は温厚着實の實業家にして前途頗る多望と謂ふべきである。

築上郡東吉富村

# 山本傳松

山本傳松氏は東吉富村喜連島の名望家にして慶應二年同所に呱呱の聲を揚げた明治三十七年漁業法の制定に際し端なくも勃發し非常な大事件として漁民の死命を制する大分福岡兩縣境界の争係事件に關し氏は郷黨のため一身を塔して兩者の居中調停を試み血を見るべかりし争鬭事件を圓滿に解決せしめてより以來郷民尊敬の的となり明治四十二年村會議員に選舉せられてより以來今日に至るまで引き續き村會議員に選舉せられてゐる、氏の令息喜代藏氏は目下東京帝大法科に在學し俊才を以て知られ令嬢も先般中津高等女學校を優等にて卒業した。



## 石油卸商

# 池永吉平

中津船町

中津船町に宏大なる店舖を有し中津町有数の石油卸商として活躍しつつある池永吉平氏は明治四十年石油マツチ蠟燭等の卸商を開始し寶田石油株式會社の特約店として縣下第一の販賣高を示し地方に多大の信用を博してゐるが氏は商人温厚篤實堅忍不拔の精神は克く幾多の難關を突破し家業日を送ふて隆盛となり販路の如きも縣下は勿論福岡縣一圓に亘り非常な勢力を持つてゐる。

中津島田  
 精麥業司城永二氏

君は宇佐郡高家村出身にして明治卅七八年日露戦争に参加し勳功あり歸來匆匆商業に従事し確實なる取引は多大の信用を博し今や家運隆々たるもの商機を察するに敏なる所以なり大正八年食糧問題の起るや君は改良麥自働加熱壓扁機を購入し精麥業を創始し一般に供給販賣に従事して居る改良麥の特色は二回炊の手数を要せぬ加工に際し水を使用せざるにより麥固有の營養分を失ふことなし成飯として長時間の保存に堪ゆることの特有性がある斯る最新なる機械を据へ付け精麥するに到りたるを以て需用側の満足は偉大なるものである君剛毅恬淡能く下情に通じ窮民を救済するの風あり大正十年豊田村會議員選舉に際し推されて村會議員に當選し爾來同村葛藤事件調停の勞を取り解決する所あり今後合併問題等に關しては一層の努力を要す。



中津町旭橋通り  
 藥舖古田清市

中津町旭橋通り忠清堂藥舖古田清市氏は明治十六年下毛郡小楠村に呱呱の聲を揚げ普通教育を受けたる後直ちに藥業見習のため長崎市本田忠英堂藥舖に入り研鑽得る所頗る多く既に一家を成すに至りたが三十六年十二月歩兵第十四聯隊に入隊日露戦争の開かるるや直ちに滿洲の各地に轉戦し具さに辛酸を嘗め三十八年十二月無事凱旋し功により叙勳せられた三十九年滿期除隊となり其の後長崎市に於て藥業を研究する事多年長崎市藥業會より表彰せられた斯くて明治四十三年十二月自營のため退店歸省し爾來十餘年具さに辛苦を嘗めて奮闘努力し遂に今日の盛大を得るに至つたが氏は品行方正眞に奮闘努力の熱血男にして前途に多望なる人である。

### 銘茶販賣業

## 藤原三郎

中津町古博多町



中津古博多町銘茶販賣業藤原三郎氏は中津地方に有数の老舗にて多大の信用を把持してゐる商店である、藤原氏は真に斯界の長老として單に茶質その他に通曉せるのみならず茶道に於ても優に一家をなし造詣する所極めて深く地方に於ける斯界の權威である、嘗て綠茶紅茶の栽培を奨励し斯業の發展に大に貢献する所があつた氏は年齢五十餘に達し身体強健壯者を凌ぐの氣節を有し家業の傍ら地方茶道の發展を計り家運の發展真に目覺ましきものがあるは氏の鈍物にあらざる事を證明するに足る。



中津町日の出橋通り

## 福田吉松

中津町日の出橋通り福田電機商會主福田吉松氏は四國温泉郡睦野村に生る、先代の家業織物業を捨てたる氏は明治三十六年以來吳海軍工廠、長崎三菱造船所、朝鮮電氣會社等にて技能を磨き大正二年臺灣總督府、大正三年臺灣總督府鐵道部に於ける電氣工事に従事して名聲を博し其の後東京電燈會社に入社して専ら列車電燈取付に従事して研鑽し得る所少なからず大正五年芝浦電氣工作所臺灣總督府電氣工場等に入社し益々斯道の研鑽を遂げ退機後年來の素志を貫徹すべく大正八年中津町京町に福村電氣商會を經營し更に單獨經營として名を福田電氣商會と改め且店舗を中津驛前に新築し奮勵努力せる結果、店運次第に展げ今や斯業の權威として近隣に覇を稱ふるに至つた、營業科目は氏多年の經驗に基き電氣工作物機械の販賣に従事し着實穩健なる氏の營業方針は忽ち一般社會に認められて長足の進歩を遂ぐるに至つた。



服 商 吳

松 藤 部 池

町 多 博 新 町 津 中

中津新博多町吳服商池部藤氏氏は多年同町にて吳服販賣業を営み穩健着實の店風はいたく信用を博し中津町に於ける吳服商として堅實なる地歩を占め不撓不屈の營業振りに家業次第に進展して店基の鞏固なる稀に見る所にして店連日を遂ふて隆昌に向ひつつある、氏は最初若松小倉方面に於て製菓業を営みつつありしが非凡の手腕を有する氏の商業的卓見は漸次成功して遂に今日の盛大を招來するに至つた同店の主義は飽迄薄利多賣主義を奉じ顧客に對し丁寧親切を極め氏の長男は目下中津商業に在學俊才として後日を期待せられてゐるから同家の盛大は期して待つべきであらう。

醬 油 釀 造 業

岩 田 虎 藏

中 津 豐 後 町

岩田虎藏君の名は實業家としても將又財的政治的地位からも新進の活動家として知られたり君は醬油釀造業を營み京屋と號し有名なる京醬油の本店なり君は先考春二郎氏の遺志を繼承し自ら其衝に當るや一意着實なる發展を期し漸次堅實なる地歩を占めたり世の斯業者が動もすれば投機的計畫を敢行せんとする時にあつて君の如く質實なる充實より歩調を進めたるは敬服に値する處たり君年齢三十有餘其手腕既に圓熟の境に入り而して君の鋭敏なる識見は時代の赴く所を遠觀し之に對する遠大の立策を行ふの技倆を有せりされば徒に名利を追はず信じたる事ならざれば決して一指を染むる事なし然りと雖も一度奮起せば勇猛邁進初志を貫徹せざれば已まざるの氣概を有す君の劃策は時代に適應せるを以て英名益々高く自家の釀造業亦販路的勢力著しく増大せるものあり君は淡然能く談じ人に對して決して無用の障壁を設け尊大を示す事なし而も内に藏する智識經驗深きものがあるに於て一層君の偉大なるを偲ばしむ君大正十年町民の輿望を負ひて町會議員に當選し町政の革新其他公共事業に努力しつゝあるはいかに奮闘的生活を以て終始する一班を窺知すべし望多き將來は君の爲榮光を掲げて待つ

中津町

## 日野清市



中津豊後町日野清市氏は中津町有数の素封家にして温厚篤實何等の野心を有せず一意専心家業に奮勵してゐる、氏の嚴父清治郎氏は吳服太物商を營み拮据奮勵十數萬の富を作りたる人にして清市氏の代に至り營業を止め目下専ら金融事業に携てゐつるが普通の金貸業者と選を異にし人に接して頗る懇切を極め温厚篤實の長者として尊敬を受けてゐる。

築上郡東吉富村

## 島屋材木店

吉田良一

築上郡東吉富村小犬丸島屋材木店主氏は安政四年東吉富村小犬丸に生る明治十七年材木商を開業し爾來氏一流の商業的手腕は忽ち社會に認められ遂年繁榮に赴き今や附近第一流の材木商として一般に認められ業績日に顯著を示してゐる氏の販賣先は筑豊各炭坑地に廣大なる取引先を有し三井住友麻生の各大炭坑を始め遠く臺灣朝鮮滿洲に至るまで得意先を有してゐる以て如何に氏の手腕の卓絶せるを證するに足る氏は右の外明治三十三年郵便事務に携はり地方交通のため貢献する所多く明治二十年以來村會議員として村政に參與し此間郡會議員中津材木組合評議員等の名譽職に擧げられ地方開發のため貢献した所が頗る多い氏は右の外吉富黨業會社取締役築上蚕糸會社取締役東吉富信用組合理事東吉富村總代等となりて地方實業界に雄飛し多大の信用を受けてゐる。

豊前中津古博多町

森久嘉榮



君は豊前中津町に生れ小學校時代より秀才の譽あり明治十三年先代の遺志を繼承し兩換店を開始し同二十四年更に株式現物商を創め二十六年中津米穀取引所の設立に盡瘁し三十四年煙草專賣元賣捌所及キリンビールの特約店を開始し以て今日に及び君資性温厚篤實にして理非明確なり従つて君の營業振は常に奮闘と努力とを以て終始し其縦横の機略は容易に他の端倪を容さざるものあり而も斯界に於ける財的信用と勢力とは一般の確認して疑はざる所なり君は町の發展に盡す處多く嘗て町民の輿望を負ひ以て町會議員に推され直接町政の事に參劃貢獻せる所多し亦蓬萊館株式會社々長として其經營監督の任に當つて居る君猶ほ春秋に富む將來の飛躍は一般の注目する處たり。

築上郡東吉富村

工家松藏

福岡大分縣界山國橋畔に壯大なる店舖を有してゐる工家松藏氏は東吉富村小犬丸にて呱呱の聲を揚げ明治四十三年護謨事業の有益なるに着眼し笈を負ふて大阪ゴム製造所に入所し親しく護謨製造に關する技能智識を獲得し四十四年歸縣直ちに該事業に着手し同村小犬丸に一大工場を設けてゴム製造を開始した氏の優秀なる技術は大阪方面の製品に劣らざる品質を有するものを産出するを得るに至つたので従來京阪地方より輸入せられてゐた地方需要の分を忽ち驅逐し尙進んで福岡縣下は勿論大分縣下にも輸出するの盛運を招致し業運日に盛んなるに至つた更に氏の活動的なる單に之のみに止まらず最近伊豫八幡濱の舊友と提携して該地の特産物たる織物の委託販賣を開始し是亦非常な好成绩を收めてゐる氏は性質極めて篤實機を見るに敏にして營業方針の如きも極めて堅實なるを以て知られてゐる。



吳服商

大西傳治

中津町旭橋通り

大西傳治氏は明治二十二年九月宇佐郡長峰村に生る、同四十年大分縣立日田農林學校を卒業して直ちに東國東郡立實業學校の助教諭に奉職した、在職三年確心勃々たる氏は平凡なる生活を捨てて明治四十三年大分縣農會技手に任せられ宇佐郡農會に勤務し大に地方農事の改良に貢献する所があつた、更に明治四十四年宇佐町農會技手に轉じ居る事一年有餘農政の改革を斷行して地方の開發に努力し功成つて同四十五年辭職、郷里にあつて専ら蠶業の發達を助成し山野の開發に全力を注ぐ等非常な好成績を揚げた大正二年中津町國道筋の素封家大西重藏氏に望まれ同家の養婿として入家し同年六月奮つて吳服商を現在の旭橋通りに開業した、行くとしてかならざる氏の手腕は幾何もなくして大に發展し中途挫折する事ありたるも不撓不屈遂に今日の盛運を招致するに至つた、營業方針は飽迄堅實を主義とし最近一般小賣の外卸商を開始し益發展しつつあるが少壯氣銳の氏の前途は眞に洋々たるものがあらう。



中津町 瀬口  
 合名會社 瀬口鐘詰製造所  
 專務取締役 瀬口七郎

中津町合名會社瀬口鐘詰製造所專務取締役瀬口七郎氏は我國に於ける有數の鐘詰業者にして技術の點のみにも優に一家を成して居る同店の創業は遠く明治三十二年に始まり四十一年對州に分工場を設置して以來岩國町にも分工場を設置し商機を見るに敏なる氏の商業的手腕は年を遂ふて益々發展し現今にては我國鐘詰業者の權威として自他共に之を許すの盛運を招致した氏は明治三十六年大分水分産試驗場講習生として多年斯道の研究を遂げ爾來繁務の餘暇を割いて京阪地方有數の工場を視察多年の經驗とその博絶せる斯界の智識とに依て益優良の製品を製出し現今製造の鐘詰は魚介果實鳥獸等の種類五十餘種に達し販路の如きも逐年増加する一方にて九州中國京阪地方を始め遠く北海道滿鮮に及び非常な歡迎を受けてゐるが右の外第五、十二、十八師團及び吳、佐世保鎮守府等の御用達として多數の製品を納入し數十年來各地の博覽會共進會等にて優良金銀賞牌數十個を受領してゐるに徴しても如何に同製造所の製品の優良なるかを証明するに足りるであらう





酒造業

中尾雷策

下毛郡尾紀村

中尾雷策氏は下毛郡尾紀村に擴大なる工場を有する酒造業の權威にして少壯氣鋭前途多望の青年實業家である、同家は明治十三年酒造業を開始し先代喜藏氏は村長を永年勤め地方有数の名望家であつた氏は明治四十年先代喜藏氏に望まれ中尾家に入り爾來家業に奮勵し漸次盛大に至らしめ醸造石數の如きも約千石に達する盛運を見るに至り販路も別府地方を始め關門若倉附近に多大の輸出を見るに至つた醸造の銘酒は從來の各種博覽會品評會等にて多數の賞牌を受領し名聲目を遂ふて籍甚となりつゝある、氏は大正二年郡内各地に卒先して乾蘆所を設置し郡内に於ける養蠶業者を激勵し多大の奮勵を促した、氏の手腕は全く未知數であつて少壯氣鋭何事をか成すべく期待せられてゐる。



雜貨商  
小犬丸恒二郎

中津町古博多町

中津町雜貨商の大立物小犬丸恒二郎氏は宇佐郡長峰村の出身であるが幼にして大志を抱き中津新博多町に店舗を設け大に畫策する所があつたが商業上の經驗淺きため一時困難に遭遇したが奮發努力の結果漸次頽瀾を既倒に回へして逐年繁盛を極むるに至つた、明治三十年家業の發展と共に店舗を改築し爾來發展する度に店舗を増築して遂に今日の盛大を見るに至つたものであるが營業方針の堅實にして固密なる克く時勢の進運に伴ひ京阪の大商店と特約して雜貨の卸商を開始するに至つた、就中羅紗裁縫品に至つては中津町に於て右に出づる者なき程の優越を示し廉價にして品質の優良なる甚く地方の信用を得るに至り宇佐豊津杵築築上中津各中學校の用達を命せられ店運日に開けつゝある。

### 家具商

## 訪諏宇太郎

中津町古魚町



中津町に於ける家具商の權威諏訪宇太郎氏は明治八年築上郡南吉富村に生る氏は普通教育卒業後工業見習のため大阪地方を巡歴し家具製造に關する見聞を擴めた明治二十八年歩兵第八聯隊に入隊二十九年四月臺灣土匪討伐に従事し蕃界に奮戦して一時金を下賜された明治三十一年十二月滿期除隊となり歸郷し中津町古魚町諏訪家に望まれて入婿し直ちに家具製造に従事したが多年の經驗と優秀なる技術とに依つて忽ち認められ店運目を遂ふて隆昌に赴いた明治三十七年日露戰爭の勃發するや歩兵第十四聯隊に編入せられ滿洲の野に轉戦して拔群の功を現し叙勳の恩命に浴した歸來一意専心家業の發達に努力した結果隆々として發展するに至つた、職長大江村 見忠藏君は大正六年以來同家の職長として氏を援助し常に嶄新の家具を製造に一般需要家の歡迎を受けてゐる。



### 履物白酒業 製造販賣業

## 末松四郎

中津京町

中津町京町白酒販賣履物材料業末松四郎氏は明治二十六年中津京町二丁目に呱呱の聲を揚げた生粹の中津人である、明治四十年祖父安藏翁の遺業を受け白酒の醸造を開始すると同時に履物材料等の製造販賣に従事し不撓不屈家業の進展に努力した大正元年店舗を増築せるを機會に家業の大發展を圖り大正七年八月召集せられて西伯利亞の天地に轉戦し十一月十五日召集解除歸宅後捲土從來の意氣を以て家業に奮勵し履物材料卸商を開始して以來家運益々發展するに至つた

中津町京町

## 菅野正

菅野正氏の祖先は奥平氏が扇城轉封の際奥平家の御用商人として扈從し來りたる人にして藩候より特に住宅を給せられたる程の由緒ある家柄にて先代保太氏現在の場所に於て藥種業を開始したのである當時縣内に於て藥劑師の免許を有する藥店主は極めて稀にして久しく大分縣藥劑師副支部長豫備代議員に推され地方斯界のため貢献ある所が多であつた現主人の正氏は築上郡岩屋村の大邊家に生れたが大邊家は代々醫を業として地方に於ける有数の名望家である氏は明治四十二年先代菅野氏に慈望せられて菅野家に入り大正六年長崎醫學専門學校藥學科を卒業後父君の跡を續きで大阪日光社と特約藥店を開始大いに發展する所があつたが家庭の關係上令兄なる大阪日光社に入り協力社務に従事して居る。

## 高等料亭 中武樓

樓主 東豐吉

扇城は耶馬溪の風景を背景として商工業の發達を速進するの地である従つて觀光客の慰安に供する設備も必要である就中中武樓の如きは其雄たるものにして中津一流の料亭として自他共に許せるものなり同料亭は東豐吉の經營する所にて設備の充實接客の丁寧は終始一貫したる主義なり即ち設備に對しては客室の清新ならんが爲用材通風採光より飾彩の點に至る迄留意し接續通路廊下の設備等間然する所なし殊に接客に當りては平素より女中其他に作法禮儀の一般を習得せしめありて些しの粗略だも演ぜざるよう注意しありて常に丁寧懇切ならん事に心懸け居れり其他食糧の精選新鮮調理の注意等を凡そ客に對して爲す可き總ての施設處置の完全を期せりされば中武樓の名北九州に於ける好評嘖々たるものあり尙最近に至りては新築別荘式の二棟を新築し益々設備の充實を圖り家運昇天の隆況にあり君天資温厚にして現に料理同業組合長の職にあり前途多幸なる哉

## 箆筒製造業 長野作郎

北九州に於ける箆筒製造界の巨頭として斯界の權威者は長野作郎氏である君は温厚篤實主義の人温情的を以て職工を遇するは同氏の工場に永年勤続者の多ききに依り其一斑を窺知するに足るべし由來中津の地同業者多し然るに一頭地を抽き今日の發達を見るに至りたるは全く材料の選擇と品質の優良價格の割安に起因する所多し君は製品の優良を期すると共に先進地たる京阪岡山廣島九州各地の同業者を訪問視察をなし常に時世の流行に適應して之が作製に注目して居る從來修養し來れる君の堅忍不拔の精神は艱苦を物ともせず家運益々隆盛を加へ優秀なる成績を示し今や一ヶ年の産額一萬五千本常備職工數十名に及ぶ實に盛なりと謂ふ可し同工場製作の箆筒は全国各地の博覽會共進會等に於て優等賞を受領したること拾數回爾來益々聲價を嵩め貴顯紳士の懇望に依り精製品を提供して居る君は前途尙春秋に富む今後の活動蓋し刮目に價するものあり於是乎君の健康を祈ると共に益々多望なる斯界の爲乾坤の努力を切望す

## 糸商 松田林平

君は中津町の生れ中學校卒業後一年志願兵として歩兵第四十七聯隊に入營し少尉に昇進し歸來匆匆父祖の遺業を繼承し糸商を營むことになつた君剛毅活潑頗る果斷力に富み一般小賣店の信用を博し今や北九州に於ける大商店と直接取引を爲し優良糸を可能的安價に且つ便利に一般需要者に提供し其間相互の利益増進に誠意を以て當りたるを以て遂日店况盛運を告げ一躍大商店を凌ぐに至れり斯くの如くして商業地盤の擴大するに及びて益々努力を怠らず店員を指導して迅速丁寧確實を不文律として固守し加ふるに品質の優良價格の安値ならん事を期して營業方針とし之が實行に努めつゝあるを以て今や取扱高に大激増を來たし斯界に於ける注目の焦點たり君の信條として正に居りて義に與みし任侠を以て知らる現に中津町消防長として町災害防護の任に當つて居る將來中津豊田大江合併の曉は市政上君の手腕に待つ所頗る多大なるであらう

乾物洋酒  
食料品商

六六

# 瀬口平吉

豊前中津新博多町

豊前中津新博多町魚の辻角に乾物洋酒和洋食料品等を販賣せる店主瀬口平吉氏は先代の遺業を繼承し確實なる商取引を以て好評あるは一般の唱導する所なり君の小學校を卒業して家に在るや十七歳の時より之を膝下に留めて他の店員同様に使役し寸毫も假借する所なかりしを以て容姿の柔相たるに似ず比較的意思想固なり従つて家政上益々堅固となり世の文明に伴ひて逐日業務の擴張を來し遂に今日の成功を見るに至れるは全く君の幼時に於ける實父鍛錬の賜と謂ふべし矣君は家祖の遺業たる乾物商を營むと共に一般の需用を充さんが爲め青物洋食料品洋酒諸雜詰等の販賣を開始し大に業務の擴張を圖り中津地方に於ける高等食料品洋酒等は總て同店にて辨するの有様なり君の堅實なる營業振は第三師團經理部並に吳海軍工廠御用達商店たるを以て其誠實の一般を窺知すべし而て豊田村に大日本冷鑛泉株式會社の設立さるゝや推されて取締役となり令弟實藏氏と協力して専ら同會社の發展を企畫しつゝあり君の如き鞏固の意思敏活の行動を不羈獨立の自信貫徹し以て社會に益せんとするの士を見るは洵に多とするに足る



大正十一年六月三十日印刷

【非賣品】

編輯兼 發行人 長 木 乙 吉

大分縣東國東郡豊崎村二千四十一番地

門司市浪花町五丁目千七十番地

印刷人 高 田 隆 助

門司市浪花町五丁目千七十番地

印刷所 東洋精版株式會社

398  
93

終